

(日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定について承認を求める件) 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案(議案)

の必要な事項を定めることを内容としておりま

す。

平成九年九月に日米安全保障協議委員会で了承され、安全保障会議の了承を経て閣議報告されました新たな日米防衛協力のための指針は、より効果的かつ信頼性のある日米防衛協力のための堅固な基礎を構築することを目的としており、同指針の実効性を確保することは我が国の平和と安全を確保するための態勢の充実を図る上で重要であります。

このような観点から、平成九年九月二十九日の閣議決定において、指針の実効性を確保し、もつて我が国の平和と安全を確保するための態勢の充実を図るために、法的側面を含め、政府全体として検討の上、必要な措置を適切に講ずることとされ、これを受けて政府全体として鋭意検討してきましたところであります。

本法律案は、こうした検討の成果を踏まえ、我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して我が国が実施する措置等を定め、もつて我が国の平和及び安全の確保に資することを目的として提案するものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、政府が、周辺事態に際して適切かつ迅速に対応措置を実施し、我が国の平和及び安全の確保に努めること、対応措置の実施は武力による威嚇または武力の行使に当たるものであってはならないこと及び関係行政機関の長は相互に協力すること等の対応の基本原則を定めております。

第二に、周辺事態に際して一定の後方地域支援、後方地域捜索救助活動及び船舶検査活動を実施することが必要な場合には、閣議の決定により基本計画を定めることとしております。

第三に、自衛隊による後方地域支援としての物品及び役務の提供、後方地域捜索救助活動及び船

舶検査活動の実施等を定めております。

第四に、関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い対応措置を実施することとしておりま

す。

第五に、関係行政機関の長は、地方公共団体の長その他の国以外の者に対し必要な協力を求め、または依頼することができること及びその協力により損失を受けた場合には政府はその損失に関し必要な財政上の措置を講ずることとしております。

第六に、内閣総理大臣は、基本計画の決定または変更があったときは、その内容を遅滞なく国会に報告しなければならないこととしております。

第七に、後方地域捜索救助活動または船舶検査活動を行っている者の生命等を防護するために必要最小限の武器の使用ができるとしております。

以上が周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案の趣旨でございます。

次に、自衛隊法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

外国における緊急事態に際して防衛庁長官を行う在外邦人等の輸送について、平成八年来政府部内で進めてきた緊急事態対応策の検討結果を踏まえ、在外邦人の輸送体制の強化を図るため、また、新たな日米防衛協力のための指針において、周辺事態における日米間の協力の一つとして、非戦闘員を退避させるための活動が挙げられたことを受け、その実効性を確保するため、在外邦人等の生命等の防護のための必要最小限の武器を使用ができます。

以上がこの法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を

現行法においては、輸送手段は、まず、自衛隊

法第百条の五第一項の規定により保有する航空機、すなわち政府専用機等であり、空港施設の状況等により、その他の輸送の用に主として供するための航空機も使用できることとされています。

これに加え、輸送の対象となる邦人の数等の事情に応じて、在外邦人等の輸送に適する船舶及び当該船舶に搭載された回転翼航空機を用いることが可能のこととするものであります。

第二に、武器の使用に関する規定の新設でございます。

緊急事態が生じて、外國において輸送の職務に従事する自衛官が、「自己もしくは自己とともに当該職務に従事する隊員または保護のもとに入った当該輸送の対象である邦人等の生命等の防護のためやむを得ない場合に武器を使用することができます」と規定することとするものであります。

以上が自衛隊法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

なお、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案は、衆議院において一部修正されておりますが、その概要是次のとおりでございます。

第一に、この法律の目的に関して、周辺事態について「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等」という文言を加えるとともに、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の効果的な運用に寄与し」という文言を加えるものとすること。

第二に、基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する後方地域支援または後方地域捜索救助活動については、内閣総理大臣は、これらの対応

の承認を得ないで後方地域支援等を実施した場合

には、内閣総理大臣は、速やかにこれらの対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならぬものとし、不承認の議決があつた場合には、政府は、速やかに当該後方地域支援等を終了させなければならぬものとすること。

第三に、船舶検査活動の実施等に関する規定を削除するものとすること。

第四に、内閣総理大臣は、基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果を遅滞なく国会に報告しなければならないものとすること。

第五に、後方地域支援を行っている者の生命等を防護するため必要最小限の武器の使用ができるとしております。

第六に、船舶検査活動の実施等に関する規定を削除するものとすること。

第七に、内閣総理大臣は、基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果を遅滞なく国会に報告しなければならないものとすること。

第八に、内閣総理大臣は、基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果を遅滞なく国会に報告しなければならないものとすること。

第九に、内閣総理大臣は、基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果を遅滞なく国会に報告しなければならないものとすること。

第十に、内閣総理大臣は、基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果を遅滞なく国会に報告しなければならないものとすること。

第十一に、内閣総理大臣は、基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果を遅滞なく国会に報告しなければならないものとすること。

第十二に、内閣総理大臣は、基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果を遅滞なく国会に報告しなければならないものとすること。

第十三に、内閣総理大臣は、基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果を遅滞なく国会に報告しなければならないものとすること。

第十四に、内閣総理大臣は、基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果を遅滞なく国会に報告しなければならないものとすること。

第十五に、内閣総理大臣は、基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果を遅滞なく国会に報告しなければならないものとすること。

第十六に、内閣総理大臣は、基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果を遅滞なく国会に報告しなければならないものとすること。

第十七に、内閣総理大臣は、基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果を遅滞なく国会に報告しなければならないものとすること。

第十八に、内閣総理大臣は、基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果を遅滞なく国会に報告しなければならないものとすること。

第十九に、内閣総理大臣は、基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果を遅滞なく国会に報告しなければならないものとすること。

第二十に、内閣総理大臣は、基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果を遅滞なく国会に報告しなければならないものとすること。

第二十一に、内閣総理大臣は、基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果を遅滞なく国会に報告しなければならないものとすること。

第二十二に、内閣総理大臣は、基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果を遅滞なく国会に報告しなければならないものとすること。

第二十三に、内閣総理大臣は、基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果を遅滞なく国会に報告しなければならないものとすること。

第二十四に、内閣総理大臣は、基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果を遅滞なく国会に報告しなければならないものとすること。

第二十五に、内閣総理大臣は、基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果を遅滞なく国会に報告しなければならないものとすること。

第二十六に、内閣総理大臣は、基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果を遅滞なく国会に報告しなければならないものとすること。

第二十七に、内閣総理大臣は、基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果を遅滞なく国会に報告しなければならないものとすること。

第二十八に、内閣総理大臣は、基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果を遅滞なく国会に報告しなければならないものとすること。

第二十九に、内閣総理大臣は、基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果を遅滞なく国会に報告しなければならないものとすること。

第三十に、内閣総理大臣は、基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果を遅滞なく国会に報告しなければならないものとすること。

第三十一に、内閣総理大臣は、基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果を遅滞なく国会に報告しなければならないものとすること。

第三十二に、内閣総理大臣は、基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果を遅滞なく国会に報告しなければならないものとすること。

第三十三に、内閣総理大臣は、基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果を遅滞なく国会に報告しなければならないものとすること。

第三十四に、内閣総理大臣は、基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果を遅滞なく国会に報告しなければならないものとすること。

官報 (号外)

軍がユーゴ連邦の空爆を開始し、今なお継続中であります。

このような不安定さを増す国際情勢の中で、日本は憲法の平和主義、国際協調主義の理念に基づいて、その範囲内にいかに国家の最大の使命である国民の生命の安全と財産の保護に万全を期すか、我が国の安全保障のあり方を今こそ真剣に考えるべきときであります。

我が国はもちろん専守防衛を国是としておりますが、それだけに万全の備えが必要であります。このことは、昨年八月に北朝鮮のミサイルが何の予告もなく日本列島を横断したことや、さきの不審船、すなわち北朝鮮の工作船を拿捕できなかつたことから見て、抑止力を備えた安全保障がいかに重要か、多くの国民が痛感しているところであります。

ガイドライン関連法案は、さきに衆議院で一部修正の上、本院に送付されてまいりましたが、我々は、本三法案が我が国の平和及び安全の確保に果たす役割、日米安保体制の実効性の確保等の視点を十分に踏まえて真剣な審議を行い、一日も早くその効力が発揮されるよう最大限の努力をすることを願っています。

参議院での審議開始に当たり、まず最近の国際情勢や世論の動向等を踏まえて、日本の安全保障の基本的なあり方や、その中で日米防衛協力の果たす役割について総理大臣に基本的な御見解をお伺いいたします。

三年前、橋本前総理とクリントン大統領との首脳会談により、二十一世紀の日米同盟に向けて新たな扉を開く日米安全保障共同宣言を発表し、日米安保体制の重要性を再確認するとともに、日米両国間で緊密な防衛協力を取り組んでいくこととなりました。これにより、二十年前からあった冷戦時代のソ連の世界的な軍事戦略に対処する日米防衛協力のための指針を見直し、ポスト冷戦時代の地域武力紛争等に相互に協力するため、新ガイドラインについて日米両国間で十分に

軍がユーゴ連邦の空爆を開始し、今なお継続中であります。

このように不安定さを増す国際情勢の中で、日本は憲法の平和主義、国際協調主義の理念に基づいて、その範囲内にいかに国家の最大の使命である国民の生命の安全と財産の保護に万全を期すか、我が国の安全保障のあり方を今こそ真剣に考えるべきときであります。

我が国はもちろん専守防衛を国是としておりま

す。我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれの定義、国会承認のあり方等について修正が行われ、船舶検査活動に関する条項は削除されました。これらは比較的重要な修正でありますので、ガイドラインについて日米両国で協議を積み上げてきたものだけに、日米同盟関係の信頼性を損なわないよう、修正について十分理解を求めていくことが重要であります。この点を踏まえ、来月三日から始まる日米首脳会談にどのように臨まれるのか、総理の対応をお聞かせ願います。

ガイドライン関連法案をめぐる議論は安全保障問題全般にわたりましたが、一番大切なことは、危機への抑止力も持たずにも対応措置が決まっていないということこそ国として危険きわまりないゆゆしき事態であり、このことを肝に銘じておかなければなりません。このため、周辺事態に際して日米安保体制の実効性を確保するための必要な措置として、後方地域支援、捜索救助活動、船舶検査活動等を実施するガイドライン関連法案が

昨年四月に国会に提出されたのであります。周辺事態は多様な脅威が想定され、そのまま放置すれば我が国有事等へと発展する危険性も想定されますが、大量難民の流出等日本への武力攻撃に発展するおそれがないものもありますが、それらについて平和外交の積極的展開と相まって、日米防衛協力により、抑止効果を発揮しつつ、周辺事態が及ぼす我が国への影響をできるだけ少なくしていくもので、我が国の重要な危機管理法制であることにこのガイドライン関連法案の大きな意味、役割があるわけであります。

紛争を予防するための外交を一層展開するとともに、日米関係の緊密な連携、日米防衛協力によ

協議を重ねてきたものであります。

我が国周辺の地域における日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態、いわゆる周辺事態において日本国憲法の範囲内で我が国が協力できること等を慎重に検討してきたと承知しております。

衆議院において、政府提出法案に対して周辺事

態の定義、国会承認のあり方等について修正が行なわれる修正が衆議院でなされました。これによれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれの定義等が例示として追加され、また新たに日米安保条約の効果的な運用に寄与することを加える修正が衆議院でなされました。これにより、本法案の基本的な性格、すなわち周辺事態での自衛隊の活動は個別自衛権の発動を伴わない危機管理、危機対応措置であることに変わりがないかどうか。根本にかかわりますので、国民の理解を深めるためにも、この点について総理にこの際確認させていただきます。

多様な周辺事態について、周辺事態の定義をより明確にするため、その性質に応じて具体的なケースを想定し、七つの類型を防衛庁長官が示されていますが、これらおののおのの状況に適切かつ迅速に対応できるような仕組みが不可欠であります。シビリアンコントロールのもとでその効率性、実効性がいかに確保されるかが一番肝要です。

この問題については、周辺事態での基本計画に対する国会の関与の仕方いかんによっては、機動置すれば我が国有事等へと発展する危険性も想定されません。

衆議院において、基本計画の国会への報告に関する議論が盛んになっておりますが、この点についてもあわせお伺いします。

最後に一言申し上げたいと思います。

最近は安全保障問題について国民の関心も高まり、世論調査において、ガイドライン関連法案について、日本の安全のためや国際環境の変化に対応するために約三分の二の人々が賛成という結果も出しております。

日本国は、平和のために紛争予防外交や国際協力を積極的に展開するとともに、早急にガイドライン関連法案を成立させ、我が国の安全確保とアジアを初め世界の安定に大きく貢献していかなければなりません。多くの国民はその必要性を理解し支持しているのであります。

経済的危機は経済再生を掲げる小渕内閣のもとで回避され、総理の支持率も向上しつつあります。が、もう一つの緊要課題であるこのガイドライン関連法案の帰趨も、将来的日本を初めアジアの平和と安定を大きく左右するものとして内外から大きな注目を集めているところであります。

かつてない難問が山積している中、我々は、各会派の御理解が得られるよう努力をし、本法案の円滑な審議に大いに尽力してまいりますので、総理におかれましても、内閣を挙げて万全の態勢で臨まれるよう、その決意を改めてお伺いして、質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣小渕恵三君登壇、拍手〕

○國務大臣(小渕恵三君) 竹山裕議員にお答え申し上げます。

日米防衛協力についてまずお尋ねがございまし

御指摘の修正は本法案の性格を変えるものではないと承知をいたしております。すなわち、本法案に基づき実施することを想定しております自衛隊の活動は、それ自体は武力の行使に該当せず、米軍の武力行使と一体化するものではなく、そもそも個別の自衛権の行使には当たらず、また、集団的自衛権の行使にも該当しないという本法案の基本的性格は変更されるものではありません。

周辺事態安全確保法案の成立に向けた私の決意について最後にお尋ねがありました。

本法案は、我が国の平和と安全の確保のために極めて重要なものであり、全力を挙げて成立に向け努力してまいる所存であります。参議院における審議は、よろしく御審議の上、早期に成立する所存であります。また、我が国の平和のためには、外務省や国際協力を積極的に展開する所存であります。参議院における審議は、よろしく御審議の上、早期に成立する所存であります。また、我が国の平和のためには、外務省や国際協力を積極的に展開する所存であります。

したにもかかわらず、国会承認の手続を経てい
は我が国の平和と安全の確保が十分に図ること
できないと判断されるような、時間的余裕がな
場合がこれに該当するものと理解していること
であります。国会承認はあくまでも事前承認でさ
り、緊急やむを得ない場合には事後承認を求める
ことになりますが、その場合でも可能な限り速
かに国会の承認を求めることとなります。

武器の使用についての御質問ございますが、
自衛隊法第九十五条については、部内の基準に
り武器使用の手続等を定め、その適切な運用を
図っているところであります。また、周辺事態を
全確保法案等における武器の使用についても同様
に所要の措置を講じ、遗漏なきを期する所存で
ります。

日本有事の際の法制及びマニュアルについて
る尋ねがありまし。

總理はあすから十二年ぶりにアメリカを公式訪問すると承っております。我が国にとりまして、日米関係の安定を目指すことは極めて重要な課題であります。この首脳会談におきまして總理は、日本の国益のためにいかなる基本的な立場に立ち何を主張されるのか、まずもつてはつきりその所信を承りたいと存じます。

コソボ問題は、まことに悲惨、深刻であります。日本政府としての基本的立場をどう御主張なさるのか、特にNATOの空爆についてどのように立場を日本政府は持つののか、明確に主張すべきだと思います。

また、ロシア等の和平交渉、調停工作をどう評価し、我が国として和平にどう貢献するおつもりなのか、さらに難民救済について我が国はいかなる貢献をするのか、總理の御見解を承りたいと存じます。

冷戦終結後も依然として不安定、不確実な要因が存在する国際情勢のもとにおきまして、日米安保体制の堅持は、節度ある防衛力の整備や外交努力と並んで、我が国の安全保障政策の柱の一つであります。この日米安保体制のより効果的な運用を確保していくためには、周辺事態における日米協力の枠組みを定める日米防衛協力のための指針関連法案等の早期成立、承認が極めて重要でありまして、国会はもとより、国民の皆様の御理解を

○國務大臣(高村正彦君)　新たな日米防衛協力のための指針関連法案についてのお尋ねであります。が、同法案は、日米安保体制のより効果的な運営を確保し、我が国に対する武力攻撃の発生等を抑制することに資するものでございます。

本題は、かかれていた
防衛出動を命ぜられるという事態における自己
隊の行動にかかる有事法制の問題につきまして
は、現在の研究が問題点の整理を目的とし、立
ての準備ではないという前提が置かれていることと
の事情を勘案しつつ、引き続き必要な検討を続
けているところですが、防衛庁としては、研究に
どまらず、その結果に基づき法制が整備される
ことが望ましいと考えていることは従来より申して
げているところであります。

じます。民主党は、今回の自民、公明、自由三党の修正された周辺事態法案に反対であります。民主党は、この新しい日米防衛協力関係が、憲法第九条の専守防衛と個別自衛権の範囲、自衛隊の公海航行や領土外での武力行使の禁止、また、日米安保条約の枠の堅持、さらに国会の事前承認を軸にシンドリアンコントロールの確保が担保できる、そういう法律案にしなくてはならない、こういう立場か

改めて賜りたいと願つております。法案修正に関する米側の理解についてお尋ねであります。
衆議院での修正可決につきましては、既に米側にも説明しております。今次首脳会談では、政治・安全保障面で日米防衛協力の進展を確認するほか、二十一世紀に向けた中長期的な協力の方針を大所高所から議論し、両国が共通の価値観で結ばれた同盟国として、共通の目的に向けて協力を進めるなどを確認したいと考えております。本法案の第一条に関し衆議院において行われた修正についてのお尋ねがありました。

この法案については、指針作成当初より、関心を有する諸国に対し累次の機会に繰り返し説明を行っており、今後とも必要に応じ説明を行っていく所存でございます。(拍手)

(国務大臣野呂田芳成君登壇、拍手)

○國務大臣(野呂田芳成君) 緊急時における事後承認についてお尋ねがありました。

いかなる場合を緊急の場合と判断するかについては、その時点における諸般の状況を総合的に勘案した上で判断すべきものであり、具体的に申し上げることは困難ですが、一般的には、周辺事態を上げるへ対応措置を実施する必要があると政府が判断

また、法令に基づいて自衛隊が活動する場合手続等につきましては、適切な活動が図られるう各種の規則等が定められているところであります、今後も常にこれらを充実し、各種事態に確に対応し得るよう努めてまいりたいと考えてります。(拍手)

○議長(齋藤十朗君) 角田義一君。

(角田義一君登壇、拍手)

○角田義一君 私は、民主党・新緑風会を代表し、ただいま提案されましたが周辺事態案外二件につきまして、総理並びに関係大臣に

定の綱領について承認を求めるの件、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案

四

官 報 (号 外)

を棚上げにし、訪米する小淵總理の手土産として、かつての国対政治顔負けの三党による修正をし、衆議院で可決いたしました。

このよきな欠陥法案をやすやすと政府が受け入れるとすれば、小渕内閣は理念と見識をすべて放棄し、政策の軸など何もないことを内外に明らかにするようなものではありませんか。政権維持のためにきめうきゅうとして総理の訪米前に何が何でも成立させようとしたことに始まり、三会派がおのののの党利党略を最優先させ、ガイドライン審議を政策論争ではなくて政局論争におとしめた責任、とりわけ政府・自民党を代表する総理の責任は極めて重大であると申し上げなければなりません。

これは議会制民主主義の否定であり、決して国民に理解されるものではなく、結果的に日米関係を傷つける可能性すらあると私は思います。まさに遺憾千万であり、これについての総理の所信を承りたいと存じます。

多くの国民は、冷戦が終わって既に十年もたったのに、どうして日米安保体制の強化が必要なのかと感じておられると思います。今日までの政府の答弁や説明は、この素朴な疑問に明快な答えるを示しておりません。今回のガイドライン関連法案によって、日本が求めない戦争に巻き込まれるのではないか、あるいはより深くアメリカの世界戦略に組み込まれていくのではないかという国民の不安は決して消えおりません。アジアの周辺国では、このガイドラインによって日本の軍事大変化につながるのではないかという懸念が絶えません。

これらの疑問や不安にこたえていくのが政府の責務であります。国民が納得できる説明をするの

が政府の責任であります。こうした観点から幾つかの点について御質問いたします。

まず第一に、政府は国民に対して、冷戦終結後既に十年近く経過しておる。こういう状況にありながら、新たに日本の周辺事態と称してアジア太平洋地域にアメリカが展開する軍事行動になぜ日本が支援し協力しなければならないのか、これについての合理的な説明が必要であります。

個別の自衛権のもと専守防衛に備するといううたふ法九条の趣旨解釈を逸脱し、日米安保を集団的自衛権による集団的安全保障体制に質的に転換を図ることではないかという、こういう危惧が国民にあります。その不安感の払拭は不可欠であります。

私は、この問題に臨むに当たって、憲法の前文の、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようすることを国民は決意し、この憲法を制定した、このことを改めて主張し、この国民の決意に反するような、それを踏みにじるような政策を我々は堅固拒否します。

小淵総理、今あなたが目指しておる周辺事態対応支援、対米協力はこの決意にもどることはないと、こうした仕組みをつくることによって再び国民に禍福をもたらすことないと一点の疑いもなく断言できるのか、国民に向かってはっきりと語つていただきたい。総理の所信を承りたいと申します。

第二に、周辺諸国との間には、このガイドラインは、日米協力の枠組みを拡大させ、日本が専守防衛から一步踏み出して、アジア太平洋地域で構築を進めようとしておるのではないかという懸念が存在をするのは事実であります。念のため確認しておきますが、専守防衛とは、相手国から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使し、憲法の精神にのっとった受動的な防衛政策をとります。今まで相手国から武力攻撃を受けたときとは、通常考えられるのは我が国領域に対する

て自衛隊が受動的にとる防衛行動、それが専守防衛の意味ですところであります。

略の姿勢と言えるであります。専守防衛に従事するのであります。それが果たして受動的な防衛術を徹底した自衛隊の行動と言えるであります。このような自衛隊の行動が国民の眞の理解を得られるであります。

要するに、今政府が行おうとしている周辺事態に対する対米支援、対米協力の選択は、専守防衛の一線を踏み越えることになりはしないかという疑問を私どもは払拭できません。小渕總理の明快な答弁を求めるものであります。

第三に、基本計画の国会承認問題であります。民主党は、緊急時には措置実施後直ちに国会承認を求めることがあっても、あくまで事前の国会承認を基本とし、周辺事態の認定、基本計画、自衛隊の出動を三位一体としてその承認を求めてきました。総理は、周辺事態の基本計画の決定、更について、国会承認を必要としないと主張しておられました。武力行使を含まないんだ、国民の権利義務に関係はないんだ、迅速な決定が必要だと言つてございました。

しかし、皆さん、いわゆる日米のガイドラインの共同宣言では、日米両国政府は周辺事態が発生することのないよう外交上のあらゆる努力を払う、また、周辺事態が予測される場合でも、日米両国政府は事態拡大を抑制するため外交上のあらゆる努力を払うと記載されております。

言つまでもなく、日本の平和と安全に重要な影響を与える周辺事態は、ある日あるとき突然に発生するのではなくて、まさにこの共同宣言で言つているとおり、周辺事態の未然防止と事態の拡大を

抑制を図る政府の外交上の努力が必ず先行することとは当然のことであります。したがつて、外交上の努力もむなしく周辺事態が発生することがあつても、その間に国会論議を経て国会の事前承認を迅速に行なうことは十分に可能であります。

周辺事態の認定、基本計画、自衛隊の出動といった全体が国会承認の対象にならなければ、国民が期待している国会のシンジアンコントロール

トロール確立に対する総理の決意を承りたいと存じます。

第四に、事前協議についてお尋ねします。

日本有事の場合を除き、日本を基地とする米軍と他国との戦争に日本が巻き込まれぬために、在日米軍の配備や装備に重大な変更があつたとき、並びに日本の基地から米軍が他国を攻撃するために直接進撃するときは、日本政府に事前協議を義務づけたものです。しかし、このガイドライン、共同宣言には「事前協議」の文字が削除されています。どうしてそうなったのか、政府の見解をまず聞きたい。

とりわけ在日米軍、わけても在沖縄海兵隊の段階的撤収を求める声の高まりを封殺して、朝鮮民主主義人民共和国の核疑惑以来、朝鮮半島有事を想定して、そのときには自衛隊を中心とした国を挙げての後方支援態勢の確立を求めていたのではないか、そして在日米軍基地から朝鮮半島有事を出撃するときは事前協議は行わないとしているんだ、こういう意見もあります。事前協議についての政府の明快な見解を求めます。

政府の周辺事態法案提案の真意は、朝鮮有事の米軍を想定した、自衛隊を初め国を挙げての後方支援態勢確立にあるのではないかという懸念もあります。この新ガイドラインと、懸念であります。政府の見解をお聞かせ願いたい。

第五に、沖縄問題があります。

周辺事態に出動する米軍の拠点に沖縄がなるのではないかという沖縄県民の不安は大変なものであります。この新ガイドラインと、懸念であります。

官報(号外)

いすれにせよ、事前協議の対象となる主題に該当する場合があれば、米側の条約上の義務として当然事前協議が行われ、その場合、我が国としても適切に対処することとなります。

周辺事態安全確保法案の真意についてお尋ねがありました。

本法案は特定の地域を念頭に置いたものではなく、また、周辺事態の生起する地域をあらかじめ特定できないことは累次申し上げてきております。また、本法案は我が国の平和及び安全の確保に資することを目的としたしておりまして、したがって、本法案が御指摘のような朝鮮有事を想定して米軍への後方支援態勢を確立しようとするものであるとの御指摘は当たらないと考えます。

沖縄における米軍施設・区域に関する問題につきましてもお尋ねがありました。

政府といたしましては、SACCOの最終報告に盛り込まれた返還事案を着実に実施してきており、これであります。日米防衛協力のための指針のゆえに返還の努力がおろそかになることはありません。政府としては、今後とも同報告の着実な実現に向けて、稲嶺知事のお考え方を十分に拝聴しつつ、沖縄県の理解と協力のもと最大限努力していく考えであります。

周辺事態の認定についてのお尋ねですが、まず種々の外交努力を行なうべきことは言つまでもありません。また、ある事態が周辺事態に該当するか否か及びその事態に対応するためいかなる措置をとるかにつきましては、我が国の国益確保の見地から、その時点の状況等を総合的に見た上で、我が国として主体的に判断いたしたいと思います。

我が国及び朝鮮半島を含む地域の平和と安定を確保していくための我が国の外交戦略についてのお尋ねでありますが、政府といたしましては、同

日本国とアメリカ合衆国との間における後方支援の物品又は役務の相互の提供に関する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案(連絡書)

ASEAN地域フォーラム等の多国間の枠組み関係地方公共団体の実情を十分お酌み取りをい

みや域内各国との二国間の安保対話、防衛交流を通じた安全保障環境の向上が重要であると考えております。今後ともこのような努力を継続しております。最後に、北朝鮮についてのお尋ねがありま

た。我が国は、北朝鮮がミサイル問題等の国際的な懸念や日朝間の懸案に建設的な対応を示すのであれば、対話の再開を通じて関係改善の用意がある旨繰り返し明らかにいたしております。残念ながら、これまでのところ北朝鮮側より十分に前向きな対応が示されておりませんが、政府としては、北朝鮮の建設的な対応を得て関係の前進を図っていただきたいと考えております。残念な

○議長(森喜朗君) 日笠勝之君登壇、拍手

(國務大臣野中広務君登壇、拍手)

○國務大臣野中広務君の私に対する質問につきましてお答えをいたします。

沖縄におきます米軍基地の整理、縮小につきましては、先ほど小渕総理からもお答えがございましたけれども、橋本前内閣から熱心に取り組んでまいりましたSACCOの合意に基づきまして、また、基地の重圧に苦しんでいらっしゃいます沖縄県民の状態を深刻に受けとめながら、米軍当局と交渉をしてまいって今日に至ったところでござい

ます。

すなわち、昨年十二月には、御承知のように安波訓練場が返還されることになりました。また、昨日の日米合同委員会におきまして、楚辺通信所、さらに北部訓練場、そして住宅の一部統合の返還、こういう三点について日米合同委員会で合意をいたしましたところでございます。

今後も、SACCO最終合意に基づきまして着実に基地の整理、縮小に努力をいたしますとともに、普天間あるいは那覇港湾の移転等につきましても、県を頭になしに行なうことなく、稲嶺知事初め関係地方公共団体の実情を十分お酌み取りをい

たしまして、緊密な連携のもとに、また一方、きめ細やかな沖縄県の県土全体の調和ある発展と自立経済の発展の上に十分な心配りをやりながら、着実にSACCO合意に向けて取り組んでまいりました。最後に、北朝鮮についてのお尋ねがありま

た。○議長(森喜朗君) 日笠勝之君登壇、拍手

○日笠勝之君登壇、拍手

私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました日米ガイドライン関連三法案に対し、総理並びに関係閣僚にお伺いいたしました。

これら二法案審議に際し、冷戦終結においても日本の平和と安全を確保し、アジア太平洋地域における不安定要素も懸念される中、日米安保体制の抑止の効果と信頼醸成を高めることは重要な課題であり、私は、そのため平和憲法の精神と原則を十分に踏まえ、日米安保体制の機能充実を図る本ガイドライン関連三法案は必要不可欠であるとの認識のもとに、幅広い国民の理解を得つつ、かつ近隣諸国との無用な誤解を招くことのないよう配慮すべきは大前提だと思います。

〔議長退席 副議長着席〕

そこで、まずお伺いしたいことは、総理のアカウンタビリティー、説明責任についてであります。これら二法案は、昨年四月、国会に提出されて以来一年間にわたりさまざま議論がなされてまいりました。しかし、日本の平和と安全に立脚した観点、例えば冷戦後の日米安全保障体制のあり方、なぜ日米ガイドライン関連三法案が必要なのか、現在と近未来の日本の周辺をどのように認識しているのか等、國民にわかりやすい言葉で説明し尽くされたのかどうか。つまり、多くの國民にこの法案への理解が深まったと思われますか。

反面、これらの法案は、戦争協力法とか自動参戦措置法であるとか自衛隊海外派兵法とかさまざまことが言われております。それが新聞の意見

広告に掲載されたり、また、さきの統一選挙においてビル、チラシが配布され、かつ一部の候補者はからこのことが喧騒されたりしたのが散見されたのは御承知のとおりであります。よって、このようないいと存じておるところでございます。(拍手)

○議長(森喜朗君) 第四点は、国会の関与について、原則実施前に

国会承認、緊急時には事後承認となつたことは、

自衛隊法第七十六条及び七十八条の防衛出動、治

安出動の規定から、また、PKO法第六条との整

合性からいっても、なおかつシビリアンコント

ロールという大原則から見ても当然のことと評価

します。政府は可能な限り事前承認を得る協力を

すべきであります、緊急時における事後承認につ

いては実施後何日くらいを目途としているのか、お伺いします。

次に、個別的な項目について何点かお尋ねいた

します。

その第一は、総理は、日米安保条約の目的は我

が国及び極東の平和と安全維持であり、周辺事態

安全確保法は日米安保条約の目的の枠内であり、

日米安保条約を超えるものではないと答弁されて

います。自衛隊が米軍の後方地域支援等を行うこ

とは日米安保条約のどの条文に該当するのか。巷

間言われておることは、該当する条文がないなら、日米安保条約そのものを改定する必要がある

のではないかとの主張もありますが、いかがですか。

第二は、先ほども述べましたが、これまで政府

が示してきた日米安保条約を超えるものではない

との説明ではその範囲が不明確で、自衛隊の行動

範囲が歯どめなく無限定という意見もあります

が、この法案の適用範囲は極東を超えないものと

理解していいのか、さらに極東を超える米軍への

後方支援は行わないと解していいのか、お伺いいたします。

第三は、自衛隊の米軍への支援は別表に具体的

に明示されていますが、地方自治体や民間の協力

はどのようなことをイメージされているのか、明確にされたい。

第四は、同じく安全の確保の基準がなく、後方

地域支援以外で実施されることも排除されておらず、法的に担保されるべきではないかとの主張もこれあり、他方、当該協力を行つたことにより生じた損害への補償に対して、その具体的手続等に

ついてはどうされますか。

第五は、例えば国連決議のない多国籍軍の中の

米軍への支援はあり得るのか。また、あり得ると

すれば、その際、日本が輸送した武器弾薬等の物

品が米軍より他国軍に提供された場合、どう対応

されるのか。歯どめはありやなしや、お伺いいた

します。

第六は、政府は当初からガイドラインは憲法の

枠内で集団的自衛権に踏み込まないと説明された

ことは理解しますが、ガイドラインで規定してい

る共同作戦計画、相互協力計画の作成に我が国が

かかわることが集団的自衛権行使に抵触するおそ

れはないのか、答弁を求めます。

第七に、周辺事態において、多くは米国に対する

戦闘員の退避活動は米国からの協力が期待される

と言えますが、仮に周辺事態において邦人保護の

必要性が生じた場合、米国はいかなる協力を我が

国に約束しているのか、政府に確認したい。

以上、簡潔にお答えください。

次に、いわゆるACSA改正協定案についてお

伺いいたします。

この協定のもとで提供される物品、役務につい

て武器輸出三原則の対象外とされていて認識し

ていますが、この改正により武器が米軍に提供さ

れ、実際の戦闘行動に使用されることも考え得る

わけですが、我が国の平和原則の一つである武器

輸出三原則の本来趣旨が形骸化されるのではないか

との疑念の声もありますが、政府のお考えを問

いたいと存じます。

府にいかなる構想力があるのか、まさに問われています。

よって、いま一度これらに対して総理の率直なお考

えを披瀝されるべきではありませんか。その

上で、誠意を持って本法案の説明に近隣諸国へ特

使を派遣し、我が國への危惧の念を払拭すべきで

あると考えますが、総理にお伺いし、私の質問を

終ります。(拍手)

(国務大臣小渕恵三君登壇、拍手)

○国務大臣(小渕恵三君) 日笠勝之議員にお答え申上

申上げます。

まず、日米防衛協力のための指針関連法案に関

する国民への説明についてお尋ねがありました。

私は、外交は国民とともに歩む外交でなければ

ならないと常々主張いたしており、国民

に対する説明の重要性につきましては議員御指摘

と全く同感であり、日々微力ながらその努力を続

けてまいってきております。

アジア太平洋地域におきまして依然として不安

定、不確実な要因が存在する中で、同法案等が我

が国の平和と安全に資することを目的とし、日米

安保体制のより効果的な運用を確保し、我が国に

対する武力攻撃の発生等の抑止に資することにつ

きましては従来から国民への説明に努めてきてお

りますが、今後ともさらに一層の努力をいたして

まいりたいと考えております。

国民、また各國への説明についてもお尋ねがございました。

最後に、この一年間に及ぶ議論を聞いています

と、軍事力を中心としたハードパワーの論議が目

立ち、「二十一世紀に向けた対話をベースにした我

が国アジア太平洋地域への平和外交戦略や平和

協力法、自動参戦措置法云々との御指摘は全く当

然のものと考えております。

この点は、アジア諸国に累次の機会に説明をい

たしております、また、国会の審議等を通じ明

らかにしておりますが、この場で改めて本法案の

目的が我が国の平和と安全の確保にあることを強

調いたしておきたいと思います。

周辺事態に係る修正案についてお尋ねがあつま

しました。

御指摘の文言は、我が国の平和と安全に重要な

影響を与える事態を例示的に丁寧に説明したもの

と承知しております。法案が想定する自衛隊の

活動は、それ自体武力の行使に該当せず、米軍の

武力の行使と一体化するものではなく、そもそも

集団的自衛権の行使には当たらず、自衛権発動の

要件とも関連を有しております。

船舶検査についてございますが、本件は、衆

議院の三会派間でぎりぎりまで協議された結果、

今国会中にも別途立法措置をとるとの前提で削除

されたものと理解しております。新たな法案の中

身につきましては、国連保理決議の位置づけを

含め、今後、三会派間で協議を進められることに

なりますので、具体的な方針等につきまして現時

点で私からお答えすることは差し控えさせていた

だときたいと思います。

法案と安保条約の関係についてのお尋ねであります。

官 報 (号 外)

地方自治団体と民間の協力等について、協力の内容につきましては事態ごとに異なり、あらかじめ具体的に確定される性格のものではありませんが、港湾・空港施設の使用や物資の輸送等に関する協力が例として想定されます。また、協力の要する場合はおよそ危険性がないと考えられる状況において行うものであることは言うまでもありません。さらに、万一損失の生じた場合には、法案に従って国が必要な財政上の措置を講ずることといたしてております。

予防外交等を中心とした平和外交戦略の重要性は日笠議員御指摘のとおりであると思います。政府といたしましては、抑止とのバランスに留意しつつ、安保対話、防衛交流等を通じた予防外交、信頼醸成の推進、貧困や環境問題等のいわゆる人間の安全保障への取り組みの強化、国民的な議論を踏まえた外交の実施といった諸点を中心に、包括的かつ整合性のとれた安全保障政策を進める考え方であります。

新たな日本防衛能力のための指針開拓政策のアドバイス
ジア近隣諸国への説明についてもお尋ねがありま
したが、政府としては、指針作成当初より、中
國、韓国、ロシア、豪州、ASEAN諸国等、關
心を有する諸国に対し、私や関係閣僚からも累次
の機会に説明を行ってまいっております。今後と
も、日韓議員の御指摘も踏まえつつ、必要に応じ
十分説明を行ってまいりたいと考えております。
残余の質問につきましては、関係大臣から答弁を
させます。(拍手)

○國務大臣(高村正彦君) 後方地域支援等と口白式
安保条約との関係についてのお尋ねであります
が、法案に基づく後方地域支援等は我が国自身の
主体的な政策判断に基づくもので、安保条約上の
義務ではありません。しかし、我が国が憲法の範
囲内で有効な法令に従い必要な安全保障上の措置を

をとり得ることは主権国家として当然であります。周辺事態における対米協力は安保条約の目的の枠内のものであり、条約上の明示的な規定がなくともいうした協力をを行うことは何ら問題はないべきであるべきである。

周辺事態安全確保法案の適用範囲等につきお尋ねであります。本法案に基づく自衛隊の活動も、周辺事態への対応措置という意味で、安保条約の目的の枠内であり、その活動範囲にはおのずと限界があります。

また、周辺事態はあくまで我が国の平和と安全に重要な影響を与えるか否かに着目したものであり、御指摘のような極東との間の関係を一概に論ずることはできません。さらに、日米安保条約の目的的達成に寄与する活動を行っている米軍であれば、本法案に基づく協力の対象となり得ます。周辺事態における邦人保護に関する日米協力についてのお尋ねであります。新たな日米防衛協力のための指針において明記されているとおり、非戦闘避難活動における日米協力の有用性に関する日米両国の認識に変わりはありません。

我が国としては、かかる活動に関して、具体的にいかなる協力が可能かにつき、指針の実効性確保

また、本法案に基づき自衛隊が輸送した物品等を米軍がどのように用いるかにつきましては、本法案においては特段の規定はありませんが、本法案に基づく後方地域支援は、あくまでも日米安寄合案の目的的達成に寄与する活動を行っている半軍に対し行われるものであり、米軍もこのことは十分に理解しているものと考えております。

本法の根本的な問題について筋道の立った説明を行わねばなりません。事もあろうに首相の訪米の手土産などして衆議院で採決が強行されました。私は怒りをもってこれに抗議するものであります。まず、このことを指摘して、以下質問いたします。

質問の第一は、アメリカの軍事行動への自衛の軍事支援が、戦争を放棄し、国際紛争を解決する

の観点から米側と累次の機会に意見交換を行つてきましたが、今後とも引き続き日本米問で話し合っていく考えでござります。

また、本法案に基づき自衛隊が輸送した物品等を米軍がどのように用いるかにつきましては、本法案においては特段の規定はありませんが、本法案に基づく後方地域支援は、あくまでも日米安寄条約の目的の達成に寄与する活動を行っている半軍に対して行われるものであり、米軍もこのことは十分に理解しているものと考えております。指針のもとでの計画検討作業についてのお尋ねであります。が、日本のすべての行為が憲法の範囲内において行われることは指針にも明記されていところであり、計画検討作業の実施が憲法の禁ずる集団的自衛権の行使に当たるおそれはないと考えております。(拍手)

が認めるとしてでしょう。ところが、政府が法案根本的な問題について筋道の立った説明を行わないまま、事もあるうに首相の訪米の手土産などをして衆議院で採決が強行されました。私は怒りを持ってこれに抗議するものであります。まず、このことを指摘して、以下質問いたします。

質問の第一は、アメリカの軍事行動への自衛権の軍事支援が、戦争を放棄し、国際紛争を解決する手段としての武力の行使と威嚇を禁じた憲法九条で許されるのかという問題であります。

政府はこれまで、自衛隊の米軍支援について、武力行使と一体とならないとか、後方地域支援から憲法違反でないと繰り返してきました。しかし

文で武器は提供されないこととされており、本協定に基づき、銃・火器等戦闘行動において直接人の殺傷その他の武力の行使の手段として用いられ

○國務大臣(野田毅君)　地方公共団体の協力についてお答えいたします。

る物品を提供することはありません。
ただし、それらに該当しないものにつきましては、武器輸出三原則等に言う武器であっても、本協定のもとで米軍に対し提供することがあり得ます。しかし、本協定に基づき提供された物品、役務の使用は国連憲章と両立するものでなくてはならないこと、及び提供当事国政府の書面による事

〔国務大臣野田毅君答辯 指手〕
○國務大臣(野田毅君) 地方公共団体の協力についてお答えいたします。
地方公共団体の協力の内容は、事態ごとに異なるものであり、あらかじめ具体的に確定される性格のものではありませんが、港湾や空港の使用に関する協力等が想定されます。
また、地方公共団体の協力は、通常その区域の中で行われるものであり、危険性はないものと考えております。

立るが、このような協力によって、仮に損失が生じた場合には、国により財政措置が講ぜられるところになりますが、その手続等は具体的な損失の性格に応じて適切な方法がとられるものと考えてお

以上であります。(拍手)

○副議長(菅野久光君) 小泉親司君

10

○小泉親司君登壇、拍手

笠翁十日講義第十一講

のものであり、米軍の戦争に貢献する兵たん活動であることは明らかではありませんか。

しかも、こうした兵たん活動は、国際法上、相手の判断で軍事攻撃の対象とされても文句の言えない行為であり、現にNATO軍によるユーゴの空爆でも、鉄道輸送・補給路が真っ先に攻撃目標とされています。世界のどこに戦闘行動と一緒にない後方支援・兵たん活動があるというのですか。総理の明確な答弁を求めます。

第二に、本法案の骨格をなす周辺事態の基本概念についてあります。

法案は、我が国周辺の地域における日本の平和と安全に重大な影響を与える事態と zwarだけ、周辺地域とは一体どういう地域なのか、いかなる事態が周辺事態に当たるのか、周辺事態の認定はどうが、どのようにに行うのか、この最も核心部分は衆議院の審議でも全く明らかにされていません。基本概念について責任ある説明をすることが参議院で審議を始める当然の前提であります。

そこで、伺いますが、周辺の地域とはどこなのですか。

政府は、地理的概念ではないと何遍も繰り返す一方で、地球の裏側までは行かないと地理的概念で説明していますが、それでは中東やペルシャ湾はなぜ含まないのでですか。含まないというのであれば、それは地理的範囲を持っているということではありますか。

一九六〇年の日米安保条約の審議では、極東の範囲について、その地理的範囲を政府統一見解として示しました。この法案が日米安保条約の枠内だというなら、なぜ周辺地域の範囲を明確に示すことができないのですか。

次に、いかなる事態が周辺事態に当たるのか、政府は六つの典型例を示していますが、この例示は何ら事態を限定するものではありません。

例えば、ある国の内戦、内乱の国際的拡大を例示していますが、この内戦とはいかな場合を想定しているのですか。また、内戦、内乱がどのよ

うにして国際的に拡大するのですか。内戦や内乱は外部に影響を与えないから内戦、内乱などであって、それが何ゆえに国際的に拡大するとさられています。世界のどこに戦闘行動と一緒にない後方支援・兵たん活動があるのですか。

多くの識者は、政府が周辺事態の典型例に内戦を含めたのは、周辺事態の生起する原因として台湾での米軍の軍事行動を想定しているからだと指摘していますが、そうではないなぜ言えるのですか。

政府が一つの中国の立場に立つなら、台湾は周辺事態の対象としないと明言すべきではありませんか。このことを明言しないことが、アジア諸国がアジアに新たな軍事的緊張を持ち込むものだと批判し懸念を表明しているのです。

答弁を求めます。

周辺の地域がどこで、何が周辺事態か一切規定がないということは、すべて政府のその時々の判断に白紙委任するということではありませんか。

そんなことは法治国家において法律たり得ない、まさに希代の欠陥立法ということになるではないですか。

衆議院修正で、周辺事態の内容をより明確にするとして、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態が例示してつけ加えられましたが、修正によって周辺事態の定義がどのように明確になったのですか。この修正は、日本に対する武力攻撃のおそれを口実にして、自衛権では説明できない日本有事以外での武力行使に道を開くことになるのですから。

また、国会承認について、衆議院修正は、自衛隊の行動を原則事前承認、緊急の場合は事後承認としていますが、緊急の場合というのはだれが判断するのですか。政府が判断するというのであれども、政府への白紙委任という法の性格は如何變わらないではありませんか。実効性、迅速性を確保するという理屈づけさえすればほとんどの場合

が緊急ということになるのではないのですか。政府の見解を求めます。

第三は、アメリカのどのような性格の戦争に協力するのかという問題であります。

アメリカのどのような戦争に日本が軍事支援を出すか。

政府が一つの中国の立場に立つなら、台湾は周辺事態の対象としないと明言すべきではありませんか。このことを明言しないことが、アジア諸国がアジアに新たな軍事的緊張を持ち込むものだと批判し懸念を表明しているのです。

答弁を求めます。

周辺の地域がどこで、何が周辺事態か一切規定がないということは、すべて政府のその時々の判断に白紙委任するということではありませんか。

そんなことは法治国家において法律たり得ない、まさに希代の欠陥立法ということになるではないですか。

衆議院修正で、周辺事態の内容をより明確にするとして、そのまま放置すれば我が国に対する直

接の武力攻撃に至るおそれのある事態が例示してつけ加えられましたが、修正によって周辺事態の定義がどのように明確になったのですか。この修正は、日本に対する武力攻撃のおそれを口実にして、自衛権では説明できない日本有事以外での武力行使に道を開くことになるのですから。

また、国会承認について、衆議院修正は、自衛隊の行動を原則事前承認、緊急の場合は事後承認としていますが、緊急の場合というのはだれが判断するのですか。政府が判断するというのであれども、政府への白紙委任という法の性格は如何變わらないではありませんか。実効性、迅速性を確保するという理屈づけさえすればほとんどの場合

上、政府はこれに限られるものではないと言いますが、それではどこまで広がるのですか。

限度がないということではありませんか。政府は、こうした自治体や民間への協力や依頼は強制ではないと繰り返していますが、それではなぜこのような条項を明記する必要があるのですか。結局、民間港湾の一時的使用を確保するというガイドラインに従って事実上強制しているのです。

アメリカはユーロへの空爆を始め、イラク攻撃やかつてのベトナム侵略など、国連憲章や国際法を無視した武力行使を繰り返し行い、さらには、みずからの国益のためとあらば先制的な軍事力行使をも辞さないという戦略を公然と表明し実行していますが、これでも米国が行う武力行使はすべてが正義だということです。

現実にアメリカがアジア太平洋で周辺事態と称してユーロ空爆のような軍事力行使を開始した場合に、日本は国連憲章や国連決議にさえ基づかない軍事行動に加担することになるのではないか。それとも、日本は独自の判断でこうした場合の支援を一切拒否するのですか。総理の答弁を求めます。

第四に、地方自治体や民間の協力についてあります。法案には、「必要な協力」とあるだけで、協力の内容も範囲も全く明示されていません。政府は、米軍のニーズ、要請に従って協力内容を決めると言いますが、それでは協力の内容はアメリカの言ふままのことです。

日本共産党はもちろん法案に反対であり、廃案のために全力を挙げています。しかし、以上指摘してきた問題は、この法案の賛否がどうあれ、日本の進路をはじめに考える政党であるなら、あいまいな決着は許されない問題であります。

参議院が、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないように決意した日本国民の和平の原点に立って、徹底的な審議によつて法案の真実を突き明し、廢棄とすることを強く訴えて、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣小淵惠三君登壇、拍手)
○國務大臣(小淵惠三君) 小泉親司議員にお答え申し上げます。
十五問いたしております。簡潔にお答えを申上げたいと思います。

周辺事態安全確保法案に基づく後方地域支援に

地方公共団体の意見書について御指摘があります。

以上、申答申上申ました。(拍手)

副議長（管野久光君）　海上貿易局

○渕上貞雄君 私は、社会民主党・護憲連合を代表し、ただいま議題となりましたいわゆる新ガイドライン関連法案につきまして、小瀬総理並びに関係閣僚に質問い合わせいたします。

新ガイドライン関連法案につきましては、多くの自治体から意見書が寄せられるとともに、我が党の厳しい追及によって法案の危険性、違憲性がますます明確になってきており、日に日に国民の間に反対や慎重審議を求める声が高まっておりま

通過にこだわり、十分な審議を尽くすことなく、一部野党との密室の駆け引きだけで採決を図りました。しかも、直ちに参議院に送付し、本日審議に入るということは、議員の審議権の侵害であり、このようなやり方は、議会制民主主義のルールの破壊として、断じて容認できるものではありません。これは国会の権威にもかかわる問題であり、良識の府である参議院においては時間的にも内容的にも徹底した審議を保障すべきであります。同時に、自治体や国民の不安や懸念に対し率直に耳を傾けるべきであると考えますが、総理、いかがですか。

さて、衆議院で行われた修正も、国会承認を盛り込んだとはいえ、自衛隊の活動に限られた部分

的な承認であり、それも緊急時は事後承認とされると何ら変えるものとはなっておりません。あまつさえ、後方地域支援における武器使用として自衛隊の武器使用の範囲を拡大するとともに、周辺事態の例示を通して集団的自衛権の行使に道を開くなど、政府原案よりも危険な内容となっています。憲法違反の疑いが濃厚な国の行為に対し、国会がお墨つきを与えてゴーサインを出すことは許されるものではなく、しかも修正正案に対する十分な審議の機会を奪うなど、衆議院通過のための与党と一部野党との欺瞞であるとしか申し上げようがありません。総理はこの修正をどのように受けとめられておられるのですか。

さて、周辺事態における対米支援活動が紛争当事者から敵対行動とされ、日本が武力攻撃の対象となるのではないかという不安が募っていますが、ユーゴスラビアに対するNATO軍の空爆のような人道上の惨劇を防止するための措置がとられ、米軍が武力行使をした場合、日本は周辺事態法案に基づき米軍を支援するのでしょうか。また、自衛隊の行う後方地域支援は国際常識では兵たんだり、戦争行為の一部であり、決して安全などところで行われるものではなく、憲法の禁止する集団的自衛権の行使と常に隣り合わせではないかと考えます。コソボ問題でなぜベオグラードが空爆を受けているのですか。まさに後方支援を行っているからではないですか。外務大臣及び防衛庁長官の御見解を求めます。

次に、自治体の協力について、特別の義務を課す規定を加えなかつた以上、協力等の要請は任意の自発的な協力に期待されて行われる要請です。これに従うか否かを自由に判断できる非権力的開かと考えます。地方自治法第二条によれば、「地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持すること」が自治体の目的であり、自治体の自己決定権の保障が地方分権の眼目

自治事務の執行を拒否された場合、総理は地方自治法第二百四十六条の二の是正措置要求を発動するつもりがあるのか、その上で自治体が要請を拒んだときにどのような対応をされるのか、総理の御見解を求めてます。

また、現場で働く運輸労働者から不安、懸念が広がっていますが、自治体や民間の協力は、法律上後方地域で行われると規定しておらず、戦闘地域で行われることも排除しておりません。総理、自衛隊よりも自治体、民間に危険な地域での活動も協力を求めるのでしょうか。

さて、修正が行われたことによって、ますます周辺事態というものがわからなくなり、周辺事態が無限に広がるという危険性が浮き彫りになってしまいます。二条の「対応措置」も何らの定義も限定もなく、四条の「基本計画」も詳細な内容は明らかにされず、しかも中止も終了もどうなるのかさっぱりわかりません。九条の「必要な協力」も強制するものではないと説明する一方、協力するのが当然であり、協力拒否の公務員は処罰されると答弁されていますが、何についての協力なのか、従わない場合はどうなるのかも法文上明確にされていません。十二条も政令に白紙委任しております、しかも提出から一年近く経過するのに内容は一切明らかにされていません。国民の権利義務に係る重要な事項すら白紙委任されるのかどうか、大きな懸念が残ります。

法律は本来、厳密な用語によって権力の暴走を規制するものではあります。しかし、抽象的な文言を弄し政府に白紙委任する関連法案は、基本的人権、地方自治権、立法権を侵害する欠陥法案であり、本来出し直すべき代物であると考えます。なぜこれら具体的な内容を明らかにできないのかも含め、総理のお答えを求めてます。

九条第三項の「必要な財政上の措置」も、幾らお金がかかるのか、どれだけの協力とどれだけの支えが迫られるのかも全く不明ですが、予算主義と

総理の明快な答弁を求めます。

さて、世界的に著名な平和学者であるヨハン・ガルトゥング教授は、一つの国や社会で軍事化が進むと、それはまるでがん細胞のように国の経済や文化、政治に至るすべての分野をむしばんでいく危険性があり、他国の文化や異民族に対し憎悪を植えつけ、仮想敵国としてのイメージを培つていく傾向にならざるを得ない、あまつさえ政府に反対する声は押しつぶされ、個人個人の権利も国益と国のお安全の名において押しつぶされてしまうことを指摘されています。

今回の事態が軍事大国化、有事体制づくりのアリの一穴とならないかどうか。政府・与党の対応を振り返ってみるとなるべく、教授の心配は決して杞憂とは言えないと思います。総理は教授の問題提起をいかにお受けとめになりますか。

また、総理はガルトゥング教授の三つのPを御存じだと思いますけれども、これはピースムードメント、ピースリサーチ、そしてポリティカルパートナーが三位一体となって平和の創造に取り組むものでなければ真の平和は成り立たないといふものです。

何よりも今求められているのは、戦争協力の準備を始めるだけでなく、さきの大戦の反省と憲法の平和精神を生かし、アジア太平洋地域との友好協力の拡大を図っていくことではないでしょうか。本当に日本がアジアの平和を欲するのであれば、日本自身が平和に徹する国にならなければなりません。まさにボリティカルパートナーの果たす責任は非常に大きいものがあり、良識の府である参議院としての責務も問われることになると思いますが、総理いかがでしょうか。

最後に、新ガイドライン関連法案は、アメリカの戦争への協力に日本が動員される面と、そのことを通して日本自身の侵略戦争に向けた国内体制

官 報 (号 外)

の確立を目指すという二つの性格をあわせ持ち、政府の専守防衛の原則すらかなぐり捨てて、憲法の禁じる武力の行使、集団的自衛権の行使に道を開く危険きわまりない有事法であり、このようならし崩し的な安保改定、憲法改悪の策動を護憲の党として断じて認めることはできません。

平和外交の重要性と、関連法案の撤回、廃案を訴え、私の質問を終わります。(拍手)

○國務大臣(小淵恵三君) 深上貞雄議員にお答え下さい

周辺事態安全確保法案の審議についてのお尋ねがございました。

本法案は、昨年四月に国会に提出いたしました後、本院におきましてもさまざまな場で御議論をいただきておるところでございます。

本法案は、我が国の平和と安全の確保のための非常に重要なものであり、本院におきましても積極的に御審議をいただき、できるだけ早期に成立することを期待いたしております。

周辺事態安全確保法案に対する地方自治体や国民の関心についてのお尋ねであります。本法案には地方自治体や民間の協力に関する規定も含まれ、国民の関心も高いものと当然承知をいたしております。

政府としては、従来より法案の理解を得たため努めてまいりましたが、今後とも、我が国の平和と安全にとって重要な本法案につきまして、機会をとらえ適切に御説明し、御理解を深めていただけるよう努めてまいる考えであります。

周辺事態安全確保法案における国会の関与についてお答え申上げます。

衆議院での修正では、後方地域支援及び後方地域捜索救助活動の実施については、周辺事態に際しての実力組織たる自衛隊の部隊等が新たに実施できるようになるものであることから、国民の十二分な理解を得ることが望ましいことにかんがみ、原則として事前、緊急の必要がある場合には

事後に国会の承認を求める枠組みが設けられたものと承知をいたしております。政府としては、原則はあくまでも事前承認であり、可能な限り国会の事前承認を得るよう努めています。また、武器使用に係る衆議院の修正は、後方地域支援につきまして万が一の不測の事態が生ずる可能性を全く否定することができないことから、慎重の上にも慎重を期して、自衛官の生命または身体を防護するための必要最小限の武器使用規定を設けることとしたものと承知をいたしております。

政府としては、これを誠実に受けとめ、可決、成立の際には、対応に遺漏なきを期す所存でございます。

周辺事態に係る修正案についてのお尋ねでありますたが、御指摘の文言は、我が国の平和と安全確保に重要な影響を与える事態を例示的に丁寧に説明したものとの承知いたしております。

また、法案が想定する自衛隊の活動は、それ自体武力の行使に該当せず、米国の武力の行使と一体化するものではなく、そもそも集団的自衛権の行使には当たらないと考えます。

地方公共団体の協力についてお答えいたします。

本法案に基づく協力は、あくまでも協力を求めることであります。強制するものでもなく、地方公共団体の長は、正当な理由があるときにはこれを拒むことができます。地方公共団体の長の対応がその権限につきまして定めた法令に違反するような場合、国として地方自治法等に基づく措置をとることも法律論としては考えられます。が、地方公共団体の長は求めに応じて権限を適切に行使していくだけるものと考えます。

地方公共団体や民間の協力の行われる地域についてであります。が、地方公共団体や民間に協力を依頼する場合には、安全性について慎重に判断し、およそ不測の事態が起こり得ない、そのよう

な危険性がないと考える状況において協力の依頼が活動を行わないような危険な地域における協力を依頼することはありません。

周辺事態の範囲についてですが、周辺事態とは、我が国周辺の地域における我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態であり、ある事態が周辺事態に該当するか否かは、その事態の規模、態様等を総合的に勘案して判断いたします。したがって、その生起する地域をあらかじめ地理的に特定することはできません。他方、周辺事態が我が国の平和と安全に重要な影響を与える以上、現実の問題としてこのような事態が生起する地域にはおのずと限界があり、無限に広がりかねないということはあり得ないと考えます。

周辺事態への対応措置についてお尋ねですが、御指摘の対応措置が後方地域支援、後方地域捜索活動その他の周辺事態に対応するため必要な措置を指すものではことは法案第二条に明記されており、周辺事態への対応措置について何らの定義も限定もないとの御指摘は当たりません。

基本計画について法案の規定が不明確との御指摘もありましたが、本法案におきまして、基本計画に定める事項につきその項目を詳細に定めており、また基本計画を変更する場合の手続も定めているところであり、御指摘は当たらないと考えます。

国外の者の協力について法案の規定が不明確との御指摘もありますが、本法案第九条は、国外の者に対して必要な協力を求め、または依頼することを定めているものであります。強制するものではなく、従わない場合に本法案に基づきかかる制裁的措置をとることもございません。

周辺事態安全確保法案の政令委任規定についてあります。本法案第十二条に基づき政令で定めることが必要となった場合、そこに規定されることは、当然、本法案の実施のために必要な手続き等の範囲内のものとなり、新たに国民の権利を制

官 報 (号 外)

ものと考えております。また、自衛隊の名前も今日国民の中に十分定着していることから、あえて自衛隊を国防軍とする必要はないと考えます。安全保障基本法を制定すべきではないかとのお尋ねであります。いわゆる安全保障基本法の制定につきましては各種の御議論のあることは承知をいたしておりますが、国会の御審議を初めとする各方面の御議論を踏まえ、その可否について検討してまいりたいと考えております。

また、有事法制につきまして、現実に法制化を図ることは高度の政治判断にかかる問題であり、今直ちに法制化することは考へておるわけではありませんが、政府としては、有事法制は重要な問題と認識をしており、国会における御審議、国民世論の動向等も踏まえまして適切に対処してまいりたいと考えております。

○國務大臣(野呂田芳成君) 周辺事態安全確保法案等の武器の使用についてのお尋ねでございますが、防衛省としては、これらの法案に基づく自衛隊の活動に際しての武器の使用につきましては、御指摘のとおり、その適切な運用を確保するためには、武器使用の手続等について要領を作成するなど、所要の措置を講じ、遺漏なきを期してまいります。(拍手)

○副議長(菅野久光君) 山崎力君。

〔山崎力君登壇 拍手〕

○山崎力君 私は、参議院の会の代表として、ただいま議題となりました新たな日米防衛協力のための指針、いわゆる新ガイドラインの関連諸法案について、小説経理に見解を伺うものであります。まず、先に質問された同僚議員も触れておますが、本案件は衆議院で長期間審議されてきており、そしてその土壇場の段階で修正が加えられま

した。しかも、かなり重要な部分を含んでおります。その内容については、今後、詳しく特別委員会等において質問させていただくつもりでござりますが、いろいろな事情があつたことは、結局は政府案が当初の形で本院に送付されなかつたことにつき、まず総理の御見解を伺います。

私は、実は、新ガイドラインにつき、「一昨年十二月、本院本会議で当時の平成会を代表して橋本總理に質問させていただきました。その際、幾つかの問題点を指摘させていただきましたが、今般、国会の承認が必要となるなど、改良点も確かにありますけれども、残念ながら、衆議院の先立つ審議で、多くは私の問題指摘が解消されるどころか、私にとってはますます矛盾点が明白化しております。

その中で私が最も重要なのは、法や法治主義に対する基本的な欠如からきたと思われる法体系上の位置づけが不明確で、それゆえすつきりした形で国民の理解が得られないではないのかと

いうことでございます。そのうちまず取り上げたいのは、今回の問題の背景として、事あるたびに意識されてきた集団的自衛権の憲法上の制約、というより憲法違反とする点であります。集団的自衛権の否定は、理論上、一国の中立政策と裏表の関係になつておる概念のはずであり、同盟条約ともいふべき日米安全保障条約とは本来は両立しない法解釈と思うのであります。

もちろん、条約の片務性から、集団的自衛権の行使に当たらない内容であるという内閣法務局の解釈は耳にこなってはあります。しかしながら、これはよく言えば独特、悪く言えばひとりよがりの解釈といふべきものです。特に、いつまでたっても、事あるごとに一体化論を中心として武力行使とその定義、その内容にこだわらざるを得ないこうした政府見解は、国際的にも一般的にも法解釈の常識とは異質のものであると言わざるを得ません。

ですから、今回の論議でも、本来ならば既に解決みのはずの日米安保条約の六条事態、米国の戦闘作戦行動のための基地使用等を背景に、戦争巻き込まれ論を絡めた論議が、無意識からかもし出せんけれども、たびたび行われてきた感が否めないのであります。

そこで、この際、六〇年安保の議論の原点に戻って、改めて総理みずからの方から、何ゆえ我が国憲法は殊さら集団的自衛権を否定するかといふ点と、日米安全保障条約、特に米国の直接日本の防衛以外のための作戦行動、基地使用との関係について、その法的側面も含め、一国の指導者としての考え方をきちっと語っていただきたいと思うのであります。

〔副議長退席、議長着席〕

次いで浮上した問題と考えるのは、巷間、特に地方自治体関係者に指摘の多い周辺事態の地方自治体の協力内容であります。

本来、この問題は日本有事の際、地方自治体あるいは民間も含め、我が国防衛のためにどのように自衛隊等に協力するのか、また、米軍が協力して日本の防衛に当たる場合どのようにするかが法的にもはつきりしていれば、日本有事と当該周辺事態との性格の違いを検討、その都度協力内容をかげんすればよいだけの事柄です。

それが、日本有事の際の自治体の協力内容、さらには省庁間の協力ですら煮詰まっていない現状では、こうした本来なら無用のはずの疑惑が持ち上がるはいわば当然であります。家を建てるのに土台を固めず、まず屋根からという感が否めないであります。総理のお考え方をお聞かせください。

こうした周辺事態という、いわば日本国外での問題より、まず、土台の足元の日本一国の課題といふべきです。総理のお考え方をお聞かせください。

しかし、それでは、法文上船舶検査は周辺事態に對応するため必要な措置の一つとは言えなくはないということではあります。しかし、条文だけ見れば、「その他」の中に船舶検査活動を含めてよい表現になつております。もちろん、今回の衆院の審議経過を見れば含まれていなっていることではあります。

周辺事態に対応するため必要な措置「云々」となつていて、条文だけ見れば、「その他」の中に船舶検査活動を含めてよい表現になつております。もちろん、今回の衆院の審議経過を見れば含まれていなっていることではあります。

しかし、それでは、法文上船舶検査は周辺事態に對応するため必要な措置の一つとは言えなくはない、自家撞着を生じかねません。そして、新ガイドライン 자체の内容、米側の要請の経緯を見れば、条文だけで判断する際、むしろ含まれるといふ解釈の方が自然ですらあります。

仮に、別法をつくり、それが政府原案に沿つた内容であったとすれば、単独法とした場合はむしろ国連活動への協力関係法の一つとしての性格が浮上してこざるを得ません。政府が船舶検査をガ

イドライン関連法に含めた当初の意義が薄れる」となると思うのですが、それでよいのでしょうか。

いずれにしろ、仄聞するところ、アメリカ側の協力要請の中でも肝要な項目の一つであったとされる船舶検査のこうした立法上の不明瞭化は、野党側の私が言うべきことではないと思いますけれども、せっかくの総理渡米前の衆議院通過の意義を大きく損なうばかりか、(国民あるいは日米関係あるいは法体系自体にとっても大きな禍根を残す可能性ありと危惧するもので)それども、総理のお考えを伺いたいと思います。

いずれにしろ、今後の委員会審議の中で、国民に、ひいては関係諸外国にも、今回の新ガイドラインの意義、内容のみならず、我が国の安全保障政策全般を誤解なく理解していただけるよう、より一層の努力が必要であるという点を強調して、私の質問を終わります。(拍手)

○國務大臣小淵恵三君登壇、拍手)

○國務大臣(小淵恵三君) 山崎力議員にお答え申しあげます。

まず、周辺事態安全確保法案の修正についての御質問であります。

本修正は、自民党・公明党・改革クラブ及び自由党との間で精力的な御議論の上、三会派間で合意されたものと承知をいたしております。政府といたしましては、今般の修正を誠実に受けとめ、参議院における御議論も経て、これが可決、成立した際には、本法案に基づく対応に遅延なきよう万全を期していくことを考えておるところでございます。

集団的自衛権に関するお尋ねでありますが、政府は、従来から、憲法第九条のもとにおいて許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであり、外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されないにもかかわらず、実力をもって阻止することを内容とする集団的自衛権の行使は、これ

を超えるものとして憲法上許されないと考えておるところでございます。

安保条約と集団的自衛権の関係につきましてではありますが、日米安保条約及びその関連取り決めに基づく、日本国から行われる米軍の戦闘作戦行動のための基地としての施設・区域の使用につきまして応諾を与えることは、実力の行使に当たらず、我が国憲法の禁する集団的自衛権の行使には当らないと考えます。

地方公共団体の協力についてお答え申し上げます。

本法案では、我が国の平和及び安全に重要な影響を与える周辺事態への対応の重要性にかんがみ、地方公共団体の長に対する協力の求めについて定めております。地方公共団体等に十分な御理解をいただき、不安を払拭すべく、これまでさまざまな機会をとらえて説明を行ってきておりまして、今後とも努力してまいります。

海上保安庁と海上自衛隊との連携について御質問であります。

両庁は、海難救助等に関して平素から緊密に情報交換を行い、連携を図っているところであります。先般の不審船事案の際には改めて両庁の密接な連携の重要性が認識されたところであります。例えは艦船名が重複しておることにつきまして、艦船名の前に巡視船、護衛艦と呼称をするなど混乱の生じない運用が図られていると承知をしておりますが、いずれにせよ、政府としても、先般の教訓を生かし、両庁がより円滑かつ緊密に連携することにより、我が国の安全の確保及び危機管理に万全を期してまいりたいと考えております。

船舶検査活動について御質問がありました。

本件につきましては、三会派間でござり今まで協議された結果、今国会中にも別途立法措置をとることの前提で削除されたものと理解しております。また、船舶検査に関する立法措置の中身につき

ましては、今後三会派間で協議していくものと理解しておりますが、周辺事態安全確保法案の中での議論をされていました船検査活動とは全く別のものや、その範囲を大きく拡大するようなことは考えられていないものと理解しております。

いずれにいたしましても、山崎議員御指摘のように、今般の問題につきましては、国民の理解、協力を求めるためにさらなる努力をいたすべきという御指摘につきましては、十分心得て対処いたしておりたいと思っております。

以上、御答弁申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。

以上、御答弁申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第三 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

以上三件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交・防衛委員長河本英典君。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

○河本英典君登壇、拍手)

○河本英典君 ただいま議題となりました条約三件につきまして、外交・防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、マレーシアとの租税協定は、現行協定にかかるものであります。対象税目への住民税の追加、一定の投資所得に対する源泉地国の限度税率の引き下げ等、協定全般にわたり、最近の租税の改定をできる限り取り入れようとするものであります。

次に、カナダとの租税条約の改正議定書は、国際運輸業に従事するカナダの企業が、相互主義をされること等を定めるものであります。

最後に、スウェーデンとの租税条約の改正議定書は、親子関係にある法人間の配当に対する源泉地国の限度税率を引き下げる等を定めるものであります。

委員会におきましては、租税条約締結の基本方針、みなし外国税額控除の供与基準、租税条約による進出企業優遇措置等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共产党の小泉理事より条約三件に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、条約三件はいずれも多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより三件を一括して採決いたします。

三件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

[投票開始]

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、三件は承認することに決しました。
(拍手)

【投票者氏名は本号末尾に掲載】

二百三十一

一百十

二十一

合を代表して自由民主党の清水理事より、保護者の義務の範囲を明確化することと、本法の施行後五年を日途として検討を行うこと等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、採決の結果、本法律案は全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

【審査報告書及び議案は本号末尾に掲載】

小林元君登壇、拍手

投票開始

投票終了

投票総数

五百三十一

一百三十一

二十一

委員長の報告を求めます。交通・情報通信委員長小林元君。

まず、委員長の報告を求めます。交通・情報通信委員長小林元君。

【審査報告書及び議案は本号末尾に掲載】

投票開始

投票終了

投票総数

五百三十一

二十一

官 報 (号 外)

携帯電話等の規制のあり方等について質疑が行わ
れましたが、その詳細は会議録に譲ります。
質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一
致をもって原案どおり可決すべきものと決定いた
しました。
なお、本法律案に対して、附帯決議が付されて
おります。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○荒木清寛君　ただいま議題となりました児童買春、児童ボルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、児童の権利の擁護に資するため、児童買春、児童ボルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受ける児童の保護のための措置等を定めることとするものであります。

○議長(斎藤朗太郎君) 日程第九 原子力損害賠償に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。経済・産業委員長須藤良太郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

<p>○議長(高橋十朗君) 投票の結果を報告いたしました。</p> <p>委員会 講壇</p>
<p>投票総数</p>
<p>一百三十一</p>
<p>賛成</p>
<p>一百三十一</p>
<p>反対</p>
<p>よって、本案は全会一致をもって可決されました。</p>
<p>た。(拍手)</p>
<hr/> <p>(投票者氏名は本号末尾に掲載)</p> <hr/>

○議長（斎藤十朗君）　投票開始

○議長（斎藤十朗君）　間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（斎藤十朗君）　投票の結果を報告いたします。

投票結果

賛成

反対

二百三十一

二百三十一

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（斎藤十朗君）　日程第八　児童買春、児童ボルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案（林芳正君外六名発議）を議題といたしました。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長荒木清寛君。

委員会におきましては、児童買春及び児童ボルノに係る行為を処罰する理由、性交類似行為の定義、児童ボルノと表現の自由との関係等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数
賛成

一百三十一
一百三十一

○須藤良太郎君　ただいま議題となりました
案につきまして、経済・産業委員会における
の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、原子炉の運転等により、原子
害が生じた場合における賠償措置額を現行の
億円から六百億円に引き上げるとともに、適
限が平成十一年末までとされている国の援助
等を十年間延長する等の措置を講じようとして
おります。

委員会におきましては、賠償措置額引き上
げ、原発の被害想定の有無、原子力防災対
応について質疑が行われましたが、その詳細は
録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全
致をもって原案どおり可決すべきものと決定
しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

（前項（委員会意見）） 日程第一（行政機関の保有する情報の公開に関する法律案）

有する情報の公開に関する法律案

日程第一一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律案

（第百四十二回国会内閣提出、第百四十五回国会衆議院送付）

日程第一二 國立公文書館法案（総務委員長提出）

以上、三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告及び趣旨説明を求めます。

総務委員長竹村泰子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

（竹村泰子君登壇、拍手）

○竹村泰子君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、行政機関の保有する情報の公開に関する法律案は、行政機関の保有する情報の一層の公開を図るため、何人も行政文書の開示を請求することができる権利について定めるとともに、開示決

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

反対
よって、本案は全会一致をもって可決されまし
た。(拍手)

○議長（齋藤ト胡君）間もなく投票を終ります。——これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕

たし
定等に対する不服申し立てについて調査審議を行う情報公開審査会を置くこと等の措置を講ずる必要があります。

号

改正する法律案 行政機関の保有する情報の公開に関する法律案外二件

官報(号外)

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔松谷蒼一郎君登壇、拍手〕

○松谷蒼一郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土・環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、住宅の品質確保の促進、住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るために、住宅の性能に関する表示基準及びこれに基づく評価の制度を設け、住宅に係る紛争の処理体制を整備するとともに、新築住宅の請負契約または売買契約における瑕疵担保責任について特別の定めをしようとするものであります。

委員会におきましては、日本住宅性能表示基準に定めるべき内容、瑕疵の立証責任のあり方、建築基準法の運用を含めた総合的な欠陥住宅対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
賛成
一百三十
一百三十

反対
よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、会計検査院法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。
まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長岡野裕君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕
○議長(斎藤十朗君) これまで、委員長の報告を求めます。議院運営委員長岡野裕君。

○岡野裕君 ただいま議題となりました法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過及びその結果を報告申し上げます。

本法律案は、会計検査院の検査官任命に係る両院の同意等について、現行の衆議院優越に関する規定を削除することを内容とするものであります。

本件は、かねてから参議院改革の主たる懸案の一つとして、長く本院が取り組んでもいた問題であります。思えば、去る平成八年十一月に議長の諮問機関である参議院制度改革検討会から、憲法上の重要な機関である会計検査院の検査官はこれまでからく民主的な方法をもつて任命されるべきであるとして、衆議院の優越規定を削除すべき旨の答申がなされております。

されば、参議院としては、参議院議長及び歴代議院運営委員長が会計検査院法の改正について衆議院並びに政府に対して強くその検討方要請を行つてまいりましたところであります。加えて、本院

の決算委員会におきましても、本件について累次にわたり政府の姿勢をただしてきたことは広く諸賢御高承のとおりであります。

かかる経緯にかんがみまするとき、今般、政府を初め衆議院の御協力をも得てこれが実現の運びとなりましたことは、まことに御同慶の至りと存ずる次第であります。

以上、報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
反対
賛成
一百二十
一百二十

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕
○議長(斎藤十朗君) 本日はこれにて散会いたしました。

午後一時二十六分散会

出席者は左のとおり。
議長 斎藤十朗君
副議長 喬野久光君

議員

弘友	和夫君	魚住裕一郎君
鶴保	庸介君	世耕弘成君
渡辺	孝男君	木村潤一君
入澤	肇君	福本仁君
山崎	力君	大森保君
沢	たまき君	礼子君
阿曾田	清君	亀井郁夫君
水野	誠一君	加藤修一君
高野	博郎君	松あきら君
高橋	令則君	月原茂皓君
奥村	展三君	菅川健二君
海野	義孝君	但馬久美君
山下	栄一君	平野貞夫君
平野		松岡満壽男君
海野		山下義彦君
山下		奥村昭君
奥村		白浜秀央君
海野		渡辺千景君
山下		扇善彦君
平野		山下敬三君
海野		武見宏一君
山下		佐藤昭郎君
平野		佐藤義雄君
海野		中川加納君
山下		岸宏一君
平野		佐藤時男君
海野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
山下		岩永浩美君
平野		田村正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
平野		佐藤義雄君
山下		佐藤時男君
平野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
平野		佐藤義雄君
山下		佐藤時男君
平野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
平野		佐藤義雄君
山下		佐藤時男君
平野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
平野		佐藤義雄君
山下		佐藤時男君
平野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
平野		佐藤義雄君
山下		佐藤時男君
平野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
平野		佐藤義雄君
山下		佐藤時男君
平野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
平野		佐藤義雄君
山下		佐藤時男君
平野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
平野		佐藤義雄君
山下		佐藤時男君
平野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
平野		佐藤義雄君
山下		佐藤時男君
平野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
平野		佐藤義雄君
山下		佐藤時男君
平野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
平野		佐藤義雄君
山下		佐藤時男君
平野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
平野		佐藤義雄君
山下		佐藤時男君
平野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
平野		佐藤義雄君
山下		佐藤時男君
平野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
平野		佐藤義雄君
山下		佐藤時男君
平野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
平野		佐藤義雄君
山下		佐藤時男君
平野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
平野		佐藤義雄君
山下		佐藤時男君
平野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
平野		佐藤義雄君
山下		佐藤時男君
平野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
平野		佐藤義雄君
山下		佐藤時男君
平野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
平野		佐藤義雄君
山下		佐藤時男君
平野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
平野		佐藤義雄君
山下		佐藤時男君
平野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
平野		佐藤義雄君
山下		佐藤時男君
平野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
平野		佐藤義雄君
山下		佐藤時男君
平野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
平野		佐藤義雄君
山下		佐藤時男君
平野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
平野		佐藤義雄君
山下		佐藤時男君
平野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
平野		佐藤義雄君
山下		佐藤時男君
平野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
平野		佐藤義雄君
山下		佐藤時男君
平野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
平野		佐藤義雄君
山下		佐藤時男君
平野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
平野		佐藤義雄君
山下		佐藤時男君
平野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
平野		佐藤義雄君
山下		佐藤時男君
平野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
平野		佐藤義雄君
山下		佐藤時男君
平野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
平野		佐藤義雄君
山下		佐藤時男君
平野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
平野		佐藤義雄君
山下		佐藤時男君
平野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
平野		佐藤義雄君
山下		佐藤時男君
平野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
平野		佐藤義雄君
山下		佐藤時男君
平野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
平野		佐藤義雄君
山下		佐藤時男君
平野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
平野		佐藤義雄君
山下		佐藤時男君
平野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
平野		佐藤義雄君
山下		佐藤時男君
平野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
平野		佐藤義雄君
山下		佐藤時男君
平野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
平野		佐藤義雄君
山下		佐藤時男君
平野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
平野		佐藤義雄君
山下		佐藤時男君
平野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
平野		佐藤義雄君
山下		佐藤時男君
平野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
平野		佐藤義雄君
山下		佐藤時男君
平野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平君
平野		岩永一太君
平野		佐藤義雄君
山下		佐藤時男君
平野		佐藤浩美君
山下		佐藤一成君
平野		佐藤正幸君
山下		田村公平

平成十一年四月二十八日

参議院会議録第十七号 議長の報告事項

溝手	顯正君
西田	吉宏君
須藤良太郎君	弘君
石川	若林
岡野	坂野
有馬	青木
陣内	朗人君
尾辻	裕君
小山	青木
日出	秀久君
谷川	重信君
森田	孝雄君
中原	秀善君
水島	英輔君
山内	幹雄君
森田	俊夫君
大島	芳正君
太田	次夫君
駒橋	龍二君
林	裕君
松村	爽君
坂野	浩君
野間	慶久君
竹山	吉村剛太郎君
村上	片山虎之助君
井上	松谷蒼一郎君
狩野	安君
久世	正邦君
福山	裕君
中村	裕君
浅尾慶一郎君	哲郎君
佐藤	敦夫君
櫻井	公堯君
福山	雄平君
正昭君	充君

市田	忠義君	西山登紀子君	柳田	谷本	八田ひろ子君	小川	宮本	江田	松田	岡崎トミ子君	今泉	川橋	峰崎	前川	小山	石田	奥石	高峰君	朝日	藤井
庄中	和歌子君	笠井	勝木	大淵	清水	阿部	大沢	岩佐	辰美君	澄子君	幸代君	寛徳君	俊美君	良平君	久保	西川きよし君	岳志君	東君	俊弘君	良一君
山本	芳生君	亮君	健司君	絹子君	惠美君	穂君	谷本	西山登紀子君	穂君	穂君	穂君	穂君	穂君	穂君	穂君	穂君	穂君	直樹君	勤君	竜藤
山下	正和君	正和君	正和君	正和君	正和君	正和君	正和君	正和君	正和君	正和君	正和君	正和君	正和君	正和君	正和君	正和君	正和君	澄君	俊弘君	俊弘君

議長の報告事項
一昨二十六日議長において、次のとおり常任委員会の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ れた。	白米防衛協力のための指針に関する特別委員会
理事 鈴木 正孝君	理事 竹山 裕君
理事 山本 一太君	理事 若林 正俊君
理事 齋藤 勤君	理事 柳田 稔君
理事 日笠 勝之君	理事 笠井 亮君
理事 山本 正和君	理事 正和君

日米防衛協力のための指針に関する特別委員会
委員長 井上 吉夫君
同日委員会において選任した理事は次のとおりで
ある。

議院運営委員	堀 利和君	藤井 俊男君
辞任	補欠	補欠

交通・情報通信委員会 堀 利和君
行政監視委員会 峰崎 直樹君
辞任 岩本 庄太君
辞任 菅川 健二君
補欠 補欠

特定化学物質の排出量等の公開等に関する法律
案 佐藤謙一郎君外四名提出(衆第一六号)

住宅・都市整備公団法の一部を改正する法律案
(鉢呂吉雄君外一名提出)(衆第一七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案(閣法第七一号)
労働・社会政策委員会に付託

海岸法の一部を改正する法律案(閣法第一四四号)
国土・環境委員会に付託

官報 (号外)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。 在留特別許可に関する質問主意書(照屋寛徳君提出) 昨二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	総務委員 辞任 浜四津敏子君	農林水産委員 辞任 木庭健太郎君	農林水産委員 辞任 浜四津敏子君
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第六七号) 会計検査院法の一部を改正する法律案(衆第一八号)	経済・産業委員 辞任 山下善彦君	経済・産業委員 辞任 山下善彦君	経済・産業委員 辞任 山下善彦君
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 日本政策投資銀行法案(閣法第三三号) 日本國の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間に おける後方支援、物品又は役務の相互の提供に 関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間 の協定を改正する協定の締結について承認を求 めるの件(第百四十二回国会閣法第二〇号)、衆 議院継続審査)	交通・情報通信委員 辞任 藤井俊男君	決算委員 辞任 佐藤昭郎君	交通・情報通信委員 辞任 藤井俊男君
同日衆議院から、同院において修正議決した次の 内閣提出案を受領した。 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保 するための措置に関する法律案(第百四十一回 回国会閣法第一一〇号)、衆議院継続審査)	行政監視委員 辞任 山下善彦君	行政監視委員 辞任 佐藤昭郎君	行政監視委員 辞任 山下善彦君
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ れた。よって議長は即日これを議院運営委員会に 付託した。 会計検査院法の一部を改正する法律案(議院運 営委員長提出)(衆第一八号)	総務委員会 辞任 高橋紀世子君	総務委員会 辞任 高橋紀世子君	総務委員会 辞任 高橋紀世子君
同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため 衆議院に送付した。 特定公文書館法案(総務委員長提出) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の 一部を改正する法律案(閣法第一一號)審査報告 書	法務委員会 辞任 高橋紀世子君	法務委員会 辞任 高橋紀世子君	法務委員会 辞任 高橋紀世子君
同日委員長から次の報告書が提出された。 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の 一部を改正する法律案(閣法第一一號)審査報告 書	理事 山崎力君 (平田健二君の補欠)	理事 山崎力君 (平田健二君の補欠)	理事 山崎力君 (平田健二君の補欠)

平成十一年四月二十八日 參議院会議録第十七号

所得に対する租税について承認を求めるの件

內閣總理大臣 小渕 恵三

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレイシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
右は多数をもって承認すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。
平成十一年四月二十七日

外交・防衛委員長 河本英典
參議院議長 斎藤十朗殿

要領書

委員会の決定の理由

協定に代わるものであり、經濟的、人的交流等に伴つて発生する國際的な二重課税を可能な限り回避するとともに、二重課税が発生する場合にはこれを排除することを目的として、我が国とマレーシアとの間で課税権を調整するものである。現行協定と比較した場合の特色としては、協定の対象税目に我が国の住民税を追加し、親子関係にある法人間の配当について源泉地国における限度税率を引き下げたこと等が挙げられる。この協定の締結により、我が國とマレーシアとの間の二重課税回避の制度が更に整備され、両国間の資本及び人的資源等の交流が促進されることが期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

別に費用を要しない。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求

→
国会に提出する。

平成十一年三月五日	
内閣総理大臣	小渕 恵三
(i) (ii) (iii) (iv) (v)	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
(i) (ii) (iii) (iv) (v)	所得に対する租税に関する二重課税の回避を第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。
(i) (ii) (iii) (iv) (v)	日本国政府及びマレーシア政府は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定
(i) (ii) (iii) (iv) (v)	日本国政府及びマレーシア政府は、所得に対する租税に関する二重課税の回避を得に対する租税に関し、二重課税を回避し及ぼ税を防止するための協定を締結することを希望する。
(i) (ii) (iii) (iv) (v)	この協定は、一方又は双方の締約国の居住者で者に適用する。
(i) (ii) (iii) (iv) (v)	第二条
(i) (ii) (iii) (iv) (v)	この協定は、一方又は双方の締約国の居住者で者に適用する。
(i) (ii) (iii) (iv) (v)	マレーシアにおいては、
(i) (ii) (iii) (iv) (v)	所得税
(i) (ii) (iii) (iv) (v)	石油所得税
(i) (ii) (iii) (iv) (v)	(以下「マレーシアの租税」という。)
(i) (ii) (iii) (iv) (v)	日本国においては、
(i) (ii) (iii) (iv) (v)	所得税
(i) (ii) (iii) (iv) (v)	法人税
(i) (ii) (iii) (iv) (v)	住民税
(i) (ii) (iii) (iv) (v)	(以下「日本国の租税」という。)
この協定は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わってこの協定の署名の日の後に課される租税であつて1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの(国税であるか地方税であるかを問わない。)についても、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれの国税法について行わたれた実質的な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。	
第二条	
1 この協定の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、	
(a) 「マレーシア」とは、マレーシア連邦の領域、マレーシアの領水並びに当該領水の海底及びその下をいい、マレーシアの領水の限界を超える区域(海底及びその下を含む。)であつて、マレーシアが天然資源(生物資源であるかないかを問わない。)の探査及び開発のための主権的権利を有する区域として、マレーシアの法令により、かつ、国際法に従い、指定したもの又は今後指定することのあるものを含む。	
(b) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国(租税に関する法令が施行されているすべての領域(領海を含む。)及びその領域の外側に位置する区域で日本国が国際法に基づき管轄権を有し日本国(租税に関する法令が施行されているすべての区域(領海及びその下を含む。)をいう。	
(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はマレーシアをいう。	
(d) 「租税」とは、文脈により、日本国(租税又はマレーシアの租税をいう。	
(e) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体で租税に関し課税単位として取り扱われるものを含む。	
「法人」とは、法人格を有する団体又は租税	

の協定の締結に
関し法人格
の団体をいう

(8) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国」の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(1) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送(他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。)をいう。

(1) 「国民」とは、次の者をいう。

マレイシアについては、マレイシアの市民権を有するすべての個人及びマレイシアにおいて施行されている法令によってその地位を与えられたすべての法人、組合その他の団体

(注) 日本国については、日本国の国籍を有するすべての個人並びに日本国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に関する日本国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての

(j) 「権限のある当局」とは、マレイシアについては、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

(ii) 日本国については、大蔵大臣又は権限を与えたされたその代理者をいう。

は、この協定において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この協定の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国の適用される税法における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令によ

における当該用語の意義に優先するものとする。

第四条

1 この協定の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。

2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。

- 当該個人は、その使用する恒久的住居が所 在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的関係がより密接な締約国(重要な利害関係の中心がある国)の居住者とみなす。
- その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。
- その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、自己が国民である締約国の居住者とみなす。
- 当該個人が双方の締約国の国民でもない場合又はいづれの締約国(國籍の有する者で個人以外のものについては、両締約国)の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。

3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、合意により、この協定の適用上その者が居住者であるとみなされる締約国を決定する。

第五条

1 この協定の適用上、「恒久的施設」とは、事業

を行なう一定の場所であつて企業がその事業の全

部又は一部を行なっている場所をいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

- 事業の管理の場所
- 支店
- 事務所
- 工場
- 作業場
- 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所

3 建築工事現場若しくは建設若しくは据付けの工事又はこれらに関連する監督活動については、六箇月を超える期間存続する場合には、「恒久的施設」を構成するものとする。

4 1から3までの規定にかかわらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれないものとする。

- 企業に属する物品又は商品の保管又は展示のためにのみ施設を使用すること。
- 企業に属する物品又は商品の在庫を保管又は展示のためにのみ保有すること。
- 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
- 企業のために物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(d) 企業のために物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(e) 企業のための準備的又は補助的な活動を行うことのみを目的として、事業を行なう一定の場所を保有すること。

(f) (a)から(e)までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行なう一定の場所を保有すること。

内において他方の締約国の企業に代わって行動する者(6の規定が適用される独立的地位を有する代理人を除く)が次のいずれかの活動を行なう場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行なうすべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。

(a) 当該一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使すること。ただし、その者の活動が4に掲げる活動(事業を行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により活動)のみである場合は、この限りでない。

(b) (a)の権限は有しないが、当該一方の締約国内で、物品又は商品の在庫を恒久的に保有し、かつ、当該在庫から当該企業に代わって物品又は商品を反復して引き渡すこと。

6 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立的地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業活動を行なっているという理由のみでは、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

7 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業(「恒久的施設」を通じて行なわれるものであるかないかを問わない)を行う法人都を支配し、又はこれらに支配されているといふ事実のみによっては、いづれの一方の法人も、他方の法人の「恒久的施設」とはされない。

第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しても、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行なう場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対しても、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 3の規定に従うこととを条件として、一方の締約国が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行なう場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる

利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経営費及び一般管理費を含む費用で当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか、他の場所において生じたものであるかを問わず、損金に算入することを認められる。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によって決定する慣行が一方の締約国における場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によって当該一方の締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によって得た結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならない。

5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の單なる購入を行ったことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によって決定する。ただし、別のある場合、この限りでない。

7 他の方で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によって影響されることはない。

第八条

1 一方の締約国が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

2 第一条の規定にかかわらず、一方の締約国は、船舶又は航空機を国際運輸に運用する企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用する

ことにつき、マレーシアの企業である場合には日本国における事業税を、日本国の企業である場合には日本国における事業税に類似する税でマレーシアにおいて今後課されることのあるものを免除される。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加することによって取得する利得についても、適用する。

第九条

1(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合

であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のため

に当該一方の企業の利得とならなかつたものに對しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課すことができる。

2 一方の締約国において租税を課された当該法人である場合には、当該配当の額の五パーセント

(a) 当該配当の受益者が、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先立つ六箇月の期間を通して租税を課すことができる。

3 マレーシアが法人の利得又は所得に対する租税以外に配当に対し租税を課さないこととしている限り、マレーシアの居住者である法人が日本国の居住者に支払う配当については、2の

規定に妥当な考慮を払う。

3 1の規定にかかわらず、締約国は、1にいう条件がないとしたならば当該締約国の企業の利得として更正の対象となつたとみられる利得に係る課税年度の終了時から十年を経過した後は、1にいう状況においても、当該締約国当該企業の当該利得の更正をしてはならない。この3の規定は、不正に租税を免れた利得については、適用しない。

第十条

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2 1の配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課すことができる。その居住者である場合には、次の額を超えないものとする。

(a) 当該配当の受益者が、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先立つ六箇月の期間を通して租税を課すことができる。

3 一方の締約国において租税を課された当該法人である場合には、当該配当の額の五パーセント

(b) その他のすべての場合には、当該配当の額の十五パーセント

この2の規定は、当該配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

3 マレーシアが法人の利得又は所得に対する租税以外に配当に対し租税を課さないこととしている限り、マレーシアの居住者である法人が日本国の居住者に支払う配当については、2の

規定にかかるわらず、マレーシアにおいて当該法人の利得又は所得に対する租税以外の租税を免除する。ただし、マレーシアが当該法人の利得又は所得に対する租税以外に配当に対して租税を課することとする場合には、2の規定によ

る。

4 この条において、「配当」とは、株式その他の利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く)から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行つ法人が居住者とされる締約国の法令上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

5 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行つ又は当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の個人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

6 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当(当該他方の締約国内において生じた株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設又は固定的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く)に対していかなる租税も課さることができず、また、当該留保所得に対して租税を課することが

官 報 (号 外)

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従って租税を課すことができる。その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて、他方の締約国の政府、他方の締約国の中地方政府若しくは地方公共団体、他方の締約国の中中央銀行又は他方の締約国が全面的に所有する金融機関が取得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。

4 3の規定の適用上、「政府が全面的に所有する金融機関」とは、次のものをいう。

(a) マレーシアについて、

(i) マレーシア輸出入銀行

(ii) 日本国について、

(iii) 海外経済協力基金

(iv) 國際協力事業団

5 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権(担保の有無及び債権者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない)から

できない。

第十一條

一方の締約国内において生じ、他方の締約

の居住者に支払われる利子に対しては、当該他

方の締約国において租税を課すことができる。

生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。)をいう。

1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある

恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の

締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的

役務を提供する場合において、当該利子の支払

の基因となつた債権が当該恒久的施設又は当該

固定的施設と実質的な関連を有するものである

ときは、適用しない。この場合には、第七条又

は第十四条の規定を適用する。

2 1の使用料に対しては、当該使用料が生じた

締約国においても、当該締約国の法令に従って

租税を課すことができる。その租税の額は、

当該使用料の受益者が他方の締約国の居住者で

ある場合には、当該使用料の額の十パーセント

を超えないものとする。

3 この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物(ソフトウェア、映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用放送用のフィルム又はテープを含む。)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式又は秘密工程の譲渡から生ずる収入についても、同様に適用する。ただし、その収入に係る収益について次条2の規定が適用される場合は、この限りでない。

4 1、2及び5の規定は、一方の締約国の居住者である使用料又は収入の受益者が、当該使用料又は収入の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行ひ又は当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該使用料又は収入の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は固定的施設について生じたものとされる。ただし、利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は固定的施設について生じたものとされる。ただし、利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は固定的施設について生じたものとされる。

5 1の規定は、一方の締約国内において生じたものとされる。

6 1の規定は、一方の締約国内において生じたものとされる。

7 利子は、その支払者が一方の締約国又は一方の締約国の中地方政府、地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は固定的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該利子は、当該恒久的施設又は固定的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

8 利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該利子の額が、その関係がないとした

ならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。こ

の場合には、支払われた額のうち当該超過分に

対し、この協定の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課すこと

ができる。

第十二条

一方の締約国内において生じ、他方の締約

の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他

方の締約国において租税を課すことができる。

定的施設の存在する当該一方の締約国内におい

て生じたものとされる。

1 1、2及び4の規定は、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物(ソフトウェア、映画フィ

ルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。)の著作権、特許

権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式又は

秘密工程の譲渡から生ずる収入についても、同

様に適用する。ただし、その収入に係る収益に

ついて次条2の規定が適用される場合は、この

限りでない。

2 1の規定は、一方の締約国内において生じた

締約国においても、当該締約国の法令に従つて

租税を課すことができる。その租税の額は、

当該使用料の受益者が他方の締約国の居住者で

ある場合には、当該使用料の額の十パーセント

を超えないものとする。

3 この条において、「使用料」とは、文学上、芸

術上若しくは学術上の著作物(ソフトウェア、映

画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。)の著作

権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密

方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権

利の対価として、産業上、商業上若しくは学術

上の設備の使用若しくは使用の権利の対価とし

て、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験

に関する情報の対価として受領するすべての種

類の支払金及び船舶又は航空機の裸用船契約に

基づいて受領する料金(第八条で取り扱うもの

を除く。)をいう。

4 使用料は、その支払者が一方の締約国又は一

方の締約国の中地方政府、地方公共団体若しくは

居住者である場合には、当該一方の締約国内に

おいて生じたものとされる。ただし、使用料の

支払者が締約国の居住者であるかないかを問わ

なければ支払者及び受益者が合意したとみられる

額を超えるときは、この条の規定は、その合

意したとみられる額についてのみ適用する。こ

の場合には、支払われた額のうち当該超過分に

対し、この協定の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課すこと

5 この条において、「利子」とは、すべての種類

の信用に係る債権(担保の有無及び債権者の利

得の分配を受ける権利の有無を問わない)から

官 報 (号 外)

動産で他方の締約国内に存在するものの譲渡によって取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

動産で他方の締約国内に存在するものの譲渡によって取得する収益に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
一方の帝内国外の企業が他方の帝内国内に有する又は前記の期間当該他方の締約国内に滯在する場合には、当該所得に對しては、当該固定的施設に帰せられる部分又は前記の期間を通じ当該他方の帝内国外に有するこの收得に對する

において行われる勤務に係る報酬に対してもは、
当該一方の締約国において租税を課することが
できる。

次条2の規定が適用される場合を除くほか、過去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職手当その他の一額とする報酬に付しては、

一方の締約国が企業が何方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産(不動産を除く。)の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の個人的役務を提供するため他方の締約国内においてその用に供している固定的施設に係る財産(不動産を除く。)の譲渡から生ずる収益(単独に若しくは企業全体として行われる

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、藝術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(a) 第十九条
当該一方の締約国においてのみ租税を課すること
ができる。

る。
当該恒久的施設の譲渡又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む。)に対しても、当該他方の締約国において租税を課することができ

1 次条、第十八条及び第十九条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他の

一方の締約国の居住者である個人が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得に

当該一方の締約国又は当該一方の締約国の州方政府若しくは地方公共団体によって支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬（退職年金を除く。）に対しては、当該一方の

一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産(不動産を除く。)の譲渡によって取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

これらに類する報酬に對しては、勤務が他方の締約国内において行われない限り、當該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合に、は、當該勤務から生ずる報酬に對しては、當該他方の締約国において租税を課することができる。

対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

もつとも、そのような活動が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき当該一方の締約国の居住者である個人によって行われる場合には、当該所得について

(b) 締約国においてのみ租税を課すことができ
る。

(b) もつとも、当該債務が他方の締約国内にお
いて提供され、かつ、当該個人が次の(i)又は
(ii)に該当する当該他方の締約国の居住者であ
る場合には、その給料、賃金その他これらに

1から3までに規定する財産以外の財産の譲渡によって取得する収益であつて他方の締約国において生ずるものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 る。
1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者
者が他方の締約国内において行う勤務について
取得する報酬に対しでは、次の(i)から(c)までに

2 は、当該他方の締約国において租税を免除する。

類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

第十四条

(b) 超えないこと。

(a) 報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が当該暦年を通じて合計百八十二日を超えないこと。

（b）報酬が当該他方の締約国の居住者でない用
用者又はこれに代わる者から支払われるもの
であること。

運動家以外の他方の締約国の居住者である者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七条、第十四条及び第十五条の規定にかかるわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる当該一方の締約国において租税を課することがで
きる。

もっととも、そのような所得が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に

(b) その者が当該暦年を通じて合計百八十三日以上期間當該他方の締約国内に滞在する場合
その者がそのような固定的施設を有する場合

(c) 賃料が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものでないこと。

基づき他方の締約国の居住者である個人によって行われる活動から生じ、かつ、当該他方の締約国の居住者である他の者に帰属する場合には、当該所得については、当該一方の締約国において租税を免除する。

3 年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

これらに類する報酬及び退職年金については、第十五条から前条までの規定を適用する。

第二十条

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であって、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であったものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付については、当該一方の締約国の租税を免除する。ただし、当該給付が当該一方の締約国外から支払われるものである場合に限る。

第二十一条

1 一方の締約国の居住者の所得(源泉地を問わない)で前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得(第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く)の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

3 1及び2の規定にかかるらず、一方の締約国の居住者の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものであつて前各条に規定がないものに対しては、当該他方の締約国においても租税を課することができます。

第二十二条

1 日本国において取得する所得についてマレイシアの居住者により日本国の法令に基づきかつこの協定に従つて納付される日本国の租税は、マレイシア以外の国において納付される租税を

マレイシアの租税から控除することに関するマレイシアの法令に従い、当該所得について納付されるマレイシアの租税から控除する。その控除を行うに当たり、当該所得が、日本国の居住者である法人により、その議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有するマレイシアの居住者である法人に対する支払われる配当である場合には、その支払われた配当に係る所得について当該法人により納付される日本国の租税を考慮に入れるものとする。ただし、当該控除は、当該控除が行われる前に算定されたマレイシアの租税のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。

2 日本国以外の国において納付される租税を日本国から控除することに関する日本国の法令に従い、(a) 日本国の居住者がこの協定の規定に従つてマレイシアにおいて租税を課される所得をマレイシアにおいて取得する場合には、当該所得について納付されるマレイシアの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。

(b) マレイシアにおいて取得される所得が、マレイシアの居住者である法人により、その議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも二十五パーセントを利得の分配に係る事業年度の終了の日に先立つ六箇月の期間を通じて所有する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、日本国

の租税からの控除を行つに当たり、当該配当の規定の適用上、「納付されるマレイシアの租税」は、マレイシアの経済開発を促進する

ためのマレイシアの法令に基づく特別の獎勵措置又はその修正若しくは追加としてマレイシアにおいてその後に導入されることがあるものに

従つて軽減又は免除が行われなかつたならば納付されたであろうマレイシアの租税の額を含むものとみなす。ただし、両締約国(政府)がこの3に規定する措置により与えられる特典の範囲について合意を行うことを条件とする。

3 の規定は、この協定が効力を生ずる暦年の後七年日の年の十二月三十一日よりも後に開始する各課税年度において日本国の居住者が取得する所得については、効力を失う。

第二十三条

1 一方の締約国(国民は、他方の締約国において特に居住者であるかないかに関し、同様の状況にある当該他方の締約国(国民に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の又はこれらよりも重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかるらず、締約国(居住者でない者にも適用する。ただし、この1の規定は、マレイシアの国民に対してのみこの協定の署名の日にマレイシアの法令で認める租税上の個人的控除、救済及び軽減をマレイシアの居住者でない日本国の国民に認めるることを義務付けるものと解してはならない。

2 一方の締約国(企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行つ当該他方の締約国(企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

この2の規定は、一方の締約国(対し、家族の状況又は扶養するための負担を理由として自國の居住者に認める租税上の個人的控除、救済及び軽減を他方の締約国(居住者に認める

ことを義務付けるものと解してはならない。

3 第九条1、第十一條8又は第十二條7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国(企業が他方の締約国(居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該企業の課税対象利得の決定に当たつて、当該一方の締約国(居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4 一方の締約国(企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国(一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国(類似の他の企業に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の又はこれらよりも重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。

5 いすれか一方の又は双方の締約国(措置によりこの協定の規定に適合しない課税を受けたと又は受けることになると認める者は、当該事案について、当該いすれか一方の又は双方の締約国(法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国(権限のある当局に対する又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国(の権限のある当局に対して、申立てをすることができる。当該申立ては、この協定の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から二年以内にしなければならない。

6 権限のある当局は、1の申立てを正当と認めるとが、満足すべき解決を与えることができない場合には、この協定の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国(権限のある当局との合意によって当該事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約国(法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施さ

なければならない。

両締約国の権限のある当局は、この協定の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意による当局は、また、この協定に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することができる。

第二十五条

両締約国の権限のある当局は、この協定若しくはこの協定が適用される租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの協定の規定に反しない場合に限る)を実施し又はこれらの租税に関する脱税を防止するため必要な情報交換する。情報の交換は、第一条の規定による制限を受けない。一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて得た情報と同様に秘密として取り扱うものとし、この協定が適用される租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追又はこれらの租税に関する不服申立てについての決定に関与する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む)に対してのみ開示することができる。これらの者又は当局は、当該情報をこれらのためにのみ使用することができる。これらの方は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。

2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣習に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令

の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

第二十六条

この協定のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十七条

1 この協定は、その効力発生のために必要な両締約国のそれぞれの国内法上の手続が完了したことを相互に通知する公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この協定は、次のものについて適用する。

(a) マレーシアにおいては、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に生ずる所得

(ii) 稽察が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に生ずる所得

(iii) 所得に対するその他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に生ずる所得

(iv) 稽察が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に生ずる所得

(v) 日本国においては、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に生ずる所得

(ii) 稽察が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に生ずる所得

(iii) 所得に対するその他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に生ずる所得

(iv) 稽察が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に生ずる所得

(v) 日本国においては、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に生ずる所得

(ii) この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に生ずる所得

(iii) 一日以後に開始する各賦課年度の税

(iv) 日本国においては、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に生ずる所得

(ii) この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に生ずる所得

(iii) 一日以後に開始する各賦課年度の税

日本国においては、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に生ずる所得

(ii) この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に生ずる所得

(iii) 一日以後に開始する各賦課年度の税

日本国政府のために

野村一成

マレーシア政府のために

ムスター・モハメド

議定書

所得に対する租税に関する「重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について」

従つてこの協定が適用される所得に対する租税につき、終了し、かつ、適用されなくなる。

第十八条

この協定は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に對し書面による終了の通告を行つこと

ができる。この場合には、この協定は、次のものについて効力を失う。

(a) マレーシアにおいては、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に生ずる所得

(ii) 所得に対するその他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に生ずる所得

(iii) 稽察が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に生ずる所得

(iv) 日本国においては、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に生ずる所得

(ii) 稽察が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に生ずる所得

(iii) 所得に対するその他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に生ずる所得

(iv) 稽察が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に生ずる所得

(v) 日本国においては、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に生ずる所得

(ii) この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に生ずる所得

(iii) 一日以後に開始する各賦課年度の税

日本国政府のために

以上の中の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百九十九年二月十九日にクアラ・ランブー

ルで、英語により本書三通を作成した。

所得に対する租税に関する「重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について」

脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定(以下「協定」という。)の署名に当たり、下名は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 協定第六条1に關し、農業又は林業から生ずる所得には、マレーシアにおける農場又は栽培場から生ずる所得を含むことが了解される。

2 協定第十九条に關し、同条の規定は、政府の活動を行つる機関であつてマレーシア政府が全面的に所有するものを通じてマレーシア政府によって支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬及び退職年金についても適用することが了解される。

3 協定第二十二条3に關し、非居住者に對し支払う費用の控除の適用上、同条3の規定は、その支払の際に租税を源泉徴収する義務をマレーシアが課することを妨げるものと解してはならないことが了解される。

4 協定の適用上、「固定的施設」とは、独立の人的一役務が行われる活動の中心であつて固定的又は恒久的な性格を有するものと了解してはならないことが了解される。

5 (a) 協定に規定する租税の軽減又は免除は、一方の締約国の居住者である者(個人を除く)が当該一方の締約国が固定的な施設を通じての実質的な活動を行つていない場合には、その者に對して適用しない。

(b) 協定に規定する租税の軽減又は免除は、協定の署名の日に施行されている千九百九十年のマレーシアのラブアン・オフショア事業活動課税特例法第二条(1)の規定若しくはこれらの規定について今後行われる改正でこれらの規則の一般原則に影響を与えないものに基づきオフショア事業活動を行つ者又はマレーシアの法令により同様の租税上の特別な取扱い

1の利子に対しても、当該利子が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課すことができる。その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

び事業税に関しては、終了の通告が行わ
れた年の翌年の一月一日以後に開始する
各課税年度の所得

第九条 1 この議定書は、批准されなければならない。
批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。

審査報告書
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
右は多数をもつて承認すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

外交・防衛委員長 河本英典
參議院議長 斎藤十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

た締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課すことができる。その租税の額は、当該使用料の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該使用料の額の十ペーセントを超えないものとする。

第六条

第二十四条の次に次の一条を加える。

第二十四条のA

9を加える。
9. 条約第八条に關し、船舶又は航空機を國際
運輸に運用することによって取得する利得には、次に掲げる利得も含まれることが了解される。ただし、当該利得が同条1の規定の適用を受ける利得には付隨するものである場合に限る。

総国に課める租税の免除又に税率の軽減か
このよきな特典を受ける権利を有しない者に
よつて享受されることのないようとするた
め、当該他方の締約国が課する租税を徴収す
るよう努める。その徴収を行う締約国は、こ
のようにして徴収された金額につき当該他方
の締約国に対して責任を負う。

(b) (ii) この認定書が效力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度のその他のカナダの租税源泉徴収される租税日本国においては、

2 1の規定は、いかなる場合にも、1の租税を徴収するよう努めるいづれの締約国に対しても、当該締約国の法令及び行政上の慣行に抵触し又は公の秩序に反することになる行政上の措置をとる義務を課すものと解してはならない。

(i) 源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(ii) 源泉徴収されない所得に対する租税及

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正に委任を受けてこの議定書に署名した。

費用別に費用を要しない。

右
国会に提出する。

平成十一年三月五日

內閣總理大臣 小渕 恵三

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求める件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書

日本国政府及びスウェーデン政府は、一千九百八十三年一月二十一日にストックホルムで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約(以下「条約」という。)を改正する議定書を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第一条 条約第二条1(b)を次のように改める。

(b) スウェーデンにおいては、

(i) 国税である所得税(配当に対する源泉

(徵收税を含む。)

(ii) 非居住者に対する所得税

(iii) ある運動家に対する所得税

(iv) 地方税である所得税

(v) 事業拡大のための手段に対する税

(以上「スウェーデンの租税」という。)

第二条 条約第九条を次のように改める。

第九条

(1a) 一方の締約国の企業が地方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本は間接に参加している場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができ

る。

2 一方の締約国において租税を課された当該一方の締約国の企業の利得を他方の締約国が1の規定により当該他方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、両締約国の権限のある当局が、協議の上、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であつたとしたならば、当該他方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であることに合意するときは、当該一方の締約国は、その合意された利得に對して当該一方の締約国において課された租税の額につき適正な調整を行う。この調整に當たつては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払う。

第三条 条約第十条2及び3を次のように改める。

2 (a) 1の配当に対しても、これを支払う法人が居住者とされる締約国において課された租税の額につき適正な調整を行つて、この調整に當たつては、この条約の他の規定に妥当な考

(c) (a) 及び(b)の規定にかかわらず、1の配当に對しては、当該配当の受益者が、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先立つ六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人であつて、当該配当の支払の日に次の(i)又は(ii)の条件を満足するものである場合には、当該受益者が居住者とされる締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該受益者の発行した株式が、当該締約国の公認の証券取引所において通常取引されていること。

(ii) 当該受益者の発行済株式の五十パーセントを超える株式が次の(aa)から(dd)までに掲げるもののうちのいずれかによつて所持されていること。

(aa) 当該締約国の政府若しくは地方公共団体又は当該政府若しくは地方公共団体が所有する機関

(bb) 当該締約国の居住者である一又は二以上の個人

(cc) 当該締約国の居住者である一又は二以上の法人であつて、その法人の発行した株式が当該締約国の公認の証券取引所において通常取引されているもの

以上は、当該配当の額の十五パーセントを超えるものとする。

第四条 条約第十一條2を次のように改める。

2 1の利子に對しては、当該利子が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

第五条 条約第十二條2を次のように改める。

2 1の使用料に對しては、当該使用料が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受益者が他方の締約国の

六、チーム医療及び精神保健福祉サービスの一層の推進を図るため、人材の育成・確保に努めること。また、現在検討中の臨床心理技術者の国家資格制度の創設については、速やかに結論を得ること。

七、重大な犯罪を犯した精神障害者の処遇の在り方については、幅広い観点から検討を行うこと。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百一十三号)の一部を次のように改正する。

第一条から第三条までの規定及び第四条見出しを含む。)中「精神障害者等」を「精神障害者」に改める。

(第三項において準用する場合を含む。)に規定する行動の制限を必要とするかどうかの判定

第十九条の四第二項に次の二号を加える。

八 第四十五条の二第四項の規定による診察
第十九条の四の次に次の二条を加える。

(診療録の記載義務)

³ し、当該移送を行う旨その他の厚生省令で定める事項を書面で知らせなければならない。
都道府県知事は、第一項の規定による移送を行うに当たっては、当該精神障害者を診察した指定医が必要と認めたときは、その者の医療又は保護に欠くことのできない限度において、厚生大臣が定める行動の制限を行うことができる。

独立性と実効性を確保できるよう努めることも、に、合議体の構成についても検討すること。九、成年後見制度及び社会福祉事業法等の見直しの動向を踏まえ、保護者制度及び精神障害者の権利を尊重する方針を定めること。

第五十条 中毒性精神病を精神作用物質による急性中毒又はその依存症に改める。

第三十二条第一項中「指定医による診察の結果、精神障害者であつて、かつ、医療及び保護のため、前条第一項に、「とらない」を「採らない」とする。」に、「前条第三項」を「第二十九条の二第三項」に、「とる」を「採る」に改める。

十二、小規模作業所については、社会福祉事業法の見直しの中で、通所授産施設の要件緩和が検討されていることから、その検討結果を踏まえ、通所授産施設への移行を促進すること。
十一、精神病院における不祥事件の多発にかんがみ、適切な医療を確保するとともに、医療機関等の情報公開の推進と精神病院の指導監督の徹底を図ること。
十二、精神障害者に関する各種資格制限の緩和と撤廃について検討し、その結果に基づいて、速やかに必要な措置を講ずること。
右決議する。

第十九条の二の見出しへ「(指定の取消し等)」に改め、同条第一項中「取り消す」を「取り消しし、又は期間を定めてその職務の停止を命ずる」に改め、同条に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、指定医について第二項に該当すると思料するときは、その旨を厚生大臣に通知することができる。

第十九条の四第一項中の判定、第三十四条の規定により精神障害者の疑いがあるかどうか及びその診断に相当の時日を要する」を「及び第二十二条の三の規定による入院が行われる状態にない」に改め、同条第一項中のうち都道府県知事(第三号及び第四号に掲げる職務にあつて

の規定によりその職務を停止されている者を除く。第五十三条第一項を除き、以下同じ)を改める。

第二十条第一項各号列記以外の部分及び第二項中「後見人」の下に「又は保佐人」を加える。

第二十二条第一項中「精神障害者」を「精神障害者(第二十二条の四第二項に規定する任意入院者及び病院又は診療所に入院しないで行われる精神障害の医療を継続して受けている者を除く。第三項において同じ。)」に、「るとともに、精神障害者が自身を傷つけ又は他人に害を及ぼさないように監督し、かつ、「を」及び「改める。」

第十三条第一項中「前項」を「前項第一号」とし、第十三条第一項の規定により移送された場合においては、「場合において、その者」を「場合又は第三十四条第一項の規定により移送された場合においては、その者」とする。また、第三十二条第一項中「前項第一号」を「前項第一号」とし、第三十二条第一項の規定により移送された場合においては、「場合において、その者」を「場合又は第三十四条第一項の規定により移送された場合においては、その者」とする。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律案

は厚生大臣又は都道府県知事が指定したものの「」を削り、第四号を第七号とし、第二号を第六号とし、第一号を第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

第一二十九条の四第二項後段を削る。
第十八条第一項中「後見人」の下に「又は保佐人」を加え、「当つてゐる」を「當たつてゐる」に改める。

内閣總理大臣 小渕 恵三

五 第三十八条の二第三項及び第三十八条の
五第四項の規定による診察
第十九条の四第二項第一号の次に次の一号を
加える。
二 第二十九条の二の二第三項(第三十四条
二

第二十九条の二の二 都道府県知事は、第二十九条第一項又は前条第一項の規定による入院措置を採らうとする精神障害者を、当該入院措置に係る病院に移送しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定により移送を行ふ場合においては、当該精神障害者に対する

平成十一年四月二十八日 参議院会議録第十七号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律案

る者であつて当該精神障害のために第二十一条の三の規定による入院が行われる状態にないと判定されたもの

二 第三十四条第二項の規定により移送された者

第三十四条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(医療保護入院等のための移送)

第三十四条 都道府県知事は、その指定する指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であつて当該精神障害のために第二十二条の三の規定による入院が行われる状態にないと判定されたものにつき、保護者の同意があるときは、本人の同意がなくともその者を第三十三条の四第一項に規定する精神病院に移送することができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する者の保護者について第二十条第二項第四号の規定による家庭裁判所の選任を要し、かつ、当該選任がされていない場合において、その者の扶養義務者の同意があるときは、本人の同意がなくともその者を第三十二条の四第一項に規定する精神病院に移送することができる。

3 都道府県知事は、急速を要し、保護者(前院させなければその者の医療及び保護を図上で著しく支障がある者であつて当該精神障害のために第二十二条の三の規定による入院その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させたと認められる状態にないと判定されたときは、本人の同意がなくともその者を第三十二条の四第一項の規定による入院をさせるため同項の規定による入院をさせるため同項

に規定する精神病院に移送することができ

る。

4 第二十九条の二の二第二項及び第三項の規定は、前三項の規定による移送を行う場合について準用する。

第三十四条の二を削る。

第三十六条第三項後段を削る。

第三十七条の次に次の二条を加える。

(指定医の精神病院の管理者への報告等)

第三十七条の二 指定医は、その勤務する精神病院に入院中の者の処遇が第三十六条の規定に違反していると思料するとき又は前条第一項の基準に適合していないと認めるときその他精神病院に入院中の者の処遇が著しく適当でないと認めるときは、当該精神病院の管理者にその旨を報告すること等により、当該管理者において当該精神病院に入院中の者の処遇の改善のために必要な措置が採られるよう努めなければならない。

第三十八条の二第三項中、「その者が入院している精神病院の管理者その他関係者の意見を聽く」を「対して意見を求め、若しくはその者の同意を得て委員(指定医である者)に限る。第三者の他関係者に対する報告若しくは意見を求めて、診療録その他の帳簿書類の提出を命じ、若しくは出頭を命じて審問する」に改める。

第三十八条の四中「(第三十四条の規定により入院した者にあつては、その後見人、配偶者又は親権を行う者その他その扶養義務者)」を削る。

第三十八条の五第四項中「関係者の意見を聽く」を「当該審査に係る入院中の者の同意を得て委員に診察させ、又はその者が入院している精神病院の管理者その他関係者に対して報告を求める」と改める。

第三十八条の六第二項中「若しくは第三十四条」を削る。

第三十八条の七第一項中「対し」の下に「措置を講すべき事項及び期限を示して、処遇を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又は」を加え、同条第一項中、「第三十三条の四第一項若しくは第三十四条」を「若しくは第三十三条の四第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 厚生大臣又は都道府県知事は、精神病院の管理者が前二項の規定による命令に従わないときは、当該精神病院の管理者に対し、期間を定めて第二十二条の四第一項、第三十三条第一項及び第二項並びに第三十三条の四第一項の規定による精神病院の管理の全部又は一部を制限することを命ずることができる。

4 第四十四条を次のように改める。

第四十五条の二に次の三項を加える。

3 都道府県知事は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者について、前条第二項の政令で定める状態がなくなつたと認めるときは、その者に対し精神障害者保健福祉手帳の返還を命ずることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の返還を命じようとするときは、あらかじめその指定する指定医をして診察させなければならない。

5 前条第三項の規定は、第三項の認定について準用する。

4 第四十七条第三項中「いう。」の下に「第五十条の二第六項において同じ。」を加える。

第五十条の規定は、第三項の認定について準用する。

に改める。

第四十九条第一項中「その精神障害」を「当該精神障害者の希望、精神障害」に改め、「当該精神障害者の精神障害者社会復帰施設又は精神障害者地域生活援助事業等の利用について」を削り、「並びにあせん及び調整を行うとともに、必要に応じて、精神障害者社会復帰施設の設置者又は精神障害者地域生活援助事業等を行

う者に対し、当該精神障害者の利用の要請を行うものとする」を「必要な助言を行うものとす

る。この場合において、保健所長は、当該事務を精神障害者地域生活支援センターに委託する」とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 保健所長は、前項の助言を受けた精神障害者から求めがあつた場合には、必要に応じて、精神障害者社会復帰施設の利用又は精神障害者地域生活援助事業等の利用についてあつせん又は調整を行つとともに、必要に応じて、精神障害者社会復帰施設の設置者又は精神障害者地域生活援助事業等を行つるものとす

る」とする。

第五十条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条第一項中「社会福祉事業法の定めるところにより」を「厚生省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生省令で定める事項を都道府県知事に届け出て」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

4 市町村、社会福祉法人その他の者は、精神障害者社会復帰施設を廃止し、又は休止しようとするとときは、あらかじめ、厚生省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

償還方法と同一であること。

4 機構は、前項の規定による請求があったときは、新法第六条第一項の規定にかかるわらず、当該請求に係る持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。

5 機構は、第一項の規定により払い戻されたものとされた金額及び前項の規定により払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

6 第一項及び第二項第二号の規定による貸付金には、新法第三十五条の規定は、適用しない。

(財務諸表等に関する経過措置)

第三条 新法第三十二条第三項の規定は、平成十一年四月一日に始まる事業年度に係る同項に規定する書類から適用する。

審査報告書

道路交通法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十一年四月二十七日

地方行政・警察委員長 小山 峰男

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における道路交通をめぐる情勢に対応して、交通事故の防止その他交通安全と円滑を図るために、幼児用補助装置の使用の義務付け及び携帯電話等の走行中の使用の規制のための規定の整備を行い、並びに運転免許取得者教育に関する規定を新設するほか、所要の規定の整備を行おうとするものであつて、妥

当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の点に留意し、その実効に遺憾なきを期すべきである。

一、児童の自動車乗車中の交通事故による死傷者が数が急増する中、チャイルドシートの適切な使用方法、効果についての広報啓発活動を一層推進するとともに、現場における指導に当たっては、国民の要請にかなった助言等に努めるこ

と。

二、チャイルドシートの使用義務化に当たり、国民の経済負担の軽減を図るために、リサイクル、レンタル活動の普及・支援及び価格の低廉化に

ついて、関係機関、団体等への協力を求めるこ

と。また、安全性と使い易さの観点から、チャ

イルドシートの機能性の向上が図られるよう積

極的に努めること。

三、チャイルドシートの使用義務については、本法の施行までに周知徹底に努めるとともに、本法の施行後においても、指導期間を設けるなど

国民の理解と納得が得られるよう配意すること。

四、自動車等の走行中の携帯電話等の使用及びカーナビゲーション装置等の注視の危険性について、広報啓発活動を積極的に推進するとともに、交通安全教育においても運転者のマナーの向上等に一層努めること。

五、本法の施行後、自動車等の走行中の携帯電話

等の使用に係る交通事故の発生状況等からみて必要が生じた場合には、当該行為の規制に関する規定の違反に対する措置の在り方について検討すること。

六、チャイルドシートの使用義務及び携帯電話の走行中の使用規制に関する違反等の指導取締りに当たっては、公正かつ効果的に行われるよう、都道府県警察の第一線に明確な基準を示し、周知徹底を行い、適正な執行に努めること。

七、運転免許取得者教育の認定基準を定めるに当たっては、当該教育が任意の教育であることに留意すること。

八、本法の施行に当たっては、その内容が国民の日常生活に密接に関連するものであることにかんがみ、政令等の制定及び運用に際しては、本委員会における議論を十分尊重するとともに、国民への周知徹底を図ること。

右決議する。

道路交通法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十一年四月一日

参議院議長 衆議院議長 伊藤宗一郎

道路交通法の一部を改正する法律案

道路交通法の一部を改正する法律案

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一百八条の三十二」を「第一百八条の三十

二の二」に改める。

第七十一条第五号の四の次に次の一号を加える。

五の五 自動車又は原動機付自転車(以下この

号において「自動車等」という。)を運転する場

合においては、当該自動車等が停止している

ときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用

装置その他の無線通話装置(その全部又は一

部を手で保持しなければ送信及び受信のいず

れをも行うことができないものに限る。)を通

話(傷病者の救護又は公共の安全の維持のた

め当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。)のために使用し、又は当該

自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置(道路運送車両法第四十一

条第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。)

に表示された画像を注视しないこと。

第七十一条の付記中「第一百九条第一項第九号の二」を「第一百九条第一項第九号の二 第五号の

五」については同項第九号の三に改める。

第七十二条の三の見出し中「自動車」を「普通自

動車等」に改め、同条第一項中「自動車の運転者」を「自動車(大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。以下この条において同じ。)の運転者」に、

「又は」を「及び」に改め、同項ただし書中「疾病等」を「疾患」に改め、「こと」の下に「療養上」を加え、「第三十九条第一項に規定する緊急自動車の運転に従事する者が当該自動車」を「緊急自動車の運転者」が当該緊急自動車」に、「その他の」を「その他」に改め、同条第一項ただし書中「ただし」の下

官外(号)

り、警察庁長官に委任することができる。
第一百七条の三(第二号中「第二項」の下に「、第百八条の三(講習通知事務の委託第二項)を加える。

第一百九条第一項第九号の一の次に次の一号を加える。

九の三 第七十一条(運転者の遵守事項)第五号の規定に違反し、よつて道路における交通の危険を生じさせた者

第一百二十三条の次に次の一条を加える。

第一百二十三条の二 第百八条の三十二の二(運転免許取得者教育の認定)第三項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

別表中「、第九号の二」を「から第九号の三まで」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七十一条、第九十四条、第九十七条の二第一項第二号、第一百六条及び第一百八条の二第一項の改正規定、第一百十条及び第一百十二条第一項の改正規定、第一百十三条の三の次に一条を加える改正規定並びに第一百七条の三第三号、第一百九条第一項及び別表の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

審査報告書

児童買春、児童ボルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決し

た。よつて要領書を添えて報告する。

平成十一年四月二十七日

小宮山洋子
高野 博師
浜田津敏子

竹村 泰子
千葉 景子
松 あきら

参議院議長 斎藤 十朗殿
法務委員長 荒木 清寛
星野 明市
福島 瑞穂
井上 美代
林 純子
橋本 敦
大脇 雅子
扇 千景
泉 信也

参議院議長 斎藤 十朗殿
星野 明市
福島 瑞穂
井上 美代
林 純子
橋本 敦
大脇 雅子
扇 千景
泉 信也

三 児童の保護者(親権を行なう者 後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)又は児童をその支配下に置いている者

三百九条第一項第九号の二の次に次の一号を加える。

三百九条第一項第九号の二の次に次の一号を加える。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、児童の権利の擁護に資するため、児童買春、児童ボルノに係る行為等を处罚するとともに、これら行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めるものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

児童買春、児童ボルノに係る行為等の处罚及び児童の保護等に関する法律案

右の議案を発議する。

平成十一年三月三十一日

発議者

林 芳正
大森 礼子
清水 潤子
堂本 晓子
吉川 春子
平野 貞夫

賛成者

中曾根弘文
清水嘉与子
加藤 紀文
塩崎 恭久
石田 美栄
岡崎トミ子
石川 弘
松谷一郎
太田 豊秋
鈴木 正孝

第一条 この法律は、児童買春、児童ボルノに係る行為等を处罚するとともに、これら行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利の擁護に資することを目的とする。(定義)

第二条 この法律において「児童」とは、十八歳に満たない者をいう。

2 この法律において「児童買春」とは、次の各号に掲げる者に対し、対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等(性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器等(性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。)を触り、若しくは児童に自己の性器等を触らせる)ことをいう。(児童買春)

第三条 この法律の適用に当たっては、国民の権利を不适当に侵害しないように留意しなければならない。

(適用上の注意)

第四条 児童買春をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(児童買春周旋)

第五条 児童買春の周旋をした者は、三年以下の懲役又は三百万元以下の罰金に処する。

2 児童買春の周旋をすることを業とした者は、五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

二 児童に対する性交等の周旋をした者

(児童買春勧誘)

第六条 児童買春の周旋をする目的で、人に児童買春をするように勧誘した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の目的で、人に児童買春をするように勧誘することを業とした者は、五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

(児童ボルノ頒布等)

第七条 児童ボルノを頒布し、販売し、業として貸与し、又は公然と陳列した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項に掲げる行為の目的で、児童ボルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。

3 第一項に掲げる行為の目的で、児童ボルノを外国に輸入し、又は外国から輸出した日本国民も、同項と同様とする。

(児童買春等目的の人身売買等)

第八条 児童を児童買春における性交等の相手方とさせ又は第二条第三項第一号、第二号若しくは第三号の児童の姿態を描写して児童ボルノを製造する目的で、当該児童を売買した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の目的で、外国人に居住する児童で略取され、誘拐され、又は売買されたものをその居住国外に移送した日本国民は、一年以上の有期懲役に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

(児童の年齢の知情)

第九条 児童を使用する者は、児童の年齢を知らないことを理由として、第五条から前条までの規定による处罚を免れることができない。ただ

し、過失がないときは、この限りでない。

(国民の国外犯)

第十一条 第四条から第六条まで、第七条第一項及び第二項並びに第八条第一項及び第三項(同条四十条法律第四十五号)第三条の例に従う。

(両罰規定)

第十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五条から第七条までの罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

(検査及び公判における配慮等)

第十三条 第四条から第八条までの罪に係る事件の検査及び公判に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行なつたこと、児童ボルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童に対し、相互に連携を図りつつ、その心身の状況、その置かれている環境等に応じ、当該児童がその受けた影響から身体的及び心理的に回復し、個人の尊厳を保つて成長することができるよう、相

互に心身に有害な影響を受けた児童に対し、相談、指導、一時保護、施設への入所その他の必要な保護のための措置を適切に講ずるものとする。

(記事等の掲載等の禁止)

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、児童の人権、特性等に関する理解を深めるための訓練及び啓発を行うよう努めるものとする。

(記事等の掲載等の禁止)

第十三条 第四条から第八条までの罪に係る事件に係る児童については、その氏名、年齢、職業、就学する学校の名称、住居、容貌等により当該児童が当該事件に係る者であることを推知することができるような記事若しくは写真又は放送番組を、新聞紙その他の出版物に掲載し、又は放送してはならない。

(教育、啓発及び調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、児童買春、児童ボルノの頒布等の行為が児童の心身の成長に重大な影響を与えるものであることにかんがみ、これらの行為を未然に防止することができるように、児童の権利に関する国民の理解を深めることとする。

2 国及び地方公共団体は、児童買春、児童ボルノの頒布等の行為の防止に資する調査研究の推進に努めるものとする。

(心身に有害な影響を受けた児童の保護)

第十五条 関係行政機関は、児童買春の相手方となつたこと、児童ボルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童に対し、相

互に連携を図りつつ、その心身の状況、その置かれている環境等に応じ、当該児童がその受けた影響から身体的及び心理的に回復し、個人の尊厳を保つて成長することができるよう、相

互に心身に有害な影響を受けた児童に対し、相

互に連携を図りつつ、その心身の状況、その置

かれている環境等に応じ、当該児童がその受けた影響から身体的及び心理的に回復し、個人の尊厳を保つて成長することができるよう、相

とする場合における関係機関の連携協力体制の強化、これらの児童の保護を行なう民間の団体との連携協力体制の整備等必要な体制の整備に努めるものとする。

第十七条 国は、第四条から第八条までの罪に係る行為の防止及び事件の適正かつ迅速な検査のため、国際的な緊密な連携の確保、国際的な調査研究の推進その他の国際協力の推進に努めるものとする。

(国際協力の推進)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

第一条 地方公共団体の条例の規定で、この法律で規制する行為を处罚する旨を定めているもの

の当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

第二条 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の处罚については、その失効後も、なお従前の例による。

附 則

第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十二年法律第百二十二号)の一部を次のよう改正する。

第二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十二年法律第百二十二号)の一部を改正する。

第三条 第四条第一項第二号中「第一章に規定する罪」

の下に、「児童買春、児童ボルノに係る行為等

(号外)

の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第一号)に規定する罪」を加える。

第三十条第一項、第三十一条の五及び第三一条の六第二項第一号中「若しくは売春防止法第二章に規定する罪」を、「売春防止法第二章に規定する罪若しくは児童買春、児童ボルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に規定する罪」に改める。

第三十五条中「又は第百七十五条の罪」を「若しくは第百七十五条の罪又は児童買春、児童ボルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第七条の罪」に改める。

第四条 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)の一部改正

第八条中「基く」を「基づく」に、「第三条第一項」を「同条第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

四 児童買春、児童ボルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第一号)に規定する罪

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)

第五条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三十一号の次に次の二号を加える。

三十一の二 児童買春、児童ボルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第一号)に規定する罪

(検討)

第六条 児童買春及び児童ボルノの規制その他の

度について、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況、児童の権利の擁護に関する国際的動向等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十一年四月二十七日

衆議院議長 竹原 十郎殿

経済・産業委員長 須藤良太郎

要領書

度額として一兆八千四百七十億円が計上される。度について、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況、児童の権利の擁護に関する国際的動向等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し、よって国会法第八十三条により送付する。

平成十一年三月十七日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十郎殿

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年一月一日から施行する。ただし、第二条第一項、第三項及び第四項並びに第二十二条の改正規定並びに次条の規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第一号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正）

第二条第一項中「又は貯蔵」を、「貯蔵又は廃棄」に改め、同項第四号の次に次の二号を加える。

四の二 使用済燃料の貯蔵

第二条第三項第一号中「第一号の三」を「第一号の二、第二号の四」に改め、同項中第二号の三とし、第二号の次に次の二号を加える。

（原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正）

第二条 原子力損害賠償補償契約に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

（原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する）

第二条第一項中「又は貯蔵」を、「貯蔵又は廃棄」に改め、同項第四号の次に次の二号を加える。

四の二 使用済燃料の貯蔵

第二条第三項第一号中「第一号の三」を「第一号の二、第二号の四」に改め、同項中第二号の三とし、第二号の次に次の二号を加える。

（原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正）

第二条 第十五条第一項第四号中「昭和三十二年法律第百六十六号」の下に「第十七条第二項において「規制法」という。」を、「第三十五条」の下に「、第四十三条の十八」を加える。

（規制法第四十三条の四第一項の許可を受けた事業者を加える等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。）

第三十二条 第十七条第二項中「同じ。」の下に「又は使用済燃料の貯蔵(規制法第四十三条の四第一項に規定する使用済燃料の貯蔵をいい、「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄」とは、規制法第五十一条の二第一項に規定する廃棄物設又は廃棄物管理をいい。)を加え、きかなければ」を「聽かなければ」に改める。

審査報告書

行政機関の保有する情報の公開に関する法律案

右は全会一致をもって別紙のとおり修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十一年四月二十七日

総務委員長 竹村 泰子
参議院議長 斎藤 十郎殿

第三十六条第一項中「訴訟(次項)」の下に「及び情報公開訴訟附則第三項」を加える。

附則第三項中「状況」の下に「及び情報公開訴訟の管轄の在り方」を加える。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、行政改革委員会の内閣総理大臣に対する平成八年十一月十六日付け情報公開法の確立に関する意見にかんがみ、行政機関の保有する情報の一層の公開を図るため、何人も行政機関の長に対し行政文書の開示を請求することができる権利について定めるとともに、開示決定等に対する不服申立てについて行政機関の長の諮問に応じて調査審議を行う情報公開審査会を置くこと等の措置を講ずるものであつて、妥当な措置と認めるが、この法律の施行後四年を以て、情報公開訴訟の管轄の在り方についても検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする旨の修正を行つた。

なわ、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法律の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 開示・不開示の決定について行政機関の長の恣意的な運用が行われないようにするため、各行政機関において開示・不開示の判断をする際の審査基準の策定及び公表並びに不開示決定をする際の理由の明記等の措置を適切に講ずること。

平成十一年二月十六日
参議院議長 斎藤 十郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎
(小字及び一は衆議院修止)
行政機関の保有する情報の公開に関する法律案

第一条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第三条第一項に規定する国の行政機関として置かれる機関(次号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く)。

三 國家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の二の特別の機関で、政令で定めるもの

四 会計検査院

2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの

行う場合には、当該地方公共団体に対し当該文書の取扱いについて十分な説明を行うこと。

知る権利の法律への明記、行政文書管理法の制定等審議の過程において議論された事項については、引き続き検討すること。

右決議する。

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めるとともに、国民的的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第三条第一項に規定する国の行政機関として置かれる機関(次号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く)。

三 國家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の二の特別の機関で、政令で定めるもの

四 会計検査院

2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの

一 情報公開制度が的確に機能するよう、行政文書の適正な管理の確保に努めること。

なお、本法律施行前の文書管理についても、本法律の趣旨を踏まえ適正に行うこと。

二 各行政機関は、本法律第五条に定める不開示

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 行政文書の開示(第二条・第十七条)
第三章 不服申立て等
第四節 諮問等(第十八条・第二十条)
第二節 審査会の調査審議の手続(第二十二条・第一二条)
条(第三十五条)

第四節 訴訟の管轄の特例等(第三十六条・第四十三条)

第四章 條款の附則(第三十六条)

2 開示請求に係る行政文書に前条第一号の情報

(特定の個人を識別することができるものに限る)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができる」となる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第七条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第八条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができるのである。

(開示請求に対する措置)

第九条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に關し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文

書を保有していないときを含む)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第十条 前条各項の決定(以下「開示決定等」といいう)は、開示請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第四条第一項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該前項の規定にかかるわらず、行政機関の長は、

2 前項の規定にかかるわらず、行政機関の長は、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第十一條 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかるわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十三条 開示請求に係る行政文書に國、地方公共団体及び開示請求者以外の者(以下この条、第十九条及び第二十条において「第三者」という)に関する情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たって、

当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に對し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(事案の移送)

第十二条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が他の行政機関により作成されたものであるときその他の行政機関の長において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

(事案の提出)

一 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第五条第一号ロ又は同条第二号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(事案の提出)

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。

(事案の提出)

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第九条第一項の決定(以下「開示決定」という)をしたときは、当該行政機関の長は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送を受けた行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十四条 行政文書の開示は、文書又は図面については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して政令で定める方法により行う。ただし、

うものとする。

7 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

10 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は官利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

11 委員の給与は、別に法律で定める。

(会長)

第二十四条 情報公開審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、情報公開審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(合議体)

第二十五条 情報公開審査会は、その指名する委員三人をもつて構成する合議体で、不服申立てに係る事件について調査審議する。

2 前項の規定にかかわらず、情報公開審査会が定める場合においては、委員の全員をもつて構成する合議体で、不服申立てに係る事件について調査審議する。

(事務局)

第二十六条 情報公開審査会の事務を処理させるため、情報公開審査会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

(第三節 審査会の調査審議の手続)

第二十七条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関する資料を作成し、不服申立人、参加人又は諮問庁(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めることが適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第二十八条 審査会は、不服申立人等から申立てがあつたときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えるなければならない。ただ

し、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人は、意見書等の提出

2 参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当

し、審査会が意見書又は資料を提出するべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第二十九条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第二十七条第一項の規定により提示された行政文書を閲覧させ、同

条第四項の規定による調査をさせ、又は第八条第一項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聽かせることができる。

(提出資料の閲覧)

第三十条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第二十七条第一項の規定により提示された行政文書を閲覧させ、同

条第四項の規定による調査をさせ、又は第八条第一項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聽かせることができる。

(提出資料の閲覧)

第三十一条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求める

ことができる。この場合において、審査会

は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

(意見の陳述)

第二十二条 不服申立人等は、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求める

ことができる。この場合において、審査会

は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

(意見の陳述)

第二十三条 不服申立人等は、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求める

ことができる。この場合において、審査会

は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

がした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(答申書の送付等)

第三十四条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(政令への委任)

第三十五条 この節に定めるもののほか、審査会の調査審議の手続に關し必要な事項は、政令の調査審議の手続に關し必要な事項は、政令(第十八条の別に法律で定める審査会にあっては、会計検査院規則)で定める。

(第四節 訴訟の管轄の特例等)

第三十六条 開示決定等の取消しを求める訴訟及び開示決定等に係る不服申立てに対する裁決又は決定の取消しを求める訴訟(次項において「情報公開訴訟」という。)については、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第十一条に定める裁判所のほか、原告の普通裁判所の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所(次項において「特定管轄裁判所」という。)にも提起することができる。

2 前項の規定により特定管轄裁判所に訴えが提起された場合であつて、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る情報公開訴訟が係属している場合においては、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき訴訟の住所、争点又は訴訟の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は権限で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は行政事件訴訟法第十二条に定める裁判所に移送することができる。

(行政文書の管理)

第四章 條例

第二十六条 行政機関の長は、この法律の適正か

(商業登記法の一部改正)

第八条 商業登記法(昭和三十八年法律第百一十五号)の一部を次のように改正する。

第一百四十二条を「第一百四十二条の二」とし、第一百四十二条の次に第一条を加える。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

第一百四十二条の二 登記簿及びその附属書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第○百四号)の規定

五条までを一条ずつ繰り下げ、第十二条の次に次の二条を加える。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

第十三条 債権譲渡登記ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第○百四号)の規定は、適用しない。

(平成十一年法律第○百四号)の規定は、適用しない。

(著作権法の一部改正)

第十四条 文部省関係

(著作権法の一部改正)

第十五条 文部省関係

(著作権法の一部改正)

第十六条 文部省関係

(著作権法の一部改正)

第十七条 文部省関係

(著作権法の一部改正)

第十八条 文部省関係

(著作権法の一部改正)

第十九条 文部省関係

(著作権法の一部改正)

第二十条 文部省関係

(著作権法の一部改正)

五条までを一条ずつ繰り下げ、第十二条の次に次の二条を加える。

の権利について定める当該地方公共団体の条例をいう。以下同じ。)の規定により当該地方公共団体の機関が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること。

第十九条に次の二項を加える。

第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 情報公開法第五条の規定により行政機関の長が同条第一号口若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとされたり、又は情報公開法第七条の規定により行政機関の長が同条第一号口若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき。

二 情報公開法第六条第二項の規定又は情報公開条例(情報公開法第十三条第一項及び第三項に相当する規定)に該当するものに限る。第四号において同じ。)の規定により地方公共団体の機関が著作物でまだ公表されていないもの(情報公開法第五条第一号口又は同条第一号ただし書に規定する情報が記録されているものに限る。)を公衆に提供し、又は提示するとき。

三 情報公開条例(情報公開法第十三条第一項及び第三項に相当する規定)に該当するものに限る。第四号において、当該著作物の著作者名の表示を省略することとなるとき。

四 第四十二条の次に次の二条を加える。

(情報公開法等による開示のための利用)

第四十二条の二 行政機関の長又は地方公共団体の機関は、情報公開法又は情報公開条例の規定により著作物を公衆に提供し、又は提示することを目的とする場合には、情報公開法第十四条第一項(同項の規定に基づく政令の規定を含む。以下この条において同じ。)に規定する方法又は情報公開条例で定める方法(情報公開法第十四条第一項に規定する方法以外のものを除く。)により開示するために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

四 情報公開条例の規定で情報公開法第七条の規定に相当するものにより地方公共団体

の機関が著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、又は提示するとき。

の機関が著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、又は提示するとき。

第十九条に次の二項を加える。

第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 情報公開法又は情報公開条例の規定により行政機関の長又は地方公共団体の機関が著作物を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該著作物につき既にその著作者が表示しているところに従つて著作者名を表示するとき。

二 公開条例の規定で同項の規定に相当するものにより行政機関の長又は地方公共団体の機関が著作物を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該著作物の著作者名の表示を省略することとなるとき。

三 情報公開条例(情報公開法第十三条第一項及び第三項に相当する規定)に該当するものに限る。第四号において同じ。)の規定により地方公共団体の機関が著作物でまだ公表されていないもの(情報公開法第五条第一号口又は同条第一号ハに規定する情報に相当する情報が記録されているものに限る。)を公衆に提供し、又は提示するとき。

四 第四十二条の次に次の二条を加える。

(情報公開法等による開示のための利用)

第四十二条の二 行政機関の長又は地方公共団体の機関は、情報公開法又は情報公開条例の規定により著作物を公衆に提供し、又は提示することを目的とする場合には、情報公開法第十四条第一項(同項の規定に基づく政令の規定を含む。以下この条において同じ。)に規定する方法又は情報公開条例で定める方法(情報公開法第十四条第一項に規定する方法以外のものを除く。)により開示するために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

四 情報公開条例の規定で情報公開法第七条の規定に相当するものにより地方公共団体

の機関が著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、又は提示するとき。

四 情報公開条例の規定で情報公開法第七条の規定に相当するものにより地方公共団体

の機関が著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、又は提示するとき。

第四十九条第一項第一号中「第四十一(条)を
から第四十二条の二まで」に改める。

第七十八条第三項中「抄本」の下に「若しくは
その附属書類の写し」を加え、同条中第六項を
第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 著作権登録原簿及びその附属書類について
は、情報公開法の規定は、適用しない。

第八十六条第一項中「第四十二条を「から
第四十二条の二まで」に改め、同条第二項中「又
は第四十二条を、第四十二条又は第四十二条
の二」に改める。

第八十八条第一項中「及び第三項」を「第三
項及び第六項」に改める。

第四十二条第一項中「及び第四項第一号中「第四
十二条」を「から第四十二条の二まで」に改め
る。

第一百四条中「及び第三項」を「第三項及び第
六項」に改める。

第五章 農林水産省関係
(漁業法の一部改正)

第十二条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十
七号)の一部を次のように改正する。

第五十条第三項中「前二項を「前二項」に、
「の外」を「のほか」に改め、同項を同条第四項と
し、同条第一項の次に次の一項を加える。

(種苗法の一部改正)

3 免許漁業原簿については、行政機関の保有
する情報の公開に関する法律(平成十〇年法
律第号)の規定は、適用しない。

第十三条 種苗法(平成十一年法律第〇八十三
号)の一部を次のように改正する。

第四十六条に次の一項を加える。

2 品種登録簿又は第五条第一項の願書若しく
はこれに添付した写真その他の資料について
は、行政機関の保有する情報の公開に関する
法律(平成十〇年法律第号)の規定は、
適用しない。

3 商標登録又は防護標章登録に関する書類及
び商標原簿のうち磁気テープをもつて調製し
た部分については、行政機関の保有する情報
の公開に関する法律(平成十〇年法律第
号)の規定は、適用しない。

4 ファイルについては、行政機関の保有する
情報の公開に関する法律(平成十〇年法律第
号)の規定は、適用しない。

5 鉱業原簿については、行政機関の保有す
る情報の公開に関する法律(平成十〇年法律
九号)の一部を次のように改正する。

第六章 通商産業省関係
(鉱業法の一部改正)

第十四条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十
九号)の一部を次のように改正する。

第五十九条に次の一項を加える。

5 鉱業原簿については、行政機関の保有す
る情報の公開に関する法律(平成十〇年法律
号)の規定は、適用しない。

第六章 通商産業省関係
(特許法の一部改正)

第十五条 特許法(昭和三十四年法律第二百二十一
号)の一部を次のように改正する。

第一百八十六条に次の一項を加える。

3 特許に関する書類及び特許原簿のうち磁気
テープをもつて調製した部分については、行
政機関の保有する情報の公開に関する法律
(平成十〇年法律第号)の規定は、適用
しない。

第六章 通商産業省関係
(意匠法の一部改正)

第十六条 意匠法(昭和三十四年法律第二百一十五
号)の一部を次のように改正する。

第六十三条に次の一項を加える。

3 意匠登録に関する書類及び意匠原簿のうち
磁気テープをもつて調製した部分について
は、行政機関の保有する情報の公開に関する
法律(平成十〇年法律第号)の規定は、適用
しない。

第六章 通商産業省関係
(半導体集積回路の回路配置に関する法律の
一部改正)

第十九条 半導体集積回路の回路配置に関する法
律(昭和六十年法律第四十二号)の一部を次のよ
うに改正する。

3 回路配置原簿又は第三条第一項の申請書若
しくはこれに添付した図面その他の資料につ
いては、行政機関の保有する情報の公開に関する
法律(平成十〇年法律第号)の規定は、適用しな
い。

いっては、行政機関の保有する情報の公開に関
する法律(平成十〇年法律第号)の規定
は、適用しない。

第十二条 工業所有権に関する手続等の特例に關する法
律(平成二年法律第三十号)の一部を次の
ように改正する。

第十二条に次の一項を加える。

3 商標登録又は防護標章登録に関する書類及
び商標原簿のうち磁気テープをもつて調製し
た部分については、行政機関の保有する情報
の公開に関する法律(平成十〇年法律第
号)の一部を次のように改正する。

4 ファイルについては、行政機関の保有する
情報の公開に関する法律(平成十〇年法律第
号)の規定は、適用しない。

5 特別措置法(一部改正)

第十八条 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大
陸棚(だいりきやう)の共同開発に関する協定の実施に伴
う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する
特別措置法(一部改正)

第十九条 日本国と大韓民国との間の両国に隣接
する大陸棚(だいりきやう)の共同開発に関する協定の実
施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に
関する特別措置法(昭和五十三年法律第八十一
号)の一部を次のように改正する。

第三十二条中第五項を第六項とし、第四項の
次に次の一項を加える。

5 特定鉱業原簿については、行政機関の保有
する情報の公開に関する法律(平成十〇年法
律第号)の規定は、適用しない。

第六章 通商産業省関係
(鐵道抵當法の一部改正)

第二十二条 鐵道抵當法(明治三十八年法律第五
十三号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項及び第二項中「納付シテ鐵
道抵當原簿」の下に「及鐵道財團目録」を加え
る。

第六章 通商産業省関係
(道路運送車両法の一部改正)

第二十二条 道路運送車両法(昭和二十六年法律
第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第三十六条の二の見出しへ「(他の法律の適用
除外)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 自動車登録ファイルについては、「行政機関
の保有する情報の公開に関する法律(平成十
〇年法律第号)の規定は、適用しな
い。

(航空法の一部改正)

第二十三条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第八条の一中「利害関係がある部分に限り」を削る。

第八条の四の次に次の二条を加える。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

第八条の五 航空機登録原簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第二百三十五号)の規定は、適用しない。

第八章 建設省関係

(特定多目的ダム法の一部改正)

第二十四条 特定多目的ダム法(昭和三十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 ダム使用権登録簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第二百三十五号)の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第二百三十五号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中第一章第四節の次に一節を加える改正規定(第十九条の三第一項中両議院の同意を得ることに関する部分に限る。)この法

律の公布の日

二 第十条及び附則第三条の規定 債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第二百四〇号)又はこの法律の施行の日(うちいずれか遅い日)

三 第十三条の規定 種苗法(平成十年法律第二百八十三号)又はこの法律の施行の日のうちいずれか遅い日

(著作権法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 第十一条の規定による改正後の著作権法第十八条第三項の規定は、この法律の施行前に著作者が情報公開法第二条第一項に規定する行

政機関又は地方公共団体に提供した著作物でまだ公表されていないもの(その著作者の同意を得ないで公表された著作物を含む。)については、適用しない。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第三条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

国立公文書館法(目的)

第一条 この法律は、公文書館法(昭和六十二年法律第二百五十五号)の精神にのっとり、国立公文書館の組織、公文書等の保存のために必要な措

置等を定めることにより、歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公文書等」とは、国が保管する公文書その他の記録(現用のものを除く。)をいう。

(国立公文書館)

第三条 総理府に、国立公文書館を置く。

第四条 国立公文書館は、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、歴

史資料として重要な公文書等の保存及び利用に

関する情報の収集、整理及び提供、専門的技術的な助言、調査研究並びに研修その他の事業を行い、あわせて総理府の所管行政に関し図書の管理を行う機関とする。

2 国立公文書館に、館長を置く。

3 館長は、内閣総理大臣の命を受けて館務を掌理する。

4 国立公文書館の位置及び内部組織は、総理府令で定める。

(公文書等の保存)

第五条 国の機関は、内閣総理大臣と当該国の機関とが協議して定めるところにより、歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の協議による定めに基

づき、歴史資料として重要な公文書等につい

て、国立公文書館において保存する必要があると認めるときは、当該公文書等を保存する国の機関との合意により、その移管を受けることができる。

第六条 国立公文書館において保存する公文書等は、一般の閲覧に供するものとする。ただし、個人の秘密の保持その他合理的な理由により一般の閲覧に供することが適当でない公文書等については、この限りでない。

(公文書等の閲覧)

第七条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 寄託会(第八条)」を「第一節 寄託会(第八条)」に改める。

の二 施設等機関(第八条の二)に改める。

第四条第七号の二の次に次の二号を加える。

七の三 国立公文書館法(平成十一年法律第二百三十九号)の施行に関すること。

第一章第一節の次に次の二節を加える。

第一節の二 施設等機関

(国立公文書館)

第八条の二 本府に、国立公文書館を置く。

審査報告書

住宅の品質確保の促進等に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十一年四月二十七日

国土・環境委員長 松谷一郎

参議院議長 斎藤 十郎殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、住宅の品質確保の促進、住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、住宅の性能に関する表示基準及びこれに基づく評価の制度を設け、住宅に係る紛争の処理体制を整備するとともに、新築住宅の請負契約又は売買契約における瑕疵担保責任について特別の定めをしようとするものであって、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。
一、住宅性能表示制度の利用の促進及び瑕疵担保責任特例制度により欠陥住宅に関するトラブルが根絶されるよう、多様な媒体を活用する等の積極的な広報活動により、制度の周知徹底を図ること。
二、日本住宅性能表示基準の策定に当たっては、

積雪寒冷地等地域の特殊性を勘案するとともに、住宅のバリアフリー化や居住者の健康に配慮したものとなるよう検討すること。また、いわゆるシックハウス問題に関し、関係省庁間に連携を図り、調査研究や被害の防止等に積極的に取り組むとともに、地方公共団体等による取組を支援すること。

に、住宅のバリアフリー化や居住者の健康に配慮したものとなるよう検討すること。また、いわゆるシックハウス問題に関し、関係省庁間に連携を図り、調査研究や被害の防止等に積極的に取り組むとともに、地方公共団体等による取組を支援すること。

三、住宅性能表示制度及び瑕疵担保責任特例制度の運用に当たっては、情報提供や技術普及の体制整備及び瑕疵担保責任特例制度にかかる配慮すること。

四、住宅性能表示制度を利用しない住宅及び中古住宅並びに住宅のリフォームに関する売買・請負契約等に係る紛争の相談窓口の整備充実に努めること。また、中古住宅に係る性能表示制度や保証体制の整備について早急に検討すること。

五、指定住宅紛争処理機関の行う住宅紛争処理の参考となるべき技術的基準は、住宅紛争処理が的確に行われるよう客観的かつ具体的な記述に努めるとともに、その策定に際しては、関係者の意見の十分な聴取や策定経過の公開等を通じ手続の透明性を確保すること。

六、本法に基づく各種機関の指定に当たっては、既存の公益法人を活用するとともに、各種機関の情報開示を促す等その業務が適正に行われるよう指導監督に努めること。

七、住宅紛争処理支援センターによる各種業務の公正な実施を確保するため、その役職員には幅広い人材の活用がなされるよう指導監督すること。

八、住宅購入者等と専門業者間の情報の格差にかんがみ、住宅購入等に必要な知識や情報の住宅購入者等への積極的な提供に努めるとともに宅地建物取引業法の的確な運用等を通じて、不動産取引一般に関する紛争の予防に努めること。

八、住宅購入者等と専門業者間の情報の格差にかんがみ、住宅購入等に必要な知識や情報の住宅購入者等への積極的な提供に努めるとともに宅地建物取引業法の的確な運用等を通じて、不動産取引一般に関する紛争の予防に努めること。

第八章 住宅に係る紛争の処理体制
第一節 指定住宅紛争処理機関(第六十二条—第七十七条)

第二節 住宅紛争処理支援センター(第七十一条—第八十六条)

第七章 瑕疵担保責任の特例(第八十七条—第九十条)

第八章 雜則(第九十一条—第九十二条)

第九章 罰則(第九十三条—第九十八条)

第一章 総則

第一条 この法律は、住宅の性能に関する表示基準及びこれに基づく評価の制度を設け、住宅に係る紛争の処理体制を整備するとともに、新築住宅の請負契約又は売買契約における瑕疵担保責任について特別の定めをすることにより、住宅の品質確保の促進、住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。(定義)

第二条 この法律において「住宅」とは、人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分(人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。)をいう。

第三条 この法律において「新築住宅」とは、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供算して一年を経過したもの(建設工事の完了の日から起算して一年を経過したもの)をいう。

第四条 住宅型式性能認定等
第一節 住宅型式性能評価(第五条—第六条)
第二節 指定住宅型式性能評価機関(第七条—第十四条)

第三章 住宅性能評価
第一節 住宅性能評価(第五条—第六条)
第二節 指定住宅性能評価機関(第七条—第十四条)

第四章 住宅型式性能認定等
第一節 住宅型式性能認定等(第二十一条—第二十二条)
第二節 指定住宅型式性能認定機関等(第四十一条—第五十一条)

第五章 特別評価方法認定
第一節 特別評価方法認定(第五十二条—第五十四条)
第二節 指定試験機関等(第五十五条—第六十一条)

第六章 附則
第一条 本法施行の日から起算して一年を経過する前に、この法律において「日本住宅性能表示基準」とは、住宅の性能に関し表示すべき事項及びその

官報(号外)

表示の方法の基準であつて、次条の規定により定められたものをいう。

第二章 日本住宅性能表示基準

(日本住宅性能表示基準)

第三条 建設大臣は、住宅の性能に関する表示の適正化を図るため、日本住宅性能表示基準を定めなければならない。この場合においては、併せて、日本住宅性能表示基準に従つて表示すべき住宅の性能に関する評価(評価のための検査を含む。以下同じ。)の方法の基準(以下「評価方法基準」という。)を定めるものとする。

2 日本住宅性能表示基準及び評価方法基準は、利害関係人の意向を適切に反映するように、かつ、その適用に当たつて同様な条件の下にある者に対して不公平に差別を付することがないよう定めなければならない。

3 建設大臣は、必要があると認めるときは、定めるべき日本住宅性能表示基準又は評価方法基準の案について、公聴会を開いて利害関係人の意見を聴くことができる。

4 建設大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定める審議会の議決を経なければならない。

5 建設大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めたときは、運営なく、これを告示しなければならない。

6 第二項から前項までの規定は、日本住宅性能表示基準又は評価方法基準の変更について準用する。

(日本住宅性能表示基準の呼称の禁止)

第四条 何人も、日本住宅性能表示基準でない住

宅の性能の表示に関する基準について、日本住宅性能表示基準という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

第三章 住宅性能評価

第一節 住宅性能評価

(住宅性能評価)

第五条 第七条から第十条までの規定の定めるとこにより建設大臣が指定した者(以下「指定住宅性能評価機関」という。)は、申請により、住宅について、日本住宅性能表示基準に従つて表示すべき性能に関する評価(評価のための検査を含む。以下同じ。)の方法の基準(以下「評価方法基準」という。)を定めるものとする。

2 日本住宅性能表示基準及び評価方法基準は、

3 第一項の特別評価方法認定を受けた方法を用いる場合における当該方法を含む。第二十一条第一項において同じ。)に従つて評価することを

4 前項の申請の手続その他住宅性能評価及び住

宅性能評価書の交付に関し必要な事項は、建設省令で定める。

5 何人も、第一項の場合を除き、住宅の性能に

6 第二項の規定による指定(以下「指定」)

7 第五条第一項の規定による指定(以下「指定」)

8 第二節 指定住宅性能評価機関

9 第十二条第一項の評価員の数が、住宅性能評価を行おうとする住宅の種類、規模及び数に応じて建設省令で定める数以上であることを。

10 第二項に規定するほか、職員、設備、評価の業務の実施の方法その他の事項についての評価の業務の実施に関する計画が、評価の業務の

11 前号に規定するほか、職員、設備、評価の業務の実施の方法その他の事項についての評価の業務の実施に関する計画が、評価の業務の

12 前号の評価の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

13 法人については役員、法人の種類に応じて

評価書若しくはその写しを交付した場合においては、当該設計住宅性能評価書又はその写しに表示された性能を有する住宅の建設工事を行つことを契約したものとみなす。

2 新築住宅の建設工事の完了前に当該新築住宅の売買契約を締結した売主は、設計住宅性能評価書若しくはその写しを売買契約書に添付し、又は買主に対し設計住宅性能評価書若しくはその写しを交付した場合には、当該設計住宅性能評価機関(以下「評価機関」という。)は、申請により、住宅について、日本住宅性能表示基準に従つて表示すべき性能に関する評価(評価のための検査を含む。以下同じ。)の方法の基準(以下「評価方法基準」という。)を定めるものとする。

3 第二十二条第一項又は第二項の規定により指定期定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

4 第二十二条第一項又は第二項の規定により指定期定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

5 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

6 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

7 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

8 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

9 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

10 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

11 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

12 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

13 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

14 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

15 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

16 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

17 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

18 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

19 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

20 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

21 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

22 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

23 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

24 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

25 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

26 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

27 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

28 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

29 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

規格に応じて建設省令で定める区分に従つて行わなければならない。

(欠格条項)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 未成年者、禁治産者又は準禁治産者

二 破産者で復権を得ないもの

三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わらし起算して二年を経過しない者

四 第二十二条第一項又は第二項の規定により指定期定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

六 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

七 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

八 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

九 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

十 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

十一 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

十二 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

十三 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

十四 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

十五 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

十六 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

十七 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

十八 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

十九 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

二十 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

二十一 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

二十二 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

二十三 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

二十四 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

二十五 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

二十六 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

二十七 第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」)

官報(号外)

建設省令で定める構成員又は職員(第十二条)第一項の評価員を含む。(以下この号において同じ。)の構成が、法人以外の者にあってはその者及びその職員の構成が、評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 評価の業務以外の業務を行っている場合に評価を行つて評価の業務は、その業務を行つて評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

六 前各号に定めるものほか、評価の業務を行つて評価の業務を行つて十分な適格性を有するものであること。

(指定の公示)

第十一条 建設大臣は、指定したときは、指定住宅性能評価機関の名称及び住所、指定の区分並びに評価の業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 指定住宅性能評価機関は、その名称若しくは住所又は評価の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の一週間前までに、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

3 建設大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の更新)

第十二条 指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第七条から第九条までの規定は、前項の指定の更新の場合について準用する。

(評価員)

第十二条 指定住宅性能評価機関は、住宅性能評価を行つときは、建設省令で定める方法に従い、評価員に住宅性能評価を実施させなければならない。

(評価員)

第十二条 指定住宅性能評価機関は、住宅性能評価を行つときは、建設省令で定める要件を備えるもののうちから選任しなければならない。

3 指定住宅性能評価機関は、評価員を選任し、又は解任したときは、建設省令で定めるところにより、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

4 建設大臣は、評価員が、第十五条第一項の認可を受けた評価業務規程に違反したとき、住宅性能評価に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により指定住宅性能評価機関が第九条第四号に掲げる基準に適合しなくなつたときは、指定住宅性能評価機関に対し、その評価員を解任すべきことを命ずることができる。

3 建設大臣は、第一項の認可をした評価業務規程が評価の業務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その評価業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(指定の区分等の掲示)

3 建設大臣は、第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(評価の業務の休廃止等)

3 第一千条 指定住宅性能評価機関は、評価の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、建設省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により評価の業務の全部を廃止しようとする届出があつたときは、当該届出に係る指定は、その効力を失う。

3 建設大臣は、第一項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第十三条 指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 指定住宅性能評価機関及びその職員で評価の業務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法

(評価業務規程)

第十四条 指定住宅性能評価機関は、評価の業務を行つべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、評価の業務を行わなければならない。

(報告、検査等)

第十九条 建設大臣は、評価の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定住宅性能評価機関に対し評価の業務に関する報告を求め、又はその職員に、指定住宅性能評価機関の事務所に立ち入り、評価の業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(報告、検査等)

確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定住宅性能評価機関に対し、評価の業務に関する監督上必要な命令をすることができる。

(報告、検査等)

第十六条 指定住宅性能評価機関は、建設省令で定めるところにより、指定の区分その他建設省令で定める事項を、その事務所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第十七条 指定住宅性能評価機関は、建設省令で定めるところにより、評価の業務に関する事項で建設省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定住宅性能評価機関は、建設省令で定めるところにより、評価の業務に関する書類で建設省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第十八条 建設大臣は、評価の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定住宅性能評価機関に対し、評価の業務に関する監督上必要な命令をすることができる。

第十九条 建設大臣は、評価の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定住宅性能評価機関に対し、評価の業務に関する監督上必要な命令をすることができる。

2 指定住宅性能評価機関及びその職員で評価の業務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法

令により公務に従事する職員とみなす。

3 第七条から第九条までの規定は、前項の指定

の更新の場合について準用する。

2 第七条から第九条までの規定は、前項の指定

の更新の場合について準用する。

2 第七条から第九条までの規定は、前項の指定

の更新の場合について準用する。

当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならぬ。建設大臣は、指定住宅性能評価機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて評価の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十条第二項、第十二条第一項から第三項まで、第十四条、第十六条、第十七条、前条第一項又は第六十七条第一項の規定に違反したとき。

二 第十五条第一項の認可を受けた評価業務規程によらないで評価の業務を行ったとき。

三 第十二条第四項、第十五条第三項又は第十八条の規定による命令に違反したとき。

四 第八十二条第四項の規定による負担金の納付をしないとき。

五 第九条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

六 評価の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する評価員若しくは法人にあってはその役員が、評価の業務に關し著しく不適当な行為をしたとき。

七 不正な手段により指定を受けたとき。

三 建設大臣は、前項の規定により評価の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第四章 住宅型式性能認定等

第一節 住宅型式性能認定等

第二十一条 建設大臣は、申請により、住宅型式性能認定(住宅又はその部分で建設大臣が定め

るもの)について評価方法基準に従って評価し、当該型式が日本住宅性能表示基準に従つて表示すべき性能を有する旨を認定することができる。(以下同じ。)を行うことができる。

2 前項の申請の手続その他住宅型式性能認定にて表示すべき性能を有する旨を認定することを

いう。以下同じ。)を行うことができる。

3 建設大臣は、前項の申請書を提出して、これを行わなければならぬ。

二 前項の申請の手續その他住宅型式性能認定にて表示すべき性能を有する旨を認定することを

いう。以下同じ。)を行うことができる。

3 建設大臣は、第一項の認証をしたときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(欠格条項)

一 第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認証を受けることができない。

一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく

二 第三十六条第一項若しくは第二項又は第三十八条第一項若しくは第二項の規定により認

証を取り消され、その取消しの日から起算し

て二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

(認証の基準)

第一二七条 建設大臣は、第二十五条第一項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の認証をしなければならない。

一 申請に係る型式住宅部分等の型式が住宅型式性能認定を受けたものであること。

二 申請に係る型式住宅部分等の製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が建設大臣が定める技術的基準に適合していると認められること。

(認証の更新)

第二十九条 第二十五条第一項の認証を受けた者(以下「認証型式住宅部分等製造者」という。)が当該認証に係る型式住宅部分等の製造の事業の全部を譲渡し、又は認証型式住宅部分等製造者について相続若しくは合併があったときは、そ

の事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その認証型式住宅部分等製造者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が第二十六条各号のいずれかに該当するときは、

この限りでない。

(変更の届出)

第三十条 認証型式住宅部分等製造者は、第二十五条第二項の建設省令で定める事項に変更(建設省令で定める軽微なものを除く。)があつたときは、建設省令で定めるところにより、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

第三十一条 認証型式住宅部分等製造者は、当該認証に係る型式住宅部分等の製造の事業を廃止しようとするときは、建設省令で定めるところ

定めるところにより、建設省令で定める事項を記載した申請書を提出して、これを行わなければならぬ。

2 第二十五条第二項及び前二条の規定は、前項設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(承継)

第二十九条 第二十五条第一項の認証を受けた者(以下「認証型式住宅部分等製造者」という。)が当該認証に係る型式住宅部分等の製造の事業の全部を譲渡し、又は認証型式住宅部分等製造者について相続若しくは合併があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その認証型式住宅部分等製造者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が第二十六条各号のいずれかに該当するときは、

上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 第二十五条第二項及び前二条の規定は、前項の認証の更新の場合について準用する。

により、あらかじめ、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る第二十五条第一項の認証は、その効力を失う。

3 建設大臣は、第一項の規定による届出があったときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
(型式適合義務等)

第三十二条 認証型式住宅部分等製造者は、その認証に係る型式住宅部分等の製造をするときは、当該型式住宅部分等がその認証に係る型式に適合するようになければならない。ただし、輸出のため当該型式住宅部分等の製造をする場合、試験的に当該型式住宅部分等の製造をする場合その他の建設省令で定める場合は、この限りでない。

2 認証型式住宅部分等製造者は、建設省令で定めるところにより、製造をする当該認証に係る型式住宅部分等について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。
(特別な標章等)

第三十三条 認証型式住宅部分等製造者は、その認証に係る型式住宅部分等の製造をしたときは、これに当該型式住宅部分等が認証型式住宅部分等製造者が製造をした型式住宅部分等であることを示す建設省令で定める方式による特別な標章を付することができる。
2 何人も、前項の場合を除くほか、住宅の部分又は住宅に、同項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

(認証型式住宅部分等に係る住宅性能評価の特例)

第二十四条 認証型式住宅部分等製造者が製造をするその認証に係る型式住宅部分等(以下この節において「認証型式住宅部分等」という。)は、設計された住宅に係る住宅性能評価において、その認証に係る型式に適合するものとみなす。

2 住宅の部分である認証型式住宅部分等で前条第一項の標章を付したもの及び住宅である認証型式住宅部分等でその新築の工事が建設省令で定めるところにより建築士である工事監理者(建築士法(昭和二十五年法律第二百二号))第二条第六項に規定する工事監理をする者をいう。)

第一項の規定による工事監理をする者をいう。)のとおり実施されたことが確認されたものは、建設された住宅に係る住宅性能評価において、その認証に係る型式に適合するものとみなす。

(報告、検査等)

第三十五条 建設大臣は、第二十五条第一項、第二十六条から第三十条まで、第三十二条第一項、第三十三条、第三十二条、第三十三条第一項並びに次条第一項及び第二項の規定の施行に必要な限度において、認証型式住宅部分等製造者に対しその業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、認証型式住宅部分等製造者の工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場に立ち入り、認証型式住宅部分等の製造設備若しくは検査設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示し

なければならぬ。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十六条 建設大臣は、認証型式住宅部分等製造者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取り消さなければならない。

一 第二十六条第一号又は第二号に該当するに至ったとき。

二 当該認証に係る住宅型式性能認定が取り消されたとき。

三 不正な手段により認証を受けたとき。

3 建設大臣は、前項の規定により認証を取り消したときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
(外国型式住宅部分等製造者の認証)

第三十七条 建設大臣は、申請により、外国において本邦に輸出される型式住宅部分等の製造をする者について、当該型式住宅部分等の外国製造者としての認証を行ふ。

2 第二十五条第二項及び第三項並びに第二十六

条から第二十八条までの規定は前項の認証に、第二十九条から第三十三条まで及び第三十五条の規定は同項の認証を受けた者(以下「認証外国型式住宅部分等製造者」という。)に、第三十四条の規定は認証外国型式住宅部分等製造者による型式住宅部分等に適用する。この場合において、第二十一条第二項に「第二十

五条第一項」とあるのは「第三十七条第一項」と、第三十二条第一項ただし書中「輸出のため」に「何人も」とあるのは「認証外国型式住宅部分等製造者は」と、「住宅の部分」とあるのは「本邦に輸出される住宅の部分」と、第三十五条第一項中「第二十五条规定」とあるのは「第三十七条第一項、同条第二項において準用する」と、

「、第三十三条第二項」とあるのは「及び第三十三条第二項」と、「次条第一項及び第二項」とあるのは「第三十八条第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

第三十八条 建設大臣は、認証外国型式住宅部分等製造者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取り消さなければならない。

一 前条第二項において準用する第二十六条第一号又は第二号に該当するに至ったとき。

二 当該認証に係る住宅型式性能認定が取り消されたとき。

3 建設大臣は、認証外国型式住宅部分等製造者が次の各号のいずれかに該当するときは、その

認証を取り消すことができる。

2 建設大臣は、認証外国型式住宅部分等製造者が次の各号のいずれかに該当するときは、その

官 報 (号 外)

- 3 指定住宅型式性能認定機関は、認定員を選任し、又は解任したときは、建設省令で定めることにより、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

4 建設大臣は、認定員が、第四十一条第三項において準用する第五十五条第一項の認可を受けた認定等業務規程に違反したとき、認定等の業務に関する著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により指定住宅型式性能認定機関が前条第三号に掲げる基準に適合しなくなつたときは、指定住宅型式性能認定機関に対し、その認定員を解任すべきことを命ずることができる。
(建設大臣への報告等)

第五十五条 指定住宅型式性能認定機関は、認定等を行つたときは、建設省令で定めるところにより、建設大臣に報告しなければならない。

2 建設大臣は、指定住宅型式性能認定機関が行つた認定等を取り消したときは、当該認定等を行つた指定住宅型式性能認定機関にその旨を通知するものとする。
(認定等の業務の休廃止等)

第四十六条 指定住宅型式性能認定機関は、建設大臣の許可を受けなければ、認定等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

3 建設大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。
(指定の取消し等)

機関が第四十二条第一号又は第三号に該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならぬ。

- 一 第四十一一条第三項において準用する第十一条

第二項、第十四条若しくは第十七条、第四十一条第一項から第三項まで、第四十五条第一項、前条第一項又は第六十七条第二項の規定に違反したとき。

二 第四十一条第三項において準用する第十五条第一項の認可を受けた認定等業務規程によらないで認定等の業務を行ったとき。

三 第三十九条第一項の規定により第二十二条第三項又は第二十五条第三項、第三十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公示を行わせることとされている場合において、当該公示をしなかったとき。

四 第四十一条第三項において準用する第十五条第三項若しくは第十八条又は第四十四条第四項の規定による命令に違反したとき。

五 第四十三条各号に掲げる基準に適合しないと認めるとき。

六 認定等の業務に關し著しく不適當な行為をしたとき、又はその業務に從事する認定員若しくは法人にあってはその役員が、認定等の業務に關し著しく不適當な行為をしたとき。

七 不正な手段により指定を受けたとき。

八 第二十一条第三項の規定は、前二項の規定に

による指定の取消し又は前項の規定による認定等の業務の停止について準用する。

- (建設大臣による認定等の実施)

第四十八条 建設大臣は、指定住宅型式性能認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十九条第二項の規定にかかるらず、当該指定住宅型式性能認定機関が休止し、停止を命じられ、又は実施することが困難となつた認定等の業務のうち他の指定住宅型式性能認定機関によって行われないものを自ら行うものとする。

一 第四十六条第一項の規定により認定等の業務の全部又は一部を休止したとき。

二 前条第二項の規定により認定等の業務の全部又は一部を停止を命じられたとき。

三 天災その他の事由により認定等の業務の全部又は一部を実施することが困難となつた場合において建設大臣が必要があると認めるとき。

建設大臣は、前項の規定により認定等の業務を行い、又は同項の規定により行っている認定等の業務を行わない」としようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

建設大臣が、第一項の規定により認定等の業務を行うこととし、第四十六条第一項の規定により認定等の業務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における認定等の業務の引継ぎその他必要な事項は、建設省令で定める。

(審査請求)

不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第二条第二項に規定する不作為をいう。)については、建設大臣に対し、同法による審査請求をすることができる。

- (承認) 第五十条 第三十九条第二項の規定による承認は、認定等の業務を行おうとする者(外国にある事務所により行おうとする者に限る。)の申請により行う。

第十条第一項、第十二条、第四十二条及び第四十三条の規定は前項の承認に、第十条第一項及び第三項、第十四条、第十五条、第十七条から第二十条まで、第四十四条並びに第四十五条の規定は承認住宅型式性能認定機関に、第四十一条第二項の規定は前項の申請について準用する。この場合において、第十条第一項中「指定住宅性能評価機関」とあるのは「承認住宅型式性能認定機関」と、同項及び同条第二項、第十四条、第十五条第一項及び第三項、第十七条、第十八条、第十九条第一項並びに第二十条第一項及び第二項中「評価の」とあるのは「認定等の」とあるのは「第五十条第一項並びに同条第二項において準用する第四十一条第一項、第四十二条及び第四十三条」と、第十五条中「評価業務規程」とあるのは「認定等業務規程」と、同条第三項及び第四十四条第四項中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第十八条中「命令」とあるのは「請求」と、第四十二条第一項中「前項」とあるのは「第五十条第一項」と、第四十四条第四項中「第四十二条第三項」とあるのは「第五十条第一項」と読み替えるものとする。

官 報 (号 外)

(承認の取消し等)

第五十一条 建設大臣は、承認住宅型式性能認定機関が前条第二項において準用する第四十二条第一号又は第三号に該当するに至ったときは、

その承認を取り消さなければならない。

2 建設大臣は、承認住宅型式性能認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 前条第一項において準用する第十条第二項、第十四条、第十七条、第二十条第一項、第四十四条第一項から第三项まで若しくは第四十五条第一項又は第六十七条第一項の規定に違反したとき。

二 前条第二項において準用する第十五条第一項の認可を受けた認定等業務規程によらないで認定等の業務を行ったとき。

三 第三十九条第三項の規定により第二十二条第三項又は第三十七条第二項において準用する第二十五条第三項の規定による公示を行ふこととされている場合において、当該公示をしなかつたとき。

四 前条第二項において準用する第十五条第三項、第十八条又は第四十四条第四項の規定による請求に応じなかつたとき。

五 前条第二項において準用する第四十三条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

六 認定等の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する認定員若しくは法人にあってはその役員が、認定等の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

七 不正な手段により承認を受けたとき。

八 建設大臣が、承認住宅型式性能認定機関が

前各号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて認定等の業務の全部又は一部の停止の請求をした場合において、その請求に応じなかつたとき。

九 前条第二項において準用する第十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十 前条第二項において準用する第十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

十一 第四項の規定による費用の負担をしないとき。

十二 前条第一項において準用する第十九条第一項の規定による検査に要する費用(政令で定めるものに限る)は、当該検査を受ける承認住宅型式性能認定機関の負担とする。

(手数料)

十三 建設大臣は、第五十五条から第五十七条までの規定の定めるところにより指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、特別評価方法認定のための審査に必要な試験の全部又は一部を行うことができる。

十四 前条第一項において準用する第十九条第一項の規定による検査に要する費用(政令で定めるものに限る)は、当該検査を受ける承認住宅型式性能認定機関の負担とする。

十五 第五章 特別評価方法認定 第一節 特別評価方法認定

(特別評価方法認定)

第十五条 建設大臣は、申請により、特別評価

方法認定(日本住宅性能表示基準に従つて表示

に代えて、特別の建築材料若しくは構造方法に

応じて又は特別の試験方法若しくは計算方法を

用いて評価する方法を認定すること)をいう。以

下同じ。)をすることができる。

別評価方法認定のための審査を行うものとする。

2 前項の申請をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、建設省令で定める事項を記載した申請書を提出して、これを行わなければならない。

3 建設大臣は、特別評価方法認定をし、又は特別評価方法認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(審査のための試験)

4 建設大臣は、特別評価方法認定のための審査に当たっては、審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験(外国において事業を行う者の申請に基づき行うものに限る。)の全部又は一部を行わせることができる。

5 建設大臣は、第六十条の規定の定めるところにより承認する者(以下「承認試験機関」という。)に、特別評価方法認定のための審査に必要な試験(外国において事業を行う者の申請に基づき行うものに限る。)の全部又は一部を行わせることができる。

6 外国において事業を行う者は、承認試験機関が作成した証明書を前条第一項の申請書に添えて特別評価方法認定を申請することができる。この場合において、建設大臣は、当該証明書に基づき特別評価方法認定のための審査を行うものとする。

7 建設大臣は、第五十五条から第五十七条までの規定の定めるところにより指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、特別評価方法認定のための審査に必要な試験の全部又は一部を行わせることができる。

8 建設大臣は、前項の規定による指定をしたときは、指定試験機関が行う試験を行わないものとする。

9 建設大臣は、前項の規定による指定をしたときは、指定試験機関等に納めなければならない。

10 建設大臣は、第五十四条特別評価方法認定の申請をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、実費を勘査して建設省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

11 建設大臣は、第五十四条特別評価方法認定の申請をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、実費を勘査して建設省令で定める額の手数料を指定試験機関等に納めなければならない。

12 建設大臣が第二項の規定による指定をした場合において、当該指定に係る特別評価方法認定の申請をしようとする者は、第六項の規定により申請する場合を除き、指定試験機関が作成した当該申請に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法による試験の結果の証明書(以下この条において単に「証明書」という。)を前条第一項の申請書に添えて、これをしなければならない。この場合において、建設大臣は、当該証明書に基づき特

第五十五条 第五十三条第三項の規定による指定(以下この節において単に「指定」という。)は、同項の試験を行おうとする者(外国にある事務

所により行おうとする者を除く。)の申請により行う。

2 第十一条第一項及び第十二条の規定は前項の指

定に、第十一条第二項及び第三項、第十三条から第十五条まで、第十七条から第十九条まで、第

四十六条並びに第四十八条の規定は指定試験機

関に、第四十二条第二項の規定は前項の申請

に、第四十九条の規定は指定試験機関の行う試

験について準用する。)の場合において、第十

一条第一項中「指定住宅性能評価機関」とあるのは

「指定試験機関」と、「並びに評価」とあるのは

「試験」と、「所在地」とあるのは「所在地並び

に試験の業務の開始の日」と、同条第二項、第

十三条、第十四条、第十五条第一項及び第三

項、第十七条、第十八条並びに第十九条第一項

中「評価の」とあるのは「試験の」と、第十二条第一項中「第七条から第九条まで」とあるのは「第

二項中「第七条から第九条まで」とあるのは「第

五十五条第一項、同条第二項において準用する

第四十二条第二項、第五十六条及び第五十七

条」と、第十三条第一項中「評価」とあるのは

「試験業務規程」と、第十五条第一項中

「前項」とあるのは「第五十五条第一項」と、第四

十六条第一項及び第二項並びに第四十八条中

「認定等の」とあるのは「試験の」と、同条第一項

中「第三十九条第二項」とあるのは「第五十三条

第二項」と、同項及び同条第三項中「第四十六条

第一項」とあるのは「第五十五条第二項」と、

準用する第四十六条第一項」と、同条第一項中

「前項」とあるのは「第五十九条第一項」と、

五十九条第一項」と、第四十九条第一項」とあるのは「第

るのは「処分(試験の結果を除く。)」と読み替え

るものとする。

(欠格条項)

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 第八条第一号から第三号までに掲げる者

二 第五十九条第一項若しくは第一項の規定に

より指定を取り消され、又は第六十二条第一

項若しくは第二項の規定により承認を取り消

され、その取消しの日から起算して二年を経

過しない者

三 法人であつて、その役員のうちに前二号の

いずれかに該当する者があるもの

(指定の基準)

第五十七条 建設大臣は、指定の申請が次に掲げ

る基準に適合していると認めるときでなけれ

ば、指定をしてはならない。

一 職員(次条第一項の試験員を含む。第三号

において同じ。)、設備、試験の業務の実施の

方法その他の事項についての試験の業務の実

施に関する計画が、試験の業務の適確な実施

のために適切なものであること。

二 前号の試験の業務の実施に関する計画を適

確に実施するに足りる経理的及び技術的な基

礎を有するものであること。

三 法人にあつては役員、第九条第四号の建設

省令で定める構成員又は職員の構成が、法人

以外の者にあつてはその者及びその職員の構

成が、試験の業務の公正な実施に支障を及ぼ

すおそれがないものであること。

四 試験の業務以外の業務を行っている場合に

は、その業務を行つことによって試験の業務

の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないも

のであること。

五 前各号に定めるもののほか、試験の業務を

行うにつき十分な適格性を有するものである

こと。

六 第五十五条第一項、前条第一項から第三項まで又は第六十七条第二項の規定に違反したとき。

二 第五十五条第二項において準用する第十五

条第一項の認可を受けた試験業務規程によら

ないで試験を行ったとき。

三 第五十五条第一項において準用する第十五

条第三項若しくは第十八条又は前条第四項の

規定による命令に違反したとき。

四 試験員は、高度で新しい建築技術に関して優

れた識見を有する者として建設省令で定める要

件を備える者のうちから選任しなければならな

い。

三 指定試験機関は、試験員を選任し、又は解任

したときは、建設省令で定めるところにより、

その旨を建設大臣に届け出なければならない。

4 建設大臣は、試験員が、第五十五条第二項に

おいて準用する第十五条第一項の認可を受けた

試験業務規程に違反したとき、試験の業務に關

し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在

任せにより指定試験機関が前条第二号に掲げる基

準に適合しなくなったときは、指定試験機関に

対し、その試験員を解任すべきことを命ずること

ができる。

(指定の取消し等)

第五十九条 建設大臣は、指定試験機関が第五

六条第一号又は第三号に該当するに至ったとき

は、その指定を取り消さなければならない。

2 建設大臣は、指定試験機関が次の各号のいず

れかに該当するときは、その指定を取り消し、

又は期間を定めて試験の業務の全部若しくは一

部の停止を命ぜることができる。

一 第五十五条第一項において準用する第十条

第二項、第十四条、第十七条若しくは第四十

六条第一項、前条第一項から第三項まで又は第六十七条第二項の規定に違反したとき。

二 第五十五条第二項において準用する第十五

条第一項の認可を受けた試験業務規程によら

ないで試験を行ったとき。

三 第五十五条第一項において準用する第十五

条第三項若しくは第十八条又は前条第四項の

規定による命令に違反したとき。

四 第五十七条各号に掲げる基準に適合してい

ないと認めるとき。

五 試験の業務に關し著しく不適当な行為をし

たとき、又はその業務に從事する試験員若し

くは法人にあつてはその役員が、試験の業務

に關し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により指定を受けたとき。

三 第二十二条第三項の規定は、前二項の規定に

よる指定の取消し又は前項の規定による試験の

業務の停止について準用する。

(承認)

第六十条 第五十三条第五項の規定による承認

は、試験を行おうとする者(外国にある事務所

により行おうとする者に限る。)の申請により行

う。

2 第十一条第一項、第十二条第一項、第五十六条及び第

五十七条の規定は前項の承認に、第十二条第二項

及び第三項、第十四条、第十五条、第十七条か

ら第二十条まで、第五十二条第四項並びに第五

十八条の規定は承認試験機関に、第四十二条第一項の規定は前項の申請について準用する。この場合において、第十一条第一項中「指定住宅性

能評価機関」とあるのは「承認試験機関」と、同項及び同条第二項、第十四条、第十五条第一項及び第三項、第十七条、第十八条、第十九条第一項並びに第二十条第一項及び第二項中「評価第一項並びに同条第二項において準用する第四十一条第二項、第五十六条及び第五十七条第一項並びに同条第二項において準用する第四十二条から第九条まで」とあるのは「第六十条と、第十五条中「評価業務規程」とあるのは「試験業務規程」と、同条第三項及び第五十八条第四項中「命令」とあるのは「請求」と、第八条中「命令」とあるのは「請求」と、第四十一条第二項中「前項」とあるのは「第六十条第一項」と、第五十二条第四項中「前条第一項」とあり、及び第五十八条第四項中「第五十五条第一項」とあるのは「第六十条第二項」と読み替えるものとする。

三 前条第一項において準用する第十五条第三項、第十八条又は第五十八条第四項の規定による請求に応じなかつたとき。

四 前条第二項において準用する第五十七条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

五 試験の業務に関する「不適当な行為を」たとき、又はその業務に従事する試験員若しくは法人にあってはその役員が、試験の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により承認を受けたとき。

七 建設大臣が、承認試験機関が前各号のいづ

第六十一条 建設大臣は、承認試験機関が前条第一項において準用する第五十六条第一号又は第三号に該当するに至ったときは、その承認を取り消す。(承認の取消し等)

2 建設大臣は、承認試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消さなければならない。

一 前条第一項において準用する第十条第二項、第十四条、第十七条、第二十条第一項若しくは第五十八条第一項から第三項まで又は第六十七条第二項の規定に違反したとき。

二 前条第二項において準用する第十五条第一

答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
十 前条第二項において準用する第五十二条第
四項の規定による費用の負担をしないとき。
五五一条第三項の規定は、前二項の規定に
よる承認の取消しについて準用する。

第六章 住宅に係る紛争の処理体制

第一節 指定住宅紛争処理機関

(指定住宅紛争処理機関の指定等)

第六十二条 建設大臣は、弁護士会又は民法(明
治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定
により設立された法人であって、次条第一項に

定は、指定住宅紛争処理機関について準用する。この場合において、第十条第一項並びに二十一条第一項及び第二項中「評価の」とあるは、「紛争処理の」と読み替えるものとする。
指定住宅紛争処理機関は、建設省令で定めところにより、指定住宅紛争処理機関であるを、その事務所において公衆に見やすいよう掲示しなければならない。

す
第
の
る
旨
に

3 前項の規定により指名される紛争処理委員のうち少なくとも一人は、弁護士でなければならぬ。

(秘密保持義務等)

第六十五条 指定住宅紛争処理機関の紛争処理委員並びにその役員及び職員並びにこれらの職にあつた者は、紛争処理の業務に関する限り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第六十三条 指定住宅紛争処理機関は、建設住宅性能評価書が交付された住宅(以下この章について「評価住宅」という。)の建設工事の請負契約又は売買契約に関する紛争の当事者の双方又は一方からの申請により、当該紛争のあっせん調停及び仲裁(以下この章において「住宅紛争理」という。)の業務を行ふものとする。

前項の申請の手続は、建設省令で定める。
(紛争処理委員)

第六十三条 指定住宅紛争処理機関は、建設住宅性能評価書が交付された住宅(以下この章について「評価住宅」という。)の建設工事の請負契約又は売買契約に関する紛争の当事者の双方又一方からの申請により、当該紛争のあっせん調停及び仲裁(以下この章において「住宅紛争調理」という。)の業務を行うものとする。

前項の申請の手続は、建設省令で定める。

(紛争処理委員)

第六十四条 指定住宅紛争処理機関は、人格が潔で識見の高い者のうちから、建設省令で定

2 建設大臣は、前項の規定による指定(以下「紛争処理業務」という。)を公正かつ適確に行なうことができるとして認められるものを、その申請により、争議の業務を行う者として指定することがある。

ので紛争以上の紛争処理委員を選任しなければならない。

規 定 す る 旨 に お 約 は 處	の で 紛 争 機 の な き こ で
	2 指定住宅紛争処理機関は、住宅紛争処理を行 うときは、前項の規定により選任した紛争処理 委員のうちから、事件ごとに、指定住宅紛争処 理機関の長が指名する者に住宅紛争処理を実施 させなければならない。この場合において、指 定住宅紛争処理機関の長は、当該事件に関し当 事者と利害関係を有することその他住宅紛争処 理の公正を妨げるべき事情がある紛争処理委員 について、当該事件の紛争処理委員に指名し てはならない。
	3 前項の規定により指名される紛争処理委員の うち少なくとも一人は、弁護士でなければなら ない。 (秘密保持義務等)
第六十五条 指定住宅紛争処理機関の紛争処理委 員並びにその役員及び職員並びにこれらの職に あつた者は、紛争処理の業務に関して知り得た 秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用し てはならない。	2 指定住宅紛争処理機関の紛争処理委員並びに その役員及び職員で紛争処理の業務に従事する 者は、刑法その他の罰則の適用については、注 令により公務に従事する職員とみなす。 (紛争処理の業務の義務)
第六十六条 指定住宅紛争処理機関は、紛争処理 の業務を行なうべきことを求められたときは、正 当な理由がある場合を除き、遅滞なく、紛争処 理の業務を行ななければならない。	る数以上の紛争処理委員を選任しなければなら ない。

第六十一条 指定住宅紛争処理機関は、紛争の調停を受ける場合に、紛争の調停を受けるべき事由がある場合は、その事由を明確に示す。	
2	指定住宅紛争処理機関は、紛争の調停を受けるべき事由がある場合は、その事由を明確に示す。
3	前項の規定により指名される紛争処理委員のうち少なくとも一人は、弁護士でなければならぬ。
	(秘密保持義務等)
2	第六十五条 指定住宅紛争処理機関の紛争処理委員並びにその役員及び職員並びにこれらの人間であつた者は、紛争処理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。
2	指定住宅紛争処理機関の紛争処理委員並びにその役員及び職員並びにこれらの人間であつた者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
	(紛争処理の業務の義務)
第六十六条 指定住宅紛争処理機関は、紛争処理の業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、紛争処理の業務を行わなければならない。	(説明又は資料提出の請求)

官報(号外)

の業務の実施に必要な限度において、指定住宅性能評価機関、認証型式住宅部分等製造者、認証外国型式住宅部分等製造者、指定住宅型式性能認定機関、承認試験機関(次項において「指定試験機関又は承認試験機関(次項において「指定住宅性能評価機関等」という。)」)に対して、第七十八条第一項の規定による指定を受けた者を経由して、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

2 指定住宅性能評価機関等は、前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(住宅紛争処理の手続の非公開)

第六十八条 指定住宅紛争処理機関が行う住宅紛争処理の手続は、公開しない。ただし、指定住宅紛争処理機関は、相当と認める者に傍聴を許すことができる。

(申請手数料)

第六十九条 住宅紛争処理の申請をする者は、建設省令で定めるところにより、実費を超えない範囲内において建設省令で定める額の申請手数料を指定住宅紛争処理機関に納めなければならない。

2 前項の規定により指定住宅紛争処理機関に認められた申請手数料は、指定住宅紛争処理機関の収入とする。

(技術的基準)

第七十条 建設大臣は、指定住宅紛争処理機関による住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決に資するため、住宅紛争処理の参考となるべき技術的基準を定めることができる。

(指定住宅紛争処理機関の指定の申請の命令)

第七十一条 建設大臣は、指定住宅紛争処理機関

性能評価機関、認証型式住宅部分等製造者、認証外国型式住宅部分等製造者、指定住宅型式性能認定機関、承認試験機関(次項において「指定試験機関又は承認試験機関(次項において「指定住宅性能評価機関等」という。)」)に対して、第七十八条第一項の規定により指定した者に対し、指定住宅紛争処理機関の指定を申請すべき」とを命ずることができる。

(事業計画等)

第七十二条 指定住宅紛争処理機関は、毎事業年度、紛争処理の業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遲滞なく)、建設大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

2 指定住宅紛争処理機関は、毎事業年度、紛争処理の業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後二月以内に、建設大臣に提出しなければならない。

一 第六十二条第三項において準用する第十一条第二項若しくは第二十条第一項、第六十二条第四項、第六十四条、第六十六条、第六十八条第二項若しくは第七十二条又は第七十三条の規定に違反したとき。

二 第七十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 前条又はこの項の規定による命令に違反したとき。

四 紛争処理の業務を公正かつ適確に行うことができないと認めるとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

2 建設大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は紛争処理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

四 支援等の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであることを。

三 役員又は職員の構成が、支援等の業務の公正に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

二 前号の支援等の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な計画が、支援等の業務の適確な実施のために適切なものであること。

置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第七十六条 建設大臣は、指定住宅紛争処理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて紛争処理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 指定住宅紛争処理機関のみでは紛争処理の業務が適當かつ十分に行われないと認めるときは、第七十一条第一項の規定により指定した者に対し、指定住宅紛争処理機関の指定を申請すべき」とを命ずることができる。

(報告徴収)

第七十七条 建設大臣は、紛争処理の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定住宅紛争処理機関に対し、紛争処理の業務に関し必要な報告を求めることができる。

(業務改善命令)

第七十五条 建設大臣は、紛争処理の業務の運営に関して改善が必要であると認めるときは、指定住宅紛争処理機関に対し、その改善に必要な措

置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第七十六条 建設大臣は、指定住宅紛争処理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて紛争処理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 指定住宅紛争処理機関のみでは紛争処理の業務が適當かつ十分に行われないと認めるときは、第七十一条第一項の規定により指定した者に対し、指定住宅紛争処理機関の指定を申請すべき」とを命ずることができる。

(報告徴収)

第七十七条 建設大臣は、紛争処理の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定住宅紛争処理機関に対し、紛争処理の業務に関し必要な報告を求めることができる。

(業務改善命令)

第七十五条 建設大臣は、紛争処理の業務の運営に関して改善が必要であると認めるときは、指定住宅紛争処理機関に対し、その改善に必要な措

置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第七十六条 建設大臣は、指定住宅紛争処理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて紛争処理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 指定住宅紛争処理機関のみでは紛争処理の業務が適當かつ十分に行われないと認めるときは、第七十一条第一項の規定により指定した者に対し、指定住宅紛争処理機関の指定を申請すべき」とを命ずることができる。

(報告徴収)

第七十七条 建設大臣は、紛争処理の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定住宅紛争処理機関に対し、紛争処理の業務に関し必要な報告を求めることができる。

(業務改善命令)

第七十五条 建設大臣は、紛争処理の業務の運営に関して改善が必要であると認めるときは、指定住宅紛争処理機関に対し、その改善に必要な措

第七章 瑕疵担保責任の特例

(住宅の新築工事の請負人の瑕疵担保責任の特例)

第八十七条 住宅を新築する建設工事の請負契約(以下「住宅新築請負契約」という。)においては、請負人は、注文者に引き渡した時から十年間、住宅のうち構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分として法令で定めるもの(次条において「住宅の構造耐力上主要な部分等」という。)の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。次条において同じ。)について、民法第六百三十四条第一項及び第二項前段に規定する担保の責任を負う。

2 前項の規定に反する特約で買主に不利なもののは、無効とする。

3 第一項の場合における民法第六百三十八条第三項の規定に反する特約で注文者に不利なものは、無効とする。

第八十九条 前二条の規定は、一時使用のため建設されたことが明らかな住宅については、適用しない。

(瑕疵担保責任の期間の伸長等の特例)

第九十条 住宅新築請負契約又は新築住宅の売買契約においては、請負人が第八十七条第一項に規定する瑕疵その他の住宅の瑕疵について同項に規定する担保の責任を負うべき期間又は買主が第八十八条第一項に規定する瑕疵その他の住宅の隠れた瑕疵について同項に規定する担保の責任を負うべき期間は、注文者又は買主に引き渡した時から二十年以内とすることができる。

官報(号外)

(新築住宅の売主の瑕疵担保責任の特例)

第八十八条 新築住宅の売買契約においては、売主は、買主に引き渡した時(当該新築住宅が住宅新築請負契約に基づき請負人から当該売主に引き渡されたものである場合にあっては、その引渡しの時)から十年間、住宅の構造耐力上主要な部分等の隠れた瑕疵について、民法第五百七十条において準用する同法第五百六十六条第一項並びに同法第六百三十四条第一項及び第二項前段に規定する担保の責任を負う。この場合において、同条第一項及び第二項前段中「注文者」とあるのは「買主」と、同条第一項中「請負人」とあるのは「売主」とする。

第九十三条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第五条第三項の規定に違反した者

二 第九十四条次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第四条の規定に違反した者

二 第五条第一項(第四十一条第三項又は第五十五条第二項において準用する場合を含む。)又は第六十五条第一項(第七十八条第三項又は第五十五条第二項において準用する場合を含む。)又は第六十五条第一項(第七十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

二 第二十二条第二項、第四十七条第二項、第五十九条第二項又は第八十四条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

三 第二十二条第一項又は第三十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第十九条第一項又は第三十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第十九条第一項又は第三十五条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

六 第二十条第一項の規定による届出をしないで業務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をした者

七 第四十六条第一項(第五十五条第二項又は第七十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けないで業務の全部を廃止した者

八 第二十二条第一項(第五十五条第二項又は第七十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けないで業務の全部を廃止した者

第九十七条 法人指定住宅型式性能認定機関及び指定試験機関を除く。以下この条において同じ。の代表者は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関する第九十三条から前条までの違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科す。

第九十八条 第三十条又は第三十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

官 報 (号外)

は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第一条 この法律の施行の際現に日本住宅性能表示基準という名称又はこれと紛らわしい名称を使用している者については、第四条の規定は、この法律の施行後二月間は、適用しない。

2 第七章の規定は、この法律の施行前に締結された住宅新築請負契約又は新築住宅の売買契約については、適用しない。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、第三章第一節、第四章第二節及び第五章第二節の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(建設省設置法の一部改正)

第四条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百三号)の一部を次のように改正する。

第三条第四十号の次に次の一号を加える。

四十六の二 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第二号)の施行に関する事務を管理すること。

会計検査院法の一部を改正する法律案
審査報告書

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十一年四月二十八日

議院運営委員長 岡野 裕

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、検査官の任命等について、衆議院が同意して参議院が同意しない場合においては衆議院の同意をもって両議院の同意とすることとする規定を削除しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

二、会計検査院法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十一年四月二十七日

衆議院議長 伊藤示一郎

会計検査院法の一部を改正する法律

会計検査院法(昭和二十二年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条

第一項及び第五項を削る。

第六条第一項を削る。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

投票者氏名

日程第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレイシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第三 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第五 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノルウェー政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第六 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第七 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスコットランド政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第八 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストリア政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第九 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第十 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第十一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第十二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第十三 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第十四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第十五 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第十六 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第十七 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第十八 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第十九 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第二十 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第二十一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第二十二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第二十三 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第二十四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第二十五 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

久世 公堯君	小山 孝雄君
国井 正幸君	佐藤 昭郎君
鴻池 祥肇君	佐藤 泰三君
佐藤 滋宣君	佐々木知子君
坂野 重信君	陣内 孝雄君
清水嘉与子君	末広まさこ君
須藤良太郎君	鈴木 正季君
田中 直紀君	田村 公平君
竹山 裕君	武見 敬三君
世耕 弘成君	常田 享詳君
中川 義雄君	中島 真人君
中曾根弘文君	中原 審君
仲道 梶哉君	長峯 基君
成瀬 守重君	西田 吉宏君
野沢 太三君	野間 起君
南野知恵子君	長谷川道郎君
橋本 聖子君	駒込 浩君
橋本 賢君	松谷蒼一郎君
松村 龍二君	三浦 一水君
日出 英輔君	溝手 顯正君
畠山 善彦君	森下 博之君
森田 次夫君	森山 裕君
水島 裕君	森下 博之君
村上 正邦君	森山 裕君
森田 次夫君	森山 裕君
矢野 哲朗君	溝手 顯正君
山下 善彦君	森下 博之君
依田 智治君	森山 裕君
吉村剛太郎君	森山 裕君
脇 雅史君	森山 裕君
浅尾慶一郎君	森山 裕君
岸 宏一君	山内 俊夫君
河本 英典君	山内 俊夫君
龜井 郁夫君	吉川 芳男君
釜本 邦茂君	吉川 芳男君
片山虎之助君	吉川 芳男君
木村 博昭君	吉川 芳男君
木村 仁君	吉川 芳男君
北岡 秀二君	吉川 芳男君
岸 宏一君	吉川 芳男君
河本 英典君	吉川 芳男君
龜井 郁夫君	吉川 芳男君
釜本 邦茂君	吉川 芳男君
片山虎之助君	吉川 芳男君
木村 博昭君	吉川 芳男君
木村 仁君	吉川 芳男君
北岡 秀二君	吉川 芳男君

平成十二年四月二十八日

參議院會議錄第十七號

官 報 (号 外)

平成十二年四月二十八日 参議

參議院會議錄第十七號

投票者氏名

反対者氏名

名

青木	一成君	阿南
幹雄君		
井上		
裕君		
石川		
弘君		
市川		
一朗君		
岩城		
光英君		
上杉		
光弘君		
岡野		
裕君		
大島		
慶久君		
太田		
豊秋君		
海老原義彦君		
加納		
時男君		
鹿熊		
安正君		
釜本	邦茂君	
龜井	郁夫君	
河本	英典君	
岸	宏一君	
久世	公堯君	
国井	正幸君	
鴻池	祥齋君	
佐藤	昭郎君	
斎藤	滋宣君	
清水嘉与子君		
末広まさき君		
鈴木	正孝君	

田中	竹山	裕君	直紀君
谷川	秀善君		
中川	義雄君		
中曾根弘文君			
仲道	俊哉君		
成瀬	守重君		
野沢	太三君		
橋本	聖子君		
烟	惠君		
日出	英輔君		
真鍋	賢二君		
水島	龍一君		
松村			
森田			
村上	正邦君		
矢野	哲朗君		
吉村剛太郎君	次夫君		
脇	善彦君		
伊藤	智治君		
浅尾慶一郎君			
今井			
海野			
江本			
小川			
勝木			
木俣			
久保			
小林			
元君			

平成十一年四月二十八日 参議院会議録第十七号 投票者氏名

官 報 (号 外)

平成十一年四月二十八日 参議院会議録第十七号

投票者氏名

平成十一年四月二十八日

參議院會議錄第十七號 投票者氏名

前川	忠夫君	松田	岩夫君	円	より子君
本岡	昭次君	吉田	之久君	海野	義翠君
柳田	稔君	荒木	清實君	木庭健太郎君	加藤 修一君
白浜	一良君	但馬	久美君	鶴岡	弘友 和夫君
浜四津敏子君	渡辺 孝男君	鶴岡	洋君	松 あきら君	立木 靖夫君
市田 忠義君	井上 美代君	小泉 親司君	笠井 亮君	西山登紀子君	煙野 紀子君
山下 栄一君	山下 栄一君	大脳 吉川	山下 芳生君	吉川 春子君	照屋 寛徳君
吉田	柳田	清水 雅子君	吉川 紀子君	吉川 澄子君	吉川 宽徳君

田 谷 本	大 津	高 野	山 下	松 峰
梶原 敬義君	富樫 練三君	浜田卓一郎君	八洲夫君	峰崎 俊久君
英夫君	橋本 敦君	日笠 勝之君	和田 洋子君	直樹君
巍君	須藤美也子君	福本 潤一君	魚住裕一郎君	篠瀬 進君
	岩佐 恵美君	森本 晃司君	大森 礼子君	風間 韶君
	小池 異君	山本 保君	澤 たまき君	
	大沢 辰美君	河部 幸代君	高野 博師君	統 訓弘君
	吉岡 吉典君	池田 幹幸君		
	宮本 岳志君	福本 幸代君		
	八田ひろ子君	日笠 勝之君		

日程第九 原子力損害の賠償に関する法律の一部
を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名
一三一名

反対者氏名
○名

加納	鹿熊	片山虎之助君	時男君
岸	河本	邦茂君	安正君
久世	龜井	郁太君	時正君
佐藤	鴻池	英典君	時正君
斎藤	昭郎君	宏一君	時正君
鈴木	清水嘉与子君	公堯君	時正君
須藤良太郎君	祥雲君	堯君	時正君
鈴木	政二君	宣君	時正君
世耕	直紀君	宣君	時正君
中川	弘成君	宣君	時正君
竹山	裕君	宣君	時正君
谷川	秀善君	宣君	時正君
田中	義雄君	宣君	時正君
成瀬	俊哉君	宣君	時正君
仲道	守重君	宣君	時正君
南野知恵子君	太三君	宣君	時正君
橋本	聖子君	宣君	時正君
村上	水島	裕君	時正君
松村	真鍋	英輔君	時正君
日出	賢二君	英輔君	時正君

特野 景山俊太郎 郡君
金田 勝年君
鎌田 要人君
龜谷 博昭君
木村 仁君
北岡 秀二君
久野 恒君
小山 孝雄君
佐々木知子君
佐藤 泰三君
坂野 重信君
陣内 孝雄君
未広まき^{ミツマキ}之君
鈴木 正孝君
田浦 直君
田村 公平君
武見 敬三君
中原 真人君
中島 寿君
常田 享詳君
西田 吉宏君
長峯 基君
野間 起君
長谷川道郎君
駒 浩君
林 芳正君
平田 耕一君
松谷^{カズ}一郎君
溝手 一水君
森下 博之君

官 報 (号 外)

平成十一年四月二十八日 参議院会議録第十七号

參議院會議錄第十七號

投票者氏名

反対者氏名
日程第一一
する法律の施
法律案(第三回)
回国会衆議院
賛成者氏名

日程第一　行政機関の保有する情報の公開に関する法律案(第二百四十一回国会内閣提出、第二百四十五回国会衆議院送付)

國井	正幸君	佐々木知子君
鴻池	祥鑑君	泰三君
佐藤	昭郎君	坂野
齊藤	滋宣君	重信君
清水	嘉与子君	孝雄君
須藤	良太郎君	陣内
鈴木	政二君	末広まさきこ君
世耕	弘成君	正孝君
田中	直紀君	田浦
竹山	裕君	田村
谷川	秀善君	武見
中川	義雄君	敬三君
中曾根	弘文君	公平君
中原		真人君
爽君		享詳君

今井 海野 江本 孟紀君
　　徹君
勝木 敏夫君 健司君
久保 佐藤 一元君
木俣 小山 峰男君
　　巨君
久保 小林 佐藤 泰介君
木俣 小山 佐藤 勲君
　　貞子君
齋藤 竹村 千葉 泰子君
　　景子君
篠瀬 寺崎 直嶋 平田 福山 本田 本多
　　昭久君 正行君 健二君 哲郎君
峰崎 松崎 俊久君 良一君 達郎君
　　直樹君
篠瀬 進君 進君 進君 進君
　　山下八洲夫君
大森 和田 田中 沢 但馬
　　礼子君 洋子君 洋子君 久美君
魚住裕 一郎君 一郎君 一郎君
　　たまき君
浜四津敏子君 鶴岡 風間
　　洋君
　　相君

江田	五月君	今泉
小川	勝也君	北澤
岡崎トミ子君	俊美君	川橋
郡司	彰君	小宮山洋子君
奥石	東君	櫻井
佐藤	雄平君	高嶋
谷林	正昭君	角田
長谷川	清君	廣中和歌子君
藤井	俊男君	内藤
前川	忠夫君	正光君
松田	岩夫君	円 より子君
柳田	稔君	本岡 昭次君
吉田	之久君	荒木 清寛君
海野	義孝君	加藤 修一君
浜田卓二郎君	木庭健太郎君	白浜 一良君
日笠 続	訓弘君	勝之君

官 報 (号 外)

平成十一年四月二十八日

參議院會議錄第十七號

投票者氏名

平成十一年四月二十八日 参議院会議録第十七号 投票者氏名

官 報 (号 外)

平成十一年四月二十八日 参議院会議録第十七号

第明治
三十五年三月二十日
種郵便物認可

発行所
二東京
番都○五
大四号港
藏区一八四
省虎ノ門四五
印刷局二丁目

電話
03
(3587)
4294

定価
(本体
三三〇円)